



埼玉県報

第 2785 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 29 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし (財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし (改革推進課)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (人事課)
- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (人事課)
- 職員の退職管理に関する条例のあらまし (人事課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (人事課)
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (人事課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし (人事課)
- 埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例のあらまし (職員健康支援課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし (共助社会づくり課)
- 埼玉会館条例の一部を改正する条例のあらまし (文化振興課)
- 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (消費生活課)
- 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例のあらまし (社会福祉課)
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例のあらまし (高齢者福祉課)
- 埼玉県手話言語条例のあらまし (障害者福祉推進課)
- 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例のあらまし (障害者福祉推進課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし (障害者支援課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし (障害者支援課)
- 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例のあらまし (国保医療課)
- 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例のあらまし (国保医療課)
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし (医療整備課)
- 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例のあらまし (疾病対策課)

- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（生活衛生課）
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（食品安全課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（食品安全課）
- 埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例のあらまし（森づくり課）
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（経営管理課）
- 埼玉県議会事務局条例の一部を改正する条例のあらまし（政策調査課）
- 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（政策調査課）
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（教職員課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（警務課）
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（警務課）

条例

- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（財政課）
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（改革推進課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の退職管理に関する条例（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例（職員健康支援課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（共助社会づくり課）
- 埼玉会館条例の一部を改正する条例（文化振興課）
- 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例（消費生活課）
- 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（社会福祉課）
- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（高齢者福祉課）
- 埼玉県手話言語条例（障害者福祉推進課）

- 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（障害者福祉推進課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（障害者支援課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（障害者支援課）
- 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国保医療課）
- 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（国保医療課）
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（医療整備課）
- 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（疾病対策課）
- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（食品安全課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（食品安全課）
- 埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（森づくり課）
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（経営管理課）
- 埼玉県議会事務局条例の一部を改正する条例（政策調査課）
- 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(政策調査課)
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警務課）

規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（県政情報センター）
- 埼玉県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（県政情報センター）

- 知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（県政情報センター）
- 埼玉県情報公開審査会規則の一部を改正する規則（県政情報センター）
- 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則（消費生活課）
- 埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則の一部を改正する規則（消防防災課）
- 埼玉県第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則（大気環境課）
- 埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農業政策課）
- 埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則（農業政策課）
- 埼玉県景観規則の一部を改正する規則（田園都市づくり課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県教育委員会会議規則及び埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 埼玉県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則（福利課）
- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）
- 埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則（警務

課)

- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 規則の分類に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 人事記録に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 管理職員特別勤務手当に関する規則及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 職員の退職管理に関する規則(任用審査課)

訓令

- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 職員被服貸与規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(教職員課)

- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令（県立学校人事課）
- 埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（管財課）

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程（水道企画課）
- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道局公印規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員倫理規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター本庄事務所）
- 埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類（学事課）
- 災害オペレーション支援システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（消防防災課）
- 映像情報提供システム等運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（消防防災課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の一部解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 富士見都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)

- 遠隔胎児診断支援システム導入業務に関する落札者等の公示(保健医療政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 農用地利用配分計画の縦覧(農業ビジネス支援課)
- 保安林の指定予定(森づくり課)
- 道路の兼用工作物の管理に関する告示(道路環境課)
- 車両制限令第3条第1項第3号に基づく道路の指定等(道路環境課)
- 土砂災害警戒区域等の解除(河川砂防課)
- 土砂災害警戒区域等の指定(河川砂防課)
- 河川区域の指定(水辺再生課)
- 羽生都市計画道路の変更(都市計画課)
- 幸手都市計画道路の変更(都市計画課)
- さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の事業計画の変更認可(都市計画課)
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画の変更(第10回)(市街地整備課)
- 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の定款の変更(第5回)(市街地整備課)
- 川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業の事業計画の変更(第1回)(市街地整備課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示(八潮新都市建設事務所)
- 埼玉県景観計画の変更(田園都市づくり課)
- 埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定の一部を改正する告示(田園都市づくり課)
- 県営都市公園(しらこぼと公園)の区域の変更(公園スタジアム課)
- 県営都市公園(まつぶし緑の丘公園)の区域の変更(公園スタジアム課)
- 県営都市公園(加須はなさき公園)の区域の変更(公園スタジアム課)
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正(出納総務課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定(出納総務課)
- 県道行田東松山線の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 県道熊谷児玉線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 県道原郷熊谷線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- 県道新堀尾島線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- 県道さいたま栗橋線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 県道さいたま栗橋線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道蓮田杉戸線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)

- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示（政策調査課）
- 埼玉県議会情報公開実施要綱の一部を改正する告示（政策調査課）
- 埼玉県情報公開条例第 33 条第 1 項の規定により公営企業管理者が定める出資法人（公営企業・総務課）
- 小児医療センター新病院スマートホンシステム整備業務の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（経営管理課）
- 埼玉県情報公開条例第 33 条第 1 項に規定する実施機関が定める法人告示（下水道管理課）
- 平成 13 年埼玉県教委告示第 18 号の一部を改正する告示（教委・総務課）
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(審査調整課)
- 埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示(審査調整課)
- 埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する告示(審査調整課)
- 埼玉県労働委員会の公文書開示事務の処理に関する規程の一部を改正する告示(審査調整課)
- 埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示(収用委員会事務局)
- 埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(収用委員会事務局)
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面漁場管理委員会)
- 外来魚の再放流禁止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（内水面漁場管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

一 趣旨

道路運送法の一部改正等に伴い、自家用有償旅客運送者登録申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設

(例) 自家用有償旅客運送者登録申請手数料 一万五千元

イ 手数料の改定

(例) 介護支援専門員実務研修手数料 現行 三万円
改正後 六万円

ウ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

平成二十八年四月一日。ただし、二(一)の一部は同年十一月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

一 趣旨

埼玉県立小児医療センターの新病院及び埼玉県立循環器・呼吸器病センターの新病棟の開設準備等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

二千二百二十二人 ↓ 二千三百六十三人（十百四十一人）

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）

（人事課）

一 趣旨

平成二十七年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、公務の運営に支障がないと認める場合に限り、職員の申告を考慮して勤務時間を弾力的に割り振ることができる制度である、いわゆるフレックスタイム制を設けるための改正

二 内容

- (一) 職員の勤務時間について、四週間の範囲内において一週間当たり三十八時間四十五分となるように割り振ることができることとする。
- (二) 勤務時間の弾力的な割振りを行うことにより、育児又は介護を行う職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間において週休日を一設けることができることとする。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第六号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の報告事項を改めるための改正

二 内容

任命権者の報告事項の追加及び削除

(一) 追加する項目

ア 職員の人事評価の状況

イ 職員の退職管理の状況

(二) 削除する項目

職員の勤務成績の評定の状況

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の退職管理に関する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法が改正され、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間、現職職員への働きかけを禁止するなど、退職管理に関する規定が設けられた。退職管理の適正の確保を図るため、法で条例事項とされたものについて定めるものである。

二 内容

- (一) 離職した日の5年以上前に副部長級・課所長級（国の部課長相当職）の職に就いていた者は、離職後2年間、当該職の職務に属する契約等事務について、現職職員に対し、働きかけをしてはならない。
 - ※ 部長級については、地方公務員法で規制されている。
- (二) 課所長級以上の職に就いていた者は、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合、その再就職先の名称等を届け出なければならない。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う、同一の事由により条例による
傷病補償年金等と他の法令による年金たる給付とが併給される場合における当該
傷病補償年金等の額の調整に関する規定の整備

二 内容

傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金とが併給される場合に傷病補償年金
又は休業補償の額に乗じる調整率の改定

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（人事課）

一 趣旨

知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引上げ

三 施行期日

公布の日。ただし、平成二十八年度の期末手当の支給割合は平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（人事課）

一 趣旨

平成二十七年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての勧告に基づき、職員の給与を改定するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、給料表ごとの級別基準職務表等を定めるための改正

二 内容

(一) 人事委員会の勧告に基づく給与改定

ア 給料表を若年層に重点を置いて引上げ

イ 勤勉手当の支給割合の引上げ

(二) 地方公務員法の一部改正に伴う級別基準職務表等の規定

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの平成二十八年度の勤勉手当の支給割合及び二(二)は平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（職員健康支援課）

一 趣旨

恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは執行猶予期間中恩給を停止しないこととするための改正

二 内容

三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、刑の執行を猶予されなかった部分の期間の恩給を停止し、猶予された部分の期間の恩給は支給する。

三 施行期日

刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。

二 内容

指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人市民シアター・エフ（深谷市）

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉会館条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（文化振興課）

一 趣旨

埼玉会館に会議室を増設し、その利用に係る料金の額の範囲を定めるための改正

二 内容

会議室の増設に伴う利用料金の上限額の設定

第十六会議室

（例） 一日 一二、八〇〇円

三 施行期日

平成二十九年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（消費生活課）

一 趣旨

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活支援センターの組織及び運営等に関する必要な事項を定めるための改正

二 内容

消費生活支援センターの組織及び運営等に関する事項を条例に追加

(一) センターの組織及び運営について

(二) センターが行う業務について

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）

（社会福祉課）

一 趣旨

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定するものである。

二 内容

民生委員の定数が変更となる市町の定数を改定する。

（例）川口市

六百二十八人 ↓ 六百三十三人（十五人）

三 施行期日

平成二十八年十二月一日

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

介護保険法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

介護保険サービスに、新たに「地域密着型通所介護」が創設され、定員十八人以下の通所介護事業の所管が市町村に移行する。

これに伴い、次の改正を行う。

- (一) 通所介護に関する規定のうち、療養通所介護（定員九人以下）の人員・設備・運営に関する規定（第百十四条～第百三十一条まで）を削除する。
- (二) 文言及び項ずれの整理を行う。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手話言語条例（埼玉県条例第十七号）（障害者福祉推進課）

一 趣旨

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とりよう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与するための条例

二 内容

(一) 基本理念

手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行う。

- ア 手話が、独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解
 - イ ろう者とりよう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重
- (二) 県、県民等及び事業者の責務及び役割

ア 県の責務

- (1) 基本理念にのっとり、手話の普及等を推進
- (2) 基本理念に対する県民の理解を深める。

イ 市町村等との連携協力

ウ 県民等の役割

- (1) 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体）
基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会を実現

(2) ろう者

基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及

(3) 手話通訳者等

手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及

エ 事業者の役割

基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備

(三) 施策の推進に必要な基本的事項

ア 計画の策定及び推進

(7) 県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、総合的かつ計画的に推進

(4) 施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等関係者の意見を聴くための協議の場を設ける。

イ 手話を学ぶ機会の確保等

(7) 手話サークル等県民が手話を学ぶ機会の確保

(4) 手話学習会の開催等の支援

(4) 県職員の手話学習会の開催等の推進

ウ 情報へのアクセス

(7) 情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信を推進

(4) 災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により情報取得できるように、必要な施策を講ずる。

エ 手話通訳者等の確保、養成等

オ 学校における手話の普及等

(7) ろう児等が通学する学校の設置者

教職員の手話に関する技術の向上、手話に関する学習の機会の提供、教育相談及び支援、手話の技能を有する教員（ろう者を含む。）の確保等

(4) 県

学校における、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会の充実、手話に関する啓発等の措置

カ 事業者への支援

キ 手話による文化芸術活動の振興

ク 手話に関する調査研究

ケ 財政上の措置

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（埼玉県条例第十八号）（障害者福祉推進課）

一 趣旨

障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、地域活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与するための条例

二 内容

(一) 定義

ア 障害者

心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

イ 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

(二) 基本理念

共生社会の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本として行う。

ア 全て障害者は、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

イ 全て障害者は、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

ウ 全て障害者は、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるときともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

エ 何人にも、社会的障壁に係る問題が認識され、障害及び障害者に関する理解が深まること。

(三) 県等の責務

ア 県の責務

(1) 障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を広め、共生社会の推進に
関して必要な施策を講ずる。

(i) 市町村等との連携、市町村等に対する支援

(ii) 障害者及びその家族等へ配慮した施策の推進

イ 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に
取り組む団体）の責務

障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深めるとともに、共生社会
の推進に寄与する。

ウ 事業者の責務

障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深め、社会的障壁の除去の
実施について必要かつ合理的な配慮に努め、共生社会の推進に寄与する。

四 共生社会を推進するための施策

ア 差別の事例の周知等による普及啓発

イ 交流の機会の拡大及び充実

ウ 社会参加の促進

エ 教育の推進

オ 意思疎通の手段の確保

カ 就労の促進等

キ 表彰

ク 職員の育成等

ケ 財政上の措置

五 障害を理由とする差別を解消するための施策

ア 差別の禁止

(i) 何人も、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、
障害者の権利利益を侵害してはならない。

(ii) 県は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をす
る。

(iii) 事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮
をするよう努める。

イ 相談体制の整備

特定相談及び広域専門相談員

ウ 紛争の防止・解決のための体制の整備

(i) 助言又はあっせん

(ii) 勧告（正当な理由がなくあっせんに従わない場合において、必要がある
と認めるとき）

(iii) 公表（正当な理由がなく勧告に従わないとき）

エ 障害者差別解消支援地域協議会の設置

三 施行期日

平成二十八年四月一日（ただし、二(五)ウの紛争の防止・解決のための体制の整備に係る規定は、平成二十八年七月一日）

本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（障害者支援課）

一 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正を行う。

二 内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に係る基準該当障害福祉サービスに関する特例の制度を設ける。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（障害者支援課）

一 趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型通所介護事業所に係る基準該当通所支援に関する特例の制度を設ける等するための改正

二 内容

指定地域密着型通所介護事業所において障害児に提供されるサービスを、法に基づく基準該当児童発達支援等とみなす特例の追加

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（国保医療課）

一 趣旨

本条例で規定する埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出率を改定するた
めの改正

二 内容

第二条に定める拠出率を「十万分の四十四」から「零」に改める。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（埼玉県条例第二十二号）（国保医療課）

一 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の財政の安定化を図るため、埼玉県国民健康保険財政安定化基金を設置するための条例の制定

二 内容

- (一) 基金の設置、積立て、管理等についての規定
- (二) 処分についての規定

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)については平成三十年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）

（医療整備課）

一 趣旨

医師の地域偏在や産科、小児科、救急を担当する医師の不足を解消するため、知事の指定する県外の大学に埼玉県の地域医療に貢献することを条件とした指定枠を設け、出身地を問わず奨学金を貸与する制度を新設するための改正

二 内容

指定大学在学者奨学金の新設

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）
（疾病対策課）

一 趣旨

地域自殺対策緊急強化交付金管理運営要領が改正され、緊急強化事業の実施期限が平成二十八年度末に延長されたことに伴い、埼玉県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長する。

二 内容

設置期間を平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日に改める。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（生活衛生課）

一 趣旨

犬又は猫の引取りにかかる所要経費が現行の手数料の額を上回ったことから、所要の額に引き上げるために手数料の額を改定する。

二 内容

犬又は猫の引取り手数料の改定

現行	二千円
改訂後	四千円

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（食品安全課）

一 趣旨

食品の安全性を一層確保するため、食品業者が公衆衛生上遵守すべき管理運営の基準を、危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準又は同方式を用いない場合の基準のいずれかとするものとする改正

二 内容

- (一) 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準の追加
- (二) 規定の整備

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（食品安全課）

一 趣旨

食品表示法の施行に伴い、ふぐ加工製品の表示に関する規定の整備をするための改正

二 内容

ふぐ加工製品の表示義務を条例の規定から削除

三 施行期日

(一) 施行期日

公布の日

(二) 経過措置

食品表示法の経過措置に合わせ、食品表示法における生鮮食品は平成二十八年九月三十日まで、加工食品は平成三十二年三月三十一日まで、それぞれ改正前の条例の規定に基づく表示を継続

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（森づくり課）

一 趣旨

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間を、平成二十八年三月三十一日から平成三十年三月三十一日に延長

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（経営管理課）

一 趣旨

埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立循環器・呼吸器病センターの病床数を変更し、新たに埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所を設置し、並びに病院事業に係る料金の額を改定するための改正

二 内容

(一) 病床数の変更

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県立小児医療センター

(二) 埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所の設置

(三) 料金の設定及び改定

ア 附属岩槻診療所における短期入所費用の新設

イ 駐車場料金の新設

ウ 診断書、証明書料金の改定

三 施行期日

公布の日から一年を超えない範囲内において規則で定める日

ただし、二(三)ウについては平成二十八年四月一日、二(一)アについては公布の日から一年三月を超えない範囲内において規則で定める日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会事務局条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（政策調査課）

一 趣旨

知事部局の職制との均衡を図るため、新たに職員の職を設けるための改正

二 内容

事務局における職員の職に「主任専門員」を設け、その職務を定める。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（政策調査課）

一 趣旨

県議会議員の期末手当の支給割合を改正するもの

二 内容

- (一) 平成二十七年度の期末手当の支給割合の引上げ
- (二) 平成二十八年度以降の期末手当の支給割合
平成二十八年度以降の期末手当の支給割合を「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項に規定する月に応じ、同項に規定する割合」とする。

三 施行期日等

- (一) 平成二十七年度の期末手当の支給割合の改定については、公布の日から施行し、平成二十七年十二月一日から適用
- (二) 平成二十八年度以降の期末手当の支給割合については、平成二十八年四月一日から施行

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（教職員課）

一 趣旨

平成二十七年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告に基づき、学校職員の給与を改定するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、給料表ごとの級別基準職務表を定める等するための改正

二 内容

(一) 人事委員会の勧告に基づく給与改定

ア 給料表を若年層に重点を置いて引上げ

イ 勤勉手当の支給割合の引上げ

(二) 地方公務員法の一部改正に伴う級別基準職務表等の規定

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの平成二十八年度の勤勉手当の支給割合及び二(二)は

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（県立学校
人事課）

一 趣旨

新たに県立特別支援学校一校を設置し、県立特別支援学校一校を廃止するため
の改正

二 内容

埼玉県立けやき特別支援学校の設置及び埼玉県立岩槻特別支援学校の廃止

三 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において埼玉県教育委員会規則で
定める日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（県立学校人事課）

一 趣旨

学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度を設けるとともに、規定の整備を行うための改正

二 内容

- (一) 学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度を設ける規定を追加する。
- (二) その他規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（警務課）

一 趣旨

平成二十八年度における警察官六十四人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

二 内容

平成二十八年度における警察官六十四人の増員に伴い、警視の定数「二百八十五人」を「二百八十七人」に、警部の定数「六百七十三人」を「六百七十七人」に、警部補及び巡查部長の定数「六千八百四十九人」を「六千八百八十八人」に、巡查の定数「三千五百八十九人」を「三千六百八十八人」に改める。

三 施行期日

平成二十八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（警務課）

一 趣旨

川口市における住居表示の実施に伴い、川口警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

二 内容

川口警察署の管轄区域の変更

管轄区域から「前川町二丁目」を削り、川口市の新たな町の区域となる「本前川一丁目、本前川二丁目、本前川三丁目」を加える。

三 施行期日

公布の日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号中「第七十三号」を「第七十五号」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十一号中「第七十号」を「第七十二号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十号中「第六十九号」を「第七十号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 別表都市整備部の項第七十 建築士法第十条の二十第一項に規定する一号の二級建築士又は木造建築士 都道府県指定登録機関

の免許の登録がされていることの

証明

第三条第十九号中「第六十八号」を「第六十九号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十八号中「第六十七号」を「第六十八号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十七号中「第六十六号」を「第六十七号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十六号中「第六十五号」を「第六十六号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 別表福祉部の項第十五号の主 介護保険法第六十九条の三十三第一項に
任介護支援専門員研修 規定する指定研修実施機関

十五 別表福祉部の項第十六号の主 介護保険法第六十九条の三十三第一項に
任介護支援専門員更新研修 規定する指定研修実施機関

別表企画財政部の項中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 道路運送法施	自家用有	一万五千元
行令(昭和二十	償旅客運	
六年政令第二百	送者登録	
五十号)第四条	申請手数	

<p>第一項の規定に基づく道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第七十九条に規定する自家用有償旅客運送者の登録（更新の登録を除く。）の申請（市町村が行うものを除く。次号において同じ。）に対する審査</p>	<p>料</p>	
<p>五 道路運送法施行令第四条第一項の規定に基づく道路運送法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者の変更登録（同法第七十九条の二第一項第二号の自家用有償旅客運送の種別の増加に係るもの又は同項第三号の運送の区域の増加に係るもの（同法第七十九条の登録を受けている当</p>	<p>自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料</p>	<p>三千元</p>

<p>該運送の区域の属する市町村内における当該運送の区域の増加に係るものを除く。）に限る。）の申請に対する審査</p>		
---	--	--

別表福祉部の項第十三号中「三万八千円」を「七万五千円」に、「二万七千円」を「三万二千円」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

<p>十六 介護保険法 施行令第三十七 条の十五第一項 及び介護保険法 施行規則第四百 十条の六十八第</p>	<p>主任介護 支援専門 員更新研 修手数料</p>	<p>四万六千円</p>
<p>十五 介護保険法 施行令（平成十 年政令第四百十 二号）第三十七 条の十五第一項 及び介護保険法 施行規則（平成 十一年厚生省令 第三十六号）第 百四十条の六十 八第一項第一号 の規定に基づく 主任介護支援専 門員研修</p>	<p>主任介護 支援専門 員研修手 数料</p>	<p>四万九千円</p>

一項第二号の規定に基づく主任
介護支援専門員
更新研修

別表産業労働部の項第十一号中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、
同項第十二号中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

別表農林部の項中第五十一号を第五十五号とし、第二十七号から第五十号まで
を四号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の四号を加える。

<p>二十七 農産物検査 査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）第五 条第一項第二号の規定に基づ く農産物検査法（昭和二十六年 法律第四百四十四号）第十七条第 一項に規定する 登録検査機関の 登録の申請に対 する審査</p>	<p>登録検査 機関登録 申請手数 料</p>	<p>十五万円</p>
<p>二十八 農産物検査 査法施行令第五 条第一項第四号 の規定に基づく 農産物検査法第 十八条第三項に おいて準用する 同法第十七条第 一項に規定する 登録検査機関の</p>	<p>登録検査 機関登録 更新申請 手数料</p>	<p>一万百円</p>

<p>登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>登録検査 機関の農産物の種類に係る 変更登録 申請手数料</p>	<p>三万円</p>
<p>二十九 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>登録検査 機関の登録の区分に係る 変更登録 申請手数料</p>	<p>十五万円</p>
<p>三十 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する変更登録（同法第十七条第四項第四号の登録の区分の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>登録検査 機関の登録の区分に係る 変更登録 申請手数料</p>	<p></p>

別表都市整備部の項第一号中「及び第百二号イ」を「、第百四号イ及び第百八号イ」に改め、同項第五号中「第九十六号ハ及び第百二号ハ」を「第九十八号ハ、第百四号ハ及び第百八号ハ」に改め、同項第百四号中「第百二号金額の欄イ」を

「第百四号金額の欄イ」に、「第百二号金額の欄ロ」を「第百四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百六号とし、同項中第百三号を第百五号とし、第百二号を第百四号とし、同項第百一号イ中「第百三号イ」を「第百五号イ」に改め、同号イ(2)中「第百三号」を「第百五号」に改め、同号を同項第百三号とし、同項中第百号を第百二号とし、第九十九号を第百一号とし、同項第九十八号中「第九十六号金額の欄イ」を「第九十八号金額の欄イ」に、「第九十六号金額の欄ロ」を「第九十八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百号とし、同項第九十七号金額の欄を次のように改め、同号を同項第九十九号とする。

イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(一) 新築の場合

三千元

(二) 増築又は改築の場合

五千元

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

六千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

一万五百円

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万二千元

(ロ) 増築又は改築の場合

一万八千五百円

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万七千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

二万七千元

(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

三万二千五百円

(ロ)	増築又は改築の場合	五万五百円
(五)	床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	五万六千円
(ロ)	増築又は改築の場合	八万七千円
(六)	床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	九万二千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	十四万三千五百円
(七)	床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	十一万四千円
(ロ)	増築又は改築の場合	十七万六千五百円
(八)	床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	
(イ)	新築の場合	十二万五千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	十八万八千五百円
ロ	住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合	
(1)	一戸建ての住宅	一万千五百円
(2)	共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
(一)	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三万六千円
(二)	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	五万六千円
(三)	床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの	十万三千五百円
(四)	床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	十七万五千円
(五)	床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二十六万七千五百円
(六)	床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	四十八万四千五百円

(七)	床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	六十六万五百円
(八)	床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	七十九万八千五百円
ハイ及びピロ以外の場合		
(1) 一戸建ての住宅		
(一)	新築の場合	二万八千五百円
(二)	増築又は改築の場合	四万二千五百円
(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		
(一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	六万三千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	九万七千円
(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	十万円
(ロ)	増築又は改築の場合	十五万三千円
(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	十九万四千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	二十九万九千五百円
(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	三十四万六千円
(ロ)	増築又は改築の場合	五十三万四千円
(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	五十九万二千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	九十一万六千円
(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの		
(イ)	新築の場合	百九万三千五百円
(ロ)	増築又は改築の場合	百六十九万二千元

- (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合 百五十六万千五百円
 - (ロ) 増築又は改築の場合 二百四十一万六千円
- (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの
 - (イ) 新築の場合 百九十一万二千円
 - (ロ) 増築又は改築の場合 二百九十五万九千五百円

別表都市整備部の項中第九十六号を第九十八号とし、第九十五号金額の欄を次のように改め、同号を第九十七号とする。

イ 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第九十九号において同じ。）が提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅
 - (一) 新築の場合 六千円
 - (二) 増築又は改築の場合 一万円
- (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号から第百号までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
 - (一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合 一万三千円
 - (ロ) 増築又は改築の場合 二万千円
 - (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
 - (イ) 新築の場合 二万四千円
 - (ロ) 増築又は改築の場合 三万七千円
 - (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

	(イ) 新築の場合	三万五千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	五万四千元
	(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
	(イ) 新築の場合	六万五千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	十万千元
	(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	
	(イ) 新築の場合	十一万二千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	十七万四千元
	(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	
	(イ) 新築の場合	十八万五千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	二十八万七千元
	(七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	
	(イ) 新築の場合	二十二万八千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	三十五万三千元
	(八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	
	(イ) 新築の場合	二十四万三千元
	(ロ) 増築又は改築の場合	三十七万七千元
	ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第九十九号において同じ。）の写しが提出された場合	
	(1) 一戸建ての住宅	二万三千元
	(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
	(一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	七万二千元
	(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十一万二千元
	(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの	二十万七千元

-
- (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三十五万円
- (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 五十三万五千元
- (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 九十六万九千元
- (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 百三十二万千元
- (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 百五十九万七千元
- ハ イ及びロ以外の場合
- (1) 一戸建ての住宅
- (一) 新築の場合 五万七千元
- (二) 増築又は改築の場合 八万五千元
- (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの 十二万七千元
- (イ) 新築の場合 十九万四千元
- (ロ) 増築又は改築の場合 十九万四千元
- (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 二十万円
- (ロ) 増築又は改築の場合 三十万六千元
- (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 三十八万九千元
- (ロ) 増築又は改築の場合 五十九万九千元
- (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 六十九万二千元
- (ロ) 増築又は改築の場合 百六万八千元
- (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
-

(イ)	新築の場合	百十八万五千円
(ロ)	増築又は改築の場合	百八十三万二千円
(六)	床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	二百十八万七千円
(ロ)	増築又は改築の場合	三百三十八万四千円
(七)	床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	三百十二万三千円
(ロ)	増築又は改築の場合	四百八十三万二千円
(八)	床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	
(イ)	新築の場合	三百八十二万四千円
(ロ)	増築又は改築の場合	五百九十一万九千円

別表都市整備部の項中第九十四号を第九十六号とし、第七十号から第九十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六十九号中「一万五千円」を「一万六千円」に、「一万円」を「一万千円」に改め、同号を同項第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一	建築士法	二級建築士又は木造建築士	一通につき	四百円
	第五条第一項に規定する二級建築士又は木造建築士の免許の登録がされている	建築士の登録がされている	料	
	ことの証明			

別表都市整備部の項中第六十八号を第六十九号とし、第六十七号を第六十八号とし、同項第六十六号中「の書換え交付」の下に「(同条第三項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を含む。)」を加え、同号を同項第六十七号とし、同項中第六十五号を第六十六号とし、第六十二号から第六十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二	建築基準法施行令(昭和	既存建築物の移転	二万七千円
-----	-------------	----------	-------

<p>二十五年政令第 三百三十八号) 第三百三十七条の 十六第二号の規 定に基づく既存 建築物の移転の 認定の申請に対 する審査</p>	<p>に対する 制限の緩 和に係る 認定申請 手数料</p>	
--	--	--

別表都市整備部の項に次の五号を加える。

<p>百七 建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に関す る法律（平成二 十七年法律第五 十三号）第二十 九条第一項の規 定に基づく建築 物エネルギー消 費性能向上計画 の認定の申請に 対する審査（次 号に規定する審 査を除く。）</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 認定申請 手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第三十条第一項各号に掲げる 基準に適合していることを示す書類が提 出された場合 (1) 一戸建ての住宅 五千円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定 める額 (一) 床面積の合計が三百平方メートル 未満のもの 一万千円 (二) 床面積の合計が三百平方メートル 以上二千平方メートル未満のもの 二万三千円 (三) 床面積の合計が二千平方メートル 以上五千平方メートル未満のもの 五万二千円 (四) 床面積の合計が五千平方メートル 以上のもの 九万四千円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部 分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次 に定める額 (一) 床面積の合計が三百平方メートル</p>
--	---	---

未満のもの 一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万九千円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十八万八千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十三万五千円

ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第八条第二号イ及びロに定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 四万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 四万四千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 八万円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

-
-
-
- 十三万五千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二十三万円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
三十三万円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
二十六万七千円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
四十三万二千元
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
六十一万六千元
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
七十五万九千元
- (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
八十九万八千元
- (6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
百二十四千円
- ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める
-

	<p>百八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第三十条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>
	<p>建築基準 関係規定 適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>
<p>額</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万七千円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千元</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円</p>	<p>前号に規定する合算して得た金額に、次に定める額を加算し、次のロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</p> <p>イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 七千円</p> <p>(2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万四千元</p> <p>(3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 二万四千元</p> <p>(4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの</p>

三万千円

(5) 床面積の合計が五百平方メートルを
超え千平方メートル以内のもの

五万八千円

(6) 床面積の合計が千平方メートルを超
え二千平方メートル以内のもの

七万八千円

(7) 床面積の合計が二千平方メートルを
超え一万平方メートル以内のもの

二十三万五千円

(8) 床面積の合計が一万平方メートルを
超え五万平方メートル以内のもの

四十二万円

(9) 床面積の合計が五万平方メートルを
超えるもの

七十七万七千円

ロ 建築基準法第八十七条の二の昇降機に
係る部分が含まれる場合 次に掲げる区
分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 昇降機を設置するもの (2)に掲げる
ものを除く。)

一基ごとに一万四千円 (小荷物専用
昇降機については、五千円)

(2) 建築基準法第六条第一項の規定によ
る確認を受けた昇降機の計画を変更し
て昇降機を設置するもの

一基ごとに七千円 (小荷物専用昇降
機については、四千円)

ハ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴
う場合 申請に係る構造計算適合性判定
を行おうとする一の建築物ごとに次に掲
げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 判定対象床面積が千平方メートル以
内のもの

(一) (二)以外のもの

<p>百九 建築物の工</p>	<p>建築物工</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 十七万四千四百八十円 (二) 判定対象床面積が千平方メートルを 超え二千平方メートル以内のもの 十一万八千五百六十円 (一) (二)以外のもの 二十二万八千七百二十円 (二) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 十四万七千七百二十円 (3) 判定対象床面積が二千平方メートル を超え一万平方メートル以内のもの 二十六万二千二百円 (一) (二)以外のもの より行われるもの 十六万千七百六十円 (二) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 三十四万六千四百四十円 (4) 判定対象床面積が一万平方メートル を超え五万平方メートル以内のもの 二十万四千九百六十円 (一) (二)以外のもの より行われるもの 六十三万六千九百六十円 (二) 構造計算が大臣認定プログラムに より行われるもの 三十四万七千五百二十円 (5) 判定対象床面積が五万平方メートル を超えるもの 六十三万六千九百六十円 (一) (二)以外のもの より行われるもの 三十四万七千五百二十円
---------------------	-------------	---

<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>		<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>
<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 二千五百円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万千五百円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二万六千円</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万七千円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの 七万四千五百円</p> <p>(五) 床面積の合計が一平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>		

の 九万四千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一万七千五百円

ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第二号イ及びロに定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千五百円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十一万五千元

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万五千元

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号

イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十三万三千五百円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以

-
-
-
- 上二千平方メートル未満のもの
二十一万六千円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
三十万八千円
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
三十七万九千五百円
- (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
四十四万九千円
- (6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
五十一万二千円
- ニ
イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
五万千円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
八万五千五百円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
十三万八千五百円
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
十八万千円
- (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
二十一万七千五百円
- (6) 床面積の合計が二万五千平方メートル
-

<p>百十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>建築基準 関係規定 適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ル以上のもの <u>二十五万五千元</u></p> <p>第百八号金額の欄イの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第百八号金額の欄ロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</p>
<p>百十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 五千元</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万三千円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル</p>

-
-
-
- 以上五千平方メートル未満のもの
五万二千元
 - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
九万四千元
 - (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
一万千円
 - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
三万千円
 - (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
九万四千円
 - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
十四万九千円
 - (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
十八万八千円
 - (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
二十三万五千元
 - ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
 - (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
四万円
 - (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
四万四千円
 - (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分
-

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
八万円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
十三万五千元

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二十三万円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
三十三万円

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
二万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
二万二千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
三万八千元

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
六万六千元

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
十二万千元

(四) 床面積の合計が五千平方メートル

以上のもの

十八万三千円

ニイ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
二十六万七千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
四十三万二千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
六十一万六千円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
七十五万九千円

(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
八十九万八千円

(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
百二十四千円

ホイ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
十万二千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
十七万千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

	<p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十三万二千元</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千元</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円</p>	<p>二十七万七千元</p>

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条を同条第十六号とし、同条第十四号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条を同条第十五号とし、同条第十三号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 別表福祉部の項第十一号の再 介護保険法第六十九条の三十三第一項に
 研修 規定する指定研修実施機関

別表福祉部の項第七号中「三万円」を「六万円」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「（平成十一年厚生省令第三十六号）」を削り、同条を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「三万円」を「四万二千元」に改め、同条を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

<p>十一 介護保険法 第六十九条の七 第二項及び介護 保険法施行規則 （平成十一年厚 生省令第三十六 号）第百十三条 の十六第一項の</p>	<p>介護支援 専門員再 研修手 料</p>	<p>四万二千元</p>
---	------------------------------------	--------------

規定に基づく再
研修

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第三条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百六十九号を第三百八十一号とし、第三百五十二号から第三百六十八号までを十二号ずつ繰り下げ、第三百五十一号を第三百五十八号とし、同号の次に次の五号を加える。

三百五十九	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
三百六十	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
三百六十一	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
三百六十二	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
三百六十三	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百五十号を第三百五十七号とし、第三百十六号から第三百四十九号までを七号ずつ繰り下げ、第三百十五号を第三百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百二十一	既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料
-------	-----------------------------

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百十四号を第三百二十号とし、第二百五号から第三百十三号までを六号ずつ繰り下げ、第二百四号を第二百六号とし、同号の次に次の四号を加える。

二百七	登録検査機関登録申請手数料
二百八	登録検査機関登録更新申請手数料
二百九	登録検査機関の農産物の種類に係る変更登録申請手数料
二百十	登録検査機関の登録の区分に係る変更登録申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第二百三号を第二百五号とし、第二号から第二百二号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

-
- 一 自家用有償旅客運送者登録申請手数料
 - 二 自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料
-

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同
年十一月一日から施行する。

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「二千二百二十二」を「二千三百六十三」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三条第一項ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、職員（委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「委員会規則」に改める。

第五条及び第七条の二第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十二条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第五条第一項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に、「除き、勤務日が引き続き委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が委員会規則で定める時間を超えないものに限る」を「除く」に改め、同条各号を次のように改める。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定の適用を受ける職員
日曜日及び土曜日を週休日（職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下この号において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間を超えない範囲内で週を単位として委員会規則で定める期間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき委員会規則で定める時間の間において委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 職員の勤務時間条例第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第五条第一項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（職員の勤務時間条例第三条第一項又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。ロにおいて同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十分五分となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）

の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

条 例

埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者(同条第一項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として埼玉県人事委員会規則(以下この条及び次条において「委員会規則」という。)で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役員(同項に規定する役員をいう。)又は同条第八項の役員に類する者として委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として委員会規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続き退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他委員会規則で定める場合を除き、委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に委員会規則で定める事項を届け出

なければならぬ。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第五条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与等条例」という。) 及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与等条例」という。) の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関す

る条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万七千円」を「三十万七千八百円」に改め、同項第二号中「五万三百円」を「五万五百円」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	

77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				

37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
再任用 職員以 外の職 員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400

	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条第1項及び附則第5項に規定する職員を除く。

77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300					37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600					38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900					39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200					40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400					41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700					42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000					43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300					44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500					45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300						46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600						47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800						48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000						49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300						50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600						51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800						52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000						53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
94	299,400	323,000	349,400	383,000								54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
95	300,500	324,400	350,900	383,600								55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
96	301,800	325,700	352,400	384,100								56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
97	302,900	326,900	353,700	384,500								57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
98	304,100	328,200	354,900	384,900								58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
99	305,300	329,500	356,000	385,500								59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
100	306,500	330,800	357,200	386,000								60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
101	307,700	332,200	358,300	386,400								61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
102	308,700	333,100	359,400	386,900								62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
103	309,800	334,200	360,500	387,500								63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
104	310,800	335,400	361,700	388,000								64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
105	311,600	336,500	362,900	388,300								65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
106	312,200	337,600	363,400	388,700								66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
107	312,800	338,600	364,000	389,200								67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
108	313,500	339,700	364,600	389,500								68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
109	314,000	340,900	365,200	389,800								69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
110	314,500	341,900	365,700	390,300								70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
111	315,000	342,900	366,200	390,800								71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
112	315,600	343,800	366,700	391,300							再任用 職員以 外の職 員	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
113	316,400	344,700	367,100	391,600								73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
114	317,100	345,600	367,500	392,100								74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
115	317,800	346,600	368,100	392,600								75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
116	318,500	347,600	368,600	393,100								76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		

別表第3（第3条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000

	117	319,100	348,600	369,000	393,400					
	118	319,900	349,100	369,500	393,900					
	119	320,600	349,700	370,100	394,400					
	120	321,400	350,300	370,600	394,900					
	121	322,000	350,600	370,700	395,300					
	122	322,300	351,000	371,300	395,800					
	123	322,800	351,500	371,800	396,200					
	124	323,300	351,900	372,200	396,700					
	125	323,600	352,300	372,700	397,100					
	126		352,700	373,200						
	127		353,200	373,700						
	128		353,600	374,200						
	129		354,000	374,500						
	130		354,400	375,000						
	131		354,800	375,500						
	132		355,200	376,000						
	133		355,400	376,300						
	134		355,900	376,800						
	135		356,300	377,200						
	136		356,600	377,600						
	137		356,900	377,900						
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任用 職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

77	264,000	320,700	389,400	440,200	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
78	265,200	321,700	390,000		38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
79	266,500	322,600	390,600		39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
80	267,700	323,500	391,200		40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
81	269,100	324,600	391,800		41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
82	270,400	325,400	392,400		42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
83	271,700	326,100	393,000		43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
84	272,900	326,900	393,600		44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
85	274,100	327,400	394,100		45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
86	275,200	327,900	394,600		46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
87	276,500	328,400	395,100		47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
88	277,700	328,900	395,800		48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
89	278,700	329,200	396,200		49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
90	279,900	329,700			50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
91	281,100	330,200			51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
92	282,300	330,700			52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
93	283,300	331,000			53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
94	284,300	331,400			54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
95	285,300	331,900			55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
96	286,300	332,400			56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
97	286,900	332,900			57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
98	287,800	333,400			58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
99	288,500	333,900			59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
100	289,400	334,400			60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
101	290,300	334,900			61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
102	291,000	335,400			62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
103	291,700	335,900			63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
104	292,400	336,400			64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
105	293,100	336,900			65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
106	293,600	337,300			66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
107	294,100	337,800			67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
108	294,600	338,200			68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
109	294,800	338,700			69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
110	295,200	339,100			70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
111	295,500	339,600			71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
112	295,800	340,000			72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
113	296,100	340,500			73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
114	296,400	340,900			74	260,200	317,400	387,400	438,700	
115	296,700	341,400			75	261,600	318,500	388,000	439,200	
116	297,000	341,800			76	262,900	319,600	388,700	439,700	

再任用
職員以
外の職
員

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300

	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用 職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

		37	358,000	426,600	481,500	540,900
		38	360,400	428,600	483,300	542,500
		39	362,800	430,600	485,100	543,900
		40	365,200	432,600	486,900	545,500
		41	367,500	434,600	488,600	547,000
		42	368,900	436,400	490,400	548,400
		43	370,400	438,100	492,200	549,800
		44	371,900	439,900	494,000	551,100
		45	373,400	441,800	495,600	552,300
		46	374,800	443,600	497,300	553,300
	再任用 職員以 外の職 員	47	376,300	445,400	499,100	554,300
		48	377,800	447,100	500,900	555,300
		49	379,100	448,900	502,500	556,300
		50	380,100	450,600	503,800	557,200
		51	381,100	452,400	505,100	558,100
		52	382,100	454,200	506,400	559,000
		53	383,100	456,100	507,700	559,800
		54	384,000	457,300	509,000	560,700
		55	384,900	458,500	510,300	561,600
		56	385,800	459,700	511,600	562,500
		57	386,800	460,900	512,600	563,400
		58	387,700	461,900	513,400	564,300
		59	388,500	462,900	514,200	565,200
		60	389,300	463,900	515,000	565,900
		61	390,100	464,700	515,900	566,800
		62	390,600	465,400	516,700	567,700
		63	391,000	466,100	517,600	568,600
		64	391,500	466,800	518,400	569,500
		65	391,800	467,500	519,300	570,400
		66		468,200	520,200	
		67		468,900	520,900	
		68		469,600	521,800	
		69		470,100	522,700	
		70		470,800	523,500	
		71		471,500	524,400	
		72		472,200	525,300	
		73		472,600	526,100	
		74		473,200	527,000	
		75		473,900	527,900	
		76		474,600	528,600	

	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700	
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100	
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500	
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900	
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300	
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700	
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000	
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300	
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700	
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000	
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300	
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600	
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600		
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900		
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200		
再任用職員以外の職員	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500		
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800		
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100		
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500		
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700		
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000		
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300		
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600		
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800		
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700			
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400			
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000			
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400			
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900			
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400			
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900			
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500			
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000			
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600			
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200			

ロ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300

ハ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300

	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700			
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200			
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700			
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200			
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500			
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000			
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400			
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800			
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200			
	86		288,300	324,200	345,100				
	87		288,500	324,400	345,400				
	88		288,700	324,800	345,700				
	89		289,100	325,200	346,100				
	90		289,300	325,600	346,400				
	91		289,500	326,000	346,800				
	92		289,700	326,400	347,100				
	93		290,100	326,700	347,500				
	94		290,300	326,900	347,800				
	95		290,500	327,300	348,100				
	96		290,800	327,600	348,400				
	97		291,200	327,800	348,700				
	98		291,500	328,100	349,100				
	99		291,700	328,400	349,500				
	100		292,000	328,700	349,900				
	101		292,300	328,900	350,400				
	102		292,500	329,200	350,800				
	103		292,700	329,600	351,200				
	104		293,000	329,800	351,600				
	105		293,300	329,900	352,100				
	106			330,200					
	107			330,600					
	108			330,800					
	109			331,000					
	110			331,400					
	111			331,800					
	112			332,200					
	113			332,400					
再任用 職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800					37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400					38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900					39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200					40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500					41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000					42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
再任用	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400					43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
職員以	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700					44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
外の職																		
員	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000					45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500					46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000					47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400					48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700					49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100					50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600					51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000					52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400					53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
	94	280,400	313,800	347,200	365,200						54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
	95	281,300	314,500	347,900	365,600						55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
	96	282,300	315,100	348,500	365,900						56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
	97	283,200	315,800	348,900	366,500						57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
	98	284,000	316,100	349,300	367,000						58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
	99	284,600	316,700	349,800	367,500						59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
	100	285,500	317,400	350,200	368,000						60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
	101	286,300	317,800	350,700	368,600						61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
	102	287,100	318,400	351,100	369,100						62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
	103	287,900	319,000	351,600	369,600						63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
	104	288,700	319,600	352,000	370,000						64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
	105	289,400	320,000	352,300	370,600						65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
	106	289,900	320,500	352,800	371,100						66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
	107	290,400	321,000	353,200	371,600						67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
	108	290,900	321,500	353,500	372,100						68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
	109	291,100	321,900	354,000	372,700						69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
	110	291,400	322,300	354,500	373,100						70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
	111	291,600	322,600	355,000	373,600						71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
	112	292,000	322,900	355,500	374,100						72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
	113	292,300	323,300	356,000	374,700						73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
	114	292,500	323,700	356,500							74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
	115	292,900	324,100	357,000							75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
	116	293,200	324,400	357,400							76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		

	157	305,500						
	158	305,800						
	159	306,100						
	160	306,400						
	161	306,800						
	162	307,100						
	163	307,400						
	164	307,700						
	165	308,100						
	166	308,400						
	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

	117	293,500	324,600	357,800				
	118	293,800	324,900	358,200				
	119	294,100	325,300	358,700				
	120	294,500	325,500	359,200				
	121	294,800	325,700	359,600				
	122	295,200	326,000	360,100				
	123	295,500	326,300	360,600				
	124	295,900	326,600	361,100				
	125	296,100	326,800	361,400				
	126	296,300	327,100					
	127	296,600	327,500					
	128	297,000	327,700					
	129	297,200	327,800					
	130	297,500	328,100					
	131	297,900	328,500					
	132	298,300	328,700					
	133	298,500	329,000					
	134	298,800	329,400					
	135	299,200	329,800					
	136	299,500	330,200					
	137	299,700	330,500					
	138	300,000	330,900					
	139	300,400	331,300					
	140	300,700	331,700					
	141	300,900	332,000					
	142	301,300	332,400					
	143	301,700	332,700					
	144	302,000	333,100					
	145	302,100	333,400					
	146	302,400	333,800					
	147	302,700	334,200					
	148	303,100	334,600					
	149	303,300	334,900					
	150	303,500	335,300					
	151	303,800	335,700					
	152	304,100	336,100					
	153	304,500	336,400					
	154	304,700						
	155	304,900						
	156	305,200						

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第二項を削る。

第三条の見出し中「給料表」の下に「及び級別基準職務表」を加え、同条第三項中「標準的な」を削り、「埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める」を「別表第五から別表第八までに定める級別基準職務表に定めるとおりとし、それぞれの級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第四条第三項中「人事委員会」を「埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。)」に改め、同条第六項中「埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。)」を「委員会規則」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

別表に次の四表を加える。

別表第五(第三条関係)

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	主事又は技師の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
三級	一 主査の職務 二 地域機関の担当課長の職務 三 主任の職務
四級	一 困難な業務を分掌する主査の職務 二 地域機関の困難な業務を分掌する担当課長の職務
五級	一 主幹の職務 二 地域機関の担当部長の職務
六級	一 副課長の職務 二 地域機関の副所長の職務

				七級	<ul style="list-style-type: none"> 三 困難な業務を分掌する主幹の職務 四 地域機関の困難な業務を分掌する担当部長の職務
			八級	<ul style="list-style-type: none"> 一 本庁の課長の職務 二 地域機関の長の職務 三 地域機関の困難な業務を分掌する副所長の職務 	
		九級	<ul style="list-style-type: none"> 一 本庁の副部長の職務 二 困難な業務を所掌する地域機関の長の職務 	本庁の部局長の職務	
	十級				特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務

別表第六（第三条関係）

公安職給料表級別基準職務表

						職務の級	基準となる職務
				一級	<ul style="list-style-type: none"> 一 主任の職務 二 巡査長の職務 	巡査の職務	
				二級	<ul style="list-style-type: none"> 一 主任の職務 二 巡査長の職務 	高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務	
			四級	<ul style="list-style-type: none"> 一 係長の職務 二 困難な業務を処理する主任の職務 三 困難な業務を処理する巡査長の職務 			
		五級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の課長補佐の職務 二 警察署の課長の職務 三 相当困難な業務を分掌する係長の職務 				
	六級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の相当困難な業務を分掌する課長補佐の職務 二 警察署の相当困難な業務を分掌する課長の職務 三 困難な業務を分掌する係長の職務 					
七級					<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の困難な業務を分掌する課長補佐の職務 		

	八級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の課長の職務 二 警察署の長の職務 三 警察署の副署長の職務
九級		<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の参事官又は理事官の職務 二 困難な業務を所掌する警察署の長の職務

別表第七（第三条関係）

研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	技師の職務
二級	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
三級	高度の知識経験に基づき困難な研究を行う職務
四級	<ul style="list-style-type: none"> 一 地域機関の長の職務 二 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う職務
五級	困難な業務を所掌する地域機関の長の職務

別表第八（第三条関係）

医療職給料表級別基準職務表

イ 医療職給料表（一）

職務の級	基準となる職務
一級	医療業務を行う職務
二級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
三級	<ul style="list-style-type: none"> 一 地域機関の長の職務 二 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
四級	困難な業務を所掌する地域機関の長の職務

ロ 医療職給料表（二）

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
基準となる職務	技師の職務	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする技師の職務	主任の職務	地域機関の担当課長の職務	一 地域機関の長の職務 二 地域機関の副所長の職務 三 地域機関の担当部長の職務	相当困難な業務を所掌する地域機関の長の職務	困難な業務を所掌する地域機関の長の職務

ハ 医療職給料表（二）

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級
基準となる職務	技師の職務	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務	一 主任の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする技師の職務	一 看護師長の職務 二 地域機関の担当課長の職務 三 困難な業務を処理する主任の職務	一 看護部副部長の職務 二 地域機関の担当部長の職務 三 困難な業務を行う看護師長の職務 四 地域機関の困難な業務を分掌する担当課長の職務

七級	六級
困難な業務を行う看護部長の職務	<ul style="list-style-type: none"> 一 看護部長の職務 二 地域機関の副所長の職務 三 困難な業務を行う看護部副部長の職務 四 地域機関の困難な業務を分掌する担当部長の職務

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

第六条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、第一号任期付研究員の号給を、その者の知識経験等の度、その

者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

一 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 四号給

五 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 六号給

第五条第六項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「人事委員会規則」を「埼玉県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 任命権者は、第二号任期付研究員の号給を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定する。

一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によつて運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 三号給

第六条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第五条第二項及び第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次の各号に定

める号給に決定する。

- 一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給
 - 二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給
 - 三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給
 - 四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給
 - 五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給
 - 六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給
 - 七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給
- 第四条第四項中「委員会規則」を「埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）」に改める。
- 第五条第二項及び第三項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「」を「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第六項及び第七項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十条の四第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び附則第四項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（以下この項及び附則第四項において「改正後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定 平成二十七年四月一日
 - 二 第一条の規定による改正後の給与条例第十九条の四第二項の規定、改正後の

任期付研究員条例第六条第二項の規定並びに改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定 平成二十七年十二月一日

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十七年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十九条の表第五条第三項の項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同項の次に次のように加える。

第五条第四項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
--------	------	--

第十九条の表第五条第四項の項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年埼玉県条例第

五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項第一号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

条 例

埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例

埼玉県吏員恩給条例（昭和八年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条ノ二ただし書中「但シ、刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第三十五条第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

10	特定非営利活動法人市民シアター ・エフ	埼玉県深谷市深谷町九番十二号
----	------------------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

埼玉会館条例の一部を改正する条例

埼玉会館条例（昭和四十一年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
別表第十五会議室の項の次に次のように加える。

第十六会議室	午前	午後	夜間	一日
	二、七〇〇円以下	五、二七〇円以下	七、一二〇円以下	一二、八〇〇円以下

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに交付する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第二十九条―第三十四条）」を「第五章 消費生活支援
第六章 雑則（第三十

センター（第二十九条―第三十五条）
六条―第四十一条）」に改める。

第三十四条を第四十一条とし、第三十三条を第四十条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を
第三十九条とし、第二十九条から第三十一条までを七条ずつ繰り下げる。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 消費生活支援センター

（名称及び位置等の公示）

第二十九条 知事は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」とい
う。）第十条第一項に規定する機関として消費生活支援センター（以下「センタ
ー」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するもの
とする。当該事項を変更したときも、同様とする。

一 センターの名称及び位置

二 法第八条第一項第二号イ及びロに規定する事務を行う日及び時間

（事務）

第三十条 センターにおいては、法第八条第一項各号に掲げる事務のほか、消費者
教育、市町村の消費者行政及び消費者団体の活動の支援、関係者相互間の連携促
進等を行うものとする。

（職員の配置）

第三十一条 センターには、センターの事務を掌理するセンターの長及びセンター
の事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第三十二条 センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試

験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第三十三条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとにその能力の客観的な実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(職員に対する研修)

第三十四条 知事は、センターの事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第三十五条 知事は、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表川口市の項中「六百二十八人」を「六百三十三人」に改め、同表行田市の項中「百五十六人」を「百五十七人」に改め、同表所沢市の項中「四百九十四人」を「四百九十六人」に改め、同表飯能市の項中「百六十七人」を「百七十人」に改め、同表東松山市の項中「百五十六人」を「百五十九人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十六人」を「三百四十七人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十四人」を「二百六十五人」に改め、同表上尾市の項中「三百十四人」を「三百十八人」に改め、同表蕨市の項中「百二十九人」を「百三十三人」に改め、同表入間市の項中「二百五十一人」を「二百五十二人」に改め、同表朝霞市の項中「百五十九人」を「百六十四人」に改め、同表和光市の項中「九十一人」を「九十二人」に改め、同表新座市の項中「二百十二人」を「二百十五人」に改め、同表久喜市の項中「二百八十六人」を「二百八十九人」に改め、同表北本市の項中「百四十五人」を「百四十六人」に改め、同表富士見市の項中「百七十一人」を「百七十三人」に改め、同表坂戸市の項中「百四十八人」を「百四十九人」に改め、同表幸手市の項中「九十人」を「九十一人」に改め、同表日高市の項中「百六人」を「百九人」に改め、同表吉川市の項中「百十六人」を「百十七人」に改め、同表ふじみ野市の項中「百七十人」を「百七十三人」に改め、同表白岡市の項中「九十九人」を「百二人」に改め、同表伊奈町の項中「六十三人」を「六十六人」に改め、同表三芳町の項中「六十一人」を「六十二人」に改め、同表越生町の項中「三十一人」を「三十三人」に改め、同表滑川町の項中「三十七人」を「三十九人」に改め、同表小川町の項中「六十九人」を「七十人」に改め、同表川島町の項中「五十一人」を「五十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第五款 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営する基準

目次中

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第一百四十四条・第一百五十五条）

第二目 人員に関する基準（第一百六条・第一百七条）

第三目 設備に関する基準（第一百八条・第一百九条）

第四目 運営に関する基準（第一百二十条―第一百三十一条）

に關

を「第五款 削除」に改める。

」

第八十五条第五号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改め、「指定居宅サービス等をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第一百零二条第二項第一号イ中「三平方メートルに」の下に「当該指定通所介護事業所の」を加える。

第二章第七節第五款を次のように改める。

第五款 削除

第一百四十四条から第一百三十一条まで 削除

第一百三十四条第二項第一号イ中「三平方メートルに」の下に「当該基準該当通所介護事業所の」を加える。

第八十三条中「指定通所介護事業所、」を「指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第二百四十七条第三項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」に、「指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第二百四十七条第三項において「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第二百四十七条第二項中「をいう」の下に「。第六百七十一条第二項において同じ」を加え、同条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護（次項第三号並びに第六百七十一条第三項及び第四項第二号において同じ。）」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定訪問介護

二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

第二百七十七条の四第三項中「（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）」を削る。

第五百五十八条第四号中「をいう」の下に「。第五百五十八条の三において同じ」を加える。

第六百七十一条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第三項中「次項第二号において同じ。」の下に「、指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県手話言語条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

埼玉県手話言語条例

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とうる者以外の者とうが手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もつてろう者とうる者以外の者とうが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養^{かん}し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。

二 ろう者とろう者以外の者とは相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村等との連携協力)

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び地域活動団体(地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。)は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施

策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、前項の手話を使用しややすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

- 2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

（情報へのアクセス）

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

- 2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（手話通訳者等の確保、養成等）

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

（学校における手話の普及等）

第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

- 3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

- 4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会

を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話による文化芸術活動の振興)

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 共生社会を推進するための施策（第七条―第十五条）

第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策（第十六条―第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条）

附則

温和な気候に恵まれ、穏やかな県民性を持った私たちの埼玉県には、思いやりや助け合いの心を育む地域の風土がある。

平成二十六年に我が国が批准した障害者の権利に関する条約は、全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることなどを明らかにしている。

しかしながら、今なお、社会の実態は、障害や障害のある人に関する理解が深まっていないことから、社会的な障壁が残り、障害を理由とする差別の解消には至っていない状況にある。

もとより、人は、一人一人が異なる個性や素晴らしい持ち味を持っている。そして、誰もが自分の持ち味を生かすことによって、他の誰かを笑顔にし、明るい社会を築くことができる。思いやりや助け合いの心を育む風土に生きる私たち一人一人の持ち味を生かせる社会をつくるのが、明日の埼玉県の原動力になる。

障害のある人もない人も、互いを理解し、思いやり、共に支え合う心を持つことにより、誰もが安心して生活することができ、ひいては、誰もが生きがいを感じられる埼玉県がつくられていくことを私たちは確信している。

ここに、私たちは、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性が尊重される共生社会を推進することを決意し、全ての人が安心して暮らしていける埼玉県をつくるため、この条例を制定

する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害者の権利に関する条約、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に關し、基本理念を定め、並びに県、県民、地域活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 共生社会（障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合つて暮らすことのできる社会をいう。以下同じ。）の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。

四 何人にも、社会的障壁に係る問題が認識され、障害及び障害者に関する理解

が深まること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を広め、共生社会の推進に関して必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、共生社会を推進するに当たっては、市町村その他関係機関（以下この項において「市町村等」という。）と連携するとともに、当該市町村等に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、共生社会を推進するに当たっては、その講ずる施策が障害者及びその家族その他の関係者の立場に立ったものとなるよう配慮するものとする。

(県民及び地域活動団体の責務)

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。第七条において同じ。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深めるとともに、共生社会の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者（法第二条第七号に規定する事業者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深め、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努め、共生社会の推進に寄与するよう努めなければならない。

第二章 共生社会を推進するための施策

(普及啓発)

第七条 県は、県民、地域活動団体及び事業者が障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深めるよう、障害を理由とする差別の事例を周知する等により普及啓発を行うものとする。

(交流の機会の拡大及び充実)

第八条 県は、障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するものとする。

(社会参加の促進)

第九条 県は、地域社会等における活動を通じた障害者の社会参加の促進のため、必要な施策を講ずるものとする。

(教育の推進)

第十条 県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害者並びに共生社会に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

2 県は、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性に鑑み、障害者が障害者でない者と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。

(意思疎通の手段の確保)

第十一条 県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、障害者に対しその安全を確保するため、必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする。

(就労の促進等)

第十二条 県は、共生社会の実現に向けて、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がある能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会の拡大に必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第十三条 県は、共生社会の推進に特に功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

(職員の育成等)

第十四条 県は、障害者に対して適切な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、専門的知識又は技能を有する職員の育成、配置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、共生社会の推進のための施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策

(差別の禁止)

第十六条 何人も、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者その他の関係者が本人を補佐して行ったものを含む。次項において同じ。）があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要

としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（特定相談及び広域専門相談員）

第十七条 県は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じるものとする。

2 県は、特定相談に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 特定相談に応じ、関係者間の必要な調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 県は、前項各号に掲げる業務について、専門的知識及び技能を有する者に、これを行わせることができる。

4 前項の業務を行う者は、広域専門相談員と称する。

（助言又はあつせん）

第十八条 障害者は、自己に対して、事業者が第十六条第一項に規定する不当な差別的取扱いをした事実又は同条第三項に規定する必要かつ合理的な配慮をしなかつた事実（以下「対象事実」という。）の解決を図るため、知事に対し、助言又はあつせんの申立てをすることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前二項の申立ては、前条に規定する特定相談を経た後でなければ、することができない。

4 第一項及び第二項の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の五に規定する紛争については、適用しない。

（事実の調査）

第十九条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 前条第一項又は第二項の申立てがなされた対象事案に係る者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

（助言又はあつせん）

第二十条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、助言又はあつせんを行うも

のとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 助言又はあつせんの必要がないと認めるとき。

二 対象事案がその性質上助言又はあつせんをするのに適當でないと認めるとき。
2 知事は、前項の助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、助言及びあつせんにあつては対象事案に係る説明若しくは意見の表明又は資料の提出を求め、あつせんにあつてはそのあつせん案を作成し、これを提示することができる。

(勧告)

第二十一条 知事は、対象事案に係る事業者が、正当な理由がなく前条のあつせんに従わない場合(前条第二項の規定による求めに応じない場合を含む。)において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該あつせんに従い、又は当該求めに応じるよう勧告することができる。

(公表)

第二十二条 知事は、第十六条第一項に規定する不当な差別的取扱いに係る前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第二十三条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(地域協議会)

第二十四条 県は、地域における障害を理由とする差別に関する相談等について情報を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、法第十七条に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織するものとする。

第四章 雑則

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十八条から第二十三条までの規定は、同年七月一日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条・第五十一条」を「第五十条―第五十一条」に、「第六十条・第六十一条」を「第六十条―第六十一条」に改める。

第九十七条中「第十一條において」を「以下」に改める。

第五十条中「次条」を「第五十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る基準は、省令第六十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第六十条中「次条」を「第六十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六十条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る基準は、省令第七十二条の二に規定する基準の例によることとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六十条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）を加え、「以下この条において「指定通所介護」を（）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この条において「指定通所介護等」に、「当該指定通所介護」を「当該指定通所介護等」に改め、「指定通所介護事業所をいう。）」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第六十条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十四」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。第五条及び附則第三項において「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づき、国民健康保険の財政の安定化を図るため、埼玉県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に必要な費用の財源に充てる場合及び同条第二項に規定する場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び附則第三項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間における第一条の規

定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条及び附則第三項において「法」という。」第八十一条の二第一項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項」とする。

（処分の特例）

3 基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第五条の規定にかかわらず、法附則第二十五条の規定により、その一部を処分することができる。

条 例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（奨学金の種類）

第二条の二 第一条に規定する奨学金（以下「奨学金」という。）の種類は、次のとおりとする。

一 埼玉県出身者奨学金（次条第一項第一号及び第三項において「出身者奨学金」という。）

二 指定大学在学者奨学金（次条第一項第二号及び第三項において「指定大学奨学金」という。）

第三条を次のように改める。

（貸与の対象者）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる奨学金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 出身者奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。

ロ 貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者であること。

ハ 貸与の申請の時に、県内に住所を有する者、県内の高等学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者その他これらに準ずる者として規則で定める者であること。

ニ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。

二 指定大学奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。

ロ 貸与の申請の時に、知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者又は当該大学の医学を履修する課程の第一学年に在学する者であること。

ハ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金と同種のもの（第六条第三号において「同種の奨学金」という。）の貸与を受けている者は、奨学金の貸与を受けることができない。

3 出身者奨学金及び指定大学奨学金は、同時に貸与を受けることができない。

第四条第二項中「前条第三号及び」を「前条第一項第一号イ及び第二号イ並びに」に改め、「かかわらず」の下に「、同項に規定する奨学金の貸与の額のほか、奨学金の貸与を受けることができる者（貸与の申請の時に知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程の第一学年に在学する者を除く。）に対し」を、「額を」の下に「奨学金として」を加える。

第六条第一号を次のように改める。

一 県外の大学の医学を履修する課程に入学せず、又は在学しなくなったとき。

第六条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められなくなったとき。

三 同種の奨学金の貸与を受けることとなったとき。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年三月二十七日埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十八号第一項第六号中「二千円」を「四千元」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イを次のように改める。

イ 共通基準

管理運営の基準は、次のいずれかとする。

- (1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いる場合の基準
- (-) 食品取扱施設等における衛生管理
 - (イ) 一般事項
 - (i) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
 - (ii) 施設、設備及び機械器具類については、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物（以下「食品等」という。）及び容器包装の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。
 - (iii) 施設、設備、人的能力等に応じた食品等の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。
 - (ロ) 施設の衛生管理
 - (i) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、衛生上支障がないように維持すること。
 - (ii) 製造室、加工室、調理室、処理室、保管室、販売所等（以下「作業室」という。）には、不必要な物品等を置かないこと。
 - (iii) 作業室内の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
 - (iv) 作業室の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
 - (v) 作業室（販売所を除く。）の窓及び出入口は、開放しないこと。開放する場合にあっては、ちり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

- (vi) 排水が適切に行われるよう排水溝等の清掃及び補修を行うこと。
 - (vii) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
 - (viii) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
 - (ix) 手洗い設備は、手指等の洗浄が適切にできるよう維持するとともに、水を十分に供給し、手指等の消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
 - (x) 施設、設備等の清掃用器材は、必要に応じ、洗浄し、乾燥させ、常に清潔にしておくとともに、専用の場所に保管すること。
 - (xi) 作業室には、従事者以外の者を立ち入らせないこと。やむを得ず立ち入らせる場合は、(iv)、(v)、(vi)及び(vii)の規定に従わせること。
 - (xii) 作業室には、動物を入れないこと。
- (ハ) 食品等の取扱設備の衛生管理
- (i) 衛生保持のため、機械器具類は、その使用目的に応じて使用すること。
 - (ii) 機械器具類及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
 - (iii) 機械器具類及びその部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。
 - (iv) 機械器具類は、常に点検し、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
 - (v) 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検すること。また、その点検結果を記録するよう努めること。
 - (vi) ふきん、包丁、まな板、保護防具等は、洗浄し、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。特に、食品等に直接接触する場合にあつては、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。
 - (vii) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、容器に内容物の名称を表示する等により食品等への混入を防止すること。
- (ニ) ねずみ、昆虫等の対策
- (i) 施設及びその周囲においては、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、施設内への侵入を防止すること。
 - (ii) ねずみ、昆虫等の生息状況を定期的に調査し、その発生を認めた

ときは、食品等に影響を及ぼさないよう直ちに駆除作業を実施するとともに、その実施記録を一年間保存すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ及びねずみ、昆虫等の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達成できる方法であれば、その施設の状況に応じた方法、頻度で実施することとしても差し支えない。

(iii) 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、食品等、器具及び容器包装を汚染しないようその取扱いを適切に行うこと。

(iv) 原材料、製品、包装資材等は、ねずみ、昆虫等による汚染防止対策を講じた上で保管すること。

(ホ) 使用水等の管理

(i) 作業室で使用する水は、飲用適の水であること。ただし、冷却又は食品等の安全に影響を及ぼさない工程で使用する水はこの限りでないが、当該水を飲用適の水に混入しないこと。

(ii) 水道水以外の水を使用する場合は、年一回以上水質検査を行い、その成績書を一年以上（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間）保管すること。また、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

(iii) 水質検査の結果、飲用適の水でなくなったときは、直ちに使用を中止し、知事の指示を受け、適切な措置を講ずること。

(iv) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

(v) 水道水以外の水を使用する場合は、常に殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかどうかを確認すること。また、その結果を記録するよう努めること。

(vi) 飲食の用に供し、又は飲食物に直接接触する水は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用適の水からつくること。

(vii) 使用した水を再利用する場合にあつては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うとともに、その処理工程を適切に管理すること。

(ハ) 廃棄物及び排水の取扱い

(i) 廃棄物の保管及びその処理の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

(ii) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、汚液又は汚臭が漏れ

ないようにするとともに、常に清潔にしておくこと。

(iii) 廃棄物は、作業室外に保管すること。

(iv) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。

(v) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

(ト) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合は、法第四十八条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者（施設又はその部門ごとに、当該施設又は部門において従事する者のうちから、営業者が定める食品衛生に関する責任者をいう。以下同じ。）その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。なお、危害分析・重要管理点方式に関する専門的な知識及び助言は、関係団体、行政機関及び出版物等から得るよう努めること。

(フ) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

(i) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水分活性、水素イオン濃度等をいう。）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、くん煙等をいう。）、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には想定する使用方法や消費者層等を記述すること。

(ii) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

(iii) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

(リ) 食品等の取扱い

次の方法により食品等の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(i) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び(チ)(i)に規定する製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定する

こと。

- (ii) (i)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。
- (iii) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
- (iv) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。
- (v) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。モニタリングの方法に関する全ての記録には、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。
- (vi) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準が遵守されていないことにより影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。
- (vii) 製品の危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検

証を行うこと。

(ヌ) 記録の作成及び保存

(i) (リ) (i) 及び (ii) の危害分析、(リ) (iii) の重要管理点の決定及び (リ) (iv) の管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。

(ii) (リ) (v) のモニタリング、(リ) (vi) の改善措置及び (リ) (vii) の検証について記録を作成し、保存すること。

(iii) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

(iv) 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態、消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(v) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、知事から要請があつた場合には、当該記録を提出すること。

(ル) 従事者の衛生管理

(i) 従事者の健康状態の把握に留意し、定期的に検便の実施等食品衛生上必要な健康診断を行うこと。

(ii) 知事から指示があつたときは、従事者に検便を受けさせること。

(iii) 従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したとき、若しくはその疾病にかかつていることが疑われる症状を有するときは、営業者は、その旨を従事者から報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、その疾病の病原体を保有していないことが判明するまでの間、その従事者を食品等に直接接触する作業に従事させない等の措置を講じること。

(iv) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項の規定による通知（食品等に直接接触する業務に係るものに限る。）を受けた場合（当該従事者の保護者が当該通知を受けた場合を含む。）は、同条第二項に規定する期間、その従事者を食品等に直接接触する作業に従事させないこと。

(v) 従事者には、清潔な作業衣等を着用させ、作業室内では専用の履物を用いさせること。また、指輪、腕時計、ヘアピン等は、衛生上支障のない場合を除き、作業室に持ち込ませないこと。

(vi) 従事者が食肉等を取り扱う場合は、原則として、食肉等に直接接

触する部分が繊維製品その他洗浄消毒することが困難な素材で作られた手袋を使用させないこと。

(iv) 従事者には、常に爪を短く切らせ、衛生上支障のない場合を除き、マニキュア等をつけさせないこと。作業前、用便直後及び生鮮又は汚染された原材料等を取り扱った後は、必ず手指等の洗浄及び消毒を行わせること。

(v) 従事者には、作業室内では、着替え、喫煙、飲食等をさせないこと。

(7) 回収等

(i) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収方法、知事への報告等の手順を定めること。

(ii) 回収された製品は、通常製品と明確に区別して保管し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。

(iii) 回収を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じ、当該回収に関する公表を行うこと。

(二) 運搬

(イ) 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品等を汚染するようなものを使用しないこと。また、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修等を行うことにより適切な状態を維持すること。

(ロ) 食品等とそれ以外の貨物を混載する場合には、食品等以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品等を適切な容器に入れる等食品等以外の貨物と区分すること。

(ハ) 運搬中の食品等が、ちり、排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

(ニ) 品目が異なる食品等又は食品等以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ、消毒を行うこと。

(ホ) 未包装の食品等を車両、コンテナ等で運搬する場合は、必要に応じ、食品専用の車両、コンテナ等を使用し、当該車両、コンテナ等に食品専用であることを明示すること。

(ヘ) 運搬中の温度、湿度その他の状態及び所要時間等の管理に留意すること。

こと。

(三) 食品衛生責任者

- (イ) 営業者（法第四十八条第一項の規定により、食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、食品衛生責任者を定め、当該食品衛生責任者に衛生管理を行わせ、又は営業者が自ら食品衛生責任者となり、衛生管理を行うこと。
- (ロ) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法や食品衛生に関する事項について必要な注意をすることともに、営業者に対し必要な意見を述べること。
- (ハ) 営業者は、(ロ)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- (ニ) 食品衛生責任者は、知事の指定した講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。
- (ホ) 次の表の上欄に掲げる営業者に係る食品衛生責任者については、同表の下欄各号に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

<p>飲食店営業 喫茶店営業 菓子製造業 あん類製造業 アイスクリーム類製造業 乳処理業 特別牛乳搾取処理業 乳製品製造業（全粉乳（その容量が千四百グラム以下である缶に収められるものに限る。））、加糖粉乳及び調整粉乳を製造する営業を除く。） 食肉処理業 食肉販売業（あらかじめ容器包装に入れられた食肉のみを販売する営業を除く。） 魚介類販売業（あらかじめ容器包装に入れられた魚介類のみを販売する営業を除く。）</p> <p>魚介類競り売り営業 魚肉練り製品製造業（魚肉ハム及び魚肉ソーセージを製造する営業を除く。）</p> <p>食品の冷凍又は冷蔵業（貯蔵のみを行う営業を除く。） 清涼飲料水製造業 乳酸菌飲料製造業 氷雪製造業 食用油脂製造業（脱色又は脱臭の過程を経て製造する営業を除く。） みそ製造業 しょうゆ製造業 ソース類製造業 酒類製造業 豆腐製造業 納豆製造業 めん類製造業 総菜製造業 缶詰又は瓶詰食品製造業 菓子種製造業 こんにやく類製造業 漬物製造業 魚介類加工業</p>	<p>一 法第四十八条第六項各号のいずれかに該当する者</p> <p>二 栄養士、調理師、製菓衛生師又は船舶料理士の資格を有する者</p> <p>三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号又は第四号に該当する者</p> <p>四 他の都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若し</p>
---	---

くは同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「他県等」という。）の食品衛生關係の條例に基づく資格又は他県等の知事若しくは市長が、食品衛生に關してこれと同等以上の知識を有する資格として認められた資格を有する者

五 他県等の知事又は市長の指定した食品衛生責任者を養成するための講習会の課程を修了した者

六 知事の指定した食品衛生責任者を養成するための講習会の課程を修了した者又はこれと同等以上の知識を有すると知事が認められた者

(四) 従事者に対する衛生教育

(イ) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、処理、保管、運搬、販売等が衛生的に行われるよう、従事者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。特に、洗淨剤、消毒剤その他化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いに関する教

育を実施すること。

(ロ) (イ)の衛生教育には、各種手順等(一)(イ)(ii)、(ハ)(i)、(リ)、(ヲ)(i)及び(五)

(イ)に関する事項を含むものとする。

(ハ) 従事者への衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じ、教育方法を見直すこと。

(五) 管理運営要領の作成

(イ) 施設及び食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従事者に周知徹底させること。

(ロ) 定期的に製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、(イ)で作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。

(六) 情報の提供及び報告

(イ) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

(ロ) 販売食品等に関する健康被害(当該販売食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。)の情報を消費者から受けたとき、及び法に違反する販売食品等を確認したときは、速やかに知事に報告すること。

(2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

(一) 食品取扱施設等における衛生管理

(イ) 一般事項

(1) (一)(イ)の規定によること。

(ロ) 施設の衛生管理

(1) (一)(ロ)の規定によること。

(ハ) 食品等の取扱設備の衛生管理

(1) (一)(ハ)の規定によること。

(ニ) ねずみ、昆虫等の対策

(1) (一)(ニ)(i)、(iii)及び(iv)の規定によること。

(ii) ねずみ、昆虫等の生息状況を定期的に調査し、その発生を認めるときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除作業を実施するとともに、その実施記録を一年間保存すること。

(ホ) 使用水等の管理

(1) (一)(ホ)の規定によること。

(ハ) 廃棄物及び排水の取扱い

(1) (一) (ハ)の規定によること。

(ト) 食品等の取扱い

(i) 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等を点検すること。また、その点検状況を記録するよう努めること。

(ii) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じ、前処理を行った後、加工に供すること。また、保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。

(iii) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

(iv) 食品等は、製造、加工、調理、処理、保管、運搬、販売等の各過程において、当該食品等の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工等の方法、包装形態、生食用又は加熱加工用の使用方法等に応じ、温度及び時間の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

(v) 食品衛生に影響があると考えられる冷却、加熱、乾燥、添加物の使用、真空調理又はガス置換包装及び放射線照射の工程の管理に十分配慮すること。

(vi) 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。

(a) 原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

(b) 冷蔵庫（室）内では、相互汚染が生じないように区画して食品を保存するよう留意すること。

(c) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(vi) 原材料の保管に当たっては、使用期限等に応じ適切な順序で使用するよう留意すること。

(vii) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護できる物を使用し、容器包装には適切な表示が行える物を使用すること。また、再使用が可能な器具及び容器包装は、洗浄及び消毒が容易な物を用いること。

(ix) 食品等の製造、加工、調理又は処理に当たっては、次の事項を実施すること。

(a) 原材料及び製品への異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。

(b) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、必要に応じ、記録すること。

- (c) 製品ごとにその特性、製造加工等の手順、原材料等について記載した製品説明書の作成及び保存に努めること。
- (d) 分割され、又は細切された食肉等について、異物の混入の有無を確認し、異物が認められた場合には、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
- (e) 原材料として使用していない特定原材料（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づく食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）別表第十四に掲げる食品をいう。）が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (x) 製造、加工、調理又は処理をした製品について、定期的に自主検査を行い、その記録を一年間保存すること。
- (xi) 食品等の販売に当たっては、次の点に配慮すること。
 - (a) 販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売管理を行うこと。
 - (b) 直射日光にさらしたり、長時間不適切な温度で販売しないよう衛生管理に留意すること。
- (f) 記録の作成及び保存
 - (1) (一)(x)から(v)までの規定によること。
- (g) 従事者の衛生管理
 - (1) (一)(ル)の規定によること。
- (x) 回収等
 - (1) (一)(フ)の規定によること。
- (二) 運搬
 - (1) (二)の規定によること。
- (三) 食品衛生責任者
 - (1) (三)の規定によること。
- (四) 従事者に対する衛生教育
 - (1) (四)(イ)及び(ハ)の規定によること。
- (五) 管理運営要領の作成
 - (1) (五)の規定によること。
- (六) 情報の提供及び報告
 - (1) (六)の規定によること。

別表第一第二号へ(2)中「第一号イ(3)(五)」を「第一号イ(1)(三)(ホ)」に改め、同号ト(1)中「第一号イ(九)(イ)から(ニ)」を「第一号イ(1)(一)(ル)(i)から(iv)」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第五号及び第二十二条中「又は第二十四条」を削る。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十九条第五号を削る。

第三十一条中「及び第三号から第五号まで」を「、第三号及び第四号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした加工製品（改正前の第二十四条に規定する加工製品をいう。次項において同じ。）の表示については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にする加工製品の表示（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下この項において「府令」という。）附則第四条又は第五条の規定によりなお従前の例によりする加工食品（府令第二条第一項第一号に規定する加工食品をいう。ただし、平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入されるもの（業務用加工食品（同項第三号に規定する業務用加工食品をいう。以下この項において同じ。）を除く。）又は同日までに販売される業務用加工食品に限る。）又は生鮮食品（府令第二条第一項第二号に規定する生鮮食品をいう。ただし、平成二十八年九月三十日までに販売されるもの（業務用生鮮食品（同項第四号に規定する業務用生鮮食品をいう。）を除く。）に限る。）に係る表示に限る。）については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十九号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項病床数の欄を次のように改める。

三百四十三床
感染症病床
二十一
結核病床三
十
一般病床二
百九十二

第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項中「三百床」を「三百十六床」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 埼玉県立小児医療センターに診療所を設置し、その名称、位置、業務及び診療科目は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	業 務	診 療 科 目
埼玉県立小児医療センター 附属岩槻診療所	さいたま市	小児の疾病に関し必要な医療及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項に規定する短期入所の提供	小児科、リハビリテーション科

別表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項の次に次のように加える。

短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項に規定する特定費用として病院事業管理者が定める額の合計額
------	--

別表寝具の項の次に次のように加える。

駐 車 場	一台につき、一時間までごとに一、〇〇〇円の範囲内において病院事業管理者が定める額
-------------	--

別表診断書の項中 「一、五三〇円」を「二、四〇〇円」に改め、「四、五九〇円」を「五、三七〇円」に改め、同表証明書の項

中「一、五三〇円」を「一、七一〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表診断書の項及び証明書の項の改正規定 平成二十八年四月一日
- 二 第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項病床数の欄の改正規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日

条 例

埼玉県議会議事事務局条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十号

埼玉県議会議事事務局条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議事事務局条例（昭和二十六年埼玉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中12を13とし、11の次に次のように加える。

12 主任専門員

第三条第二号中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 主任専門員

第十条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 主任専門員は、上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 技能職員（一種）たる職員の主任専門員は、上司の命を受け、事務の補助及び自動車の運転の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の百五十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「六月にあつては百分の百四十、十二月にあつては百分の百七十五」を「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第三条第一項に規定する月に応じ、同項に規定する割合」に改める。附則に次の一項を加える。

平成二十八年四月一日以後、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定（同項に規定する月に応じて同項に規定する割合に係る部分に限る。）が改正された場合において、当該改正に係る条例に、当該改正に伴う期末手当に関する経過措置が規定されているときは、同日以後県議会議員に支給する期末手当については、当該経過措置の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条並びに次項及び第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条 例

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十二号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 153,600	円 197,900	円 258,200	円 327,200	円 415,700
	2	円 155,100	円 199,600	円 260,700	円 329,400	円 417,500
	3	円 156,600	円 201,200	円 263,000	円 331,700	円 419,300
	4	円 158,100	円 202,900	円 265,400	円 333,900	円 421,000
	5	円 159,800	円 204,700	円 268,000	円 336,200	円 422,500
	6	円 161,700	円 206,400	円 270,400	円 338,400	円 424,000
	7	円 163,500	円 208,100	円 272,600	円 340,700	円 425,900
	8	円 165,300	円 209,700	円 274,800	円 343,000	円 427,800
	9	円 167,100	円 211,500	円 277,200	円 345,000	円 429,600
	10	円 169,200	円 213,400	円 279,500	円 347,100	円 431,400
	11	円 171,200	円 215,300	円 281,900	円 349,300	円 433,300
	12	円 173,200	円 217,200	円 284,200	円 351,400	円 435,100
	13	円 175,200	円 218,900	円 286,600	円 353,600	円 436,800
	14	円 177,400	円 220,900	円 288,700	円 355,600	円 438,700
	15	円 179,600	円 222,900	円 290,700	円 357,600	円 440,500
	16	円 181,800	円 224,900	円 292,700	円 359,600	円 442,400
	17	円 184,100	円 226,800	円 294,900	円 361,500	円 444,100
	18	円 186,700	円 229,500	円 297,500	円 363,400	円 445,900
	19	円 189,200	円 232,200	円 300,000	円 365,400	円 447,700
	20	円 191,700	円 234,900	円 302,700	円 367,400	円 449,500
	21	円 194,200	円 237,500	円 305,200	円 369,200	円 451,100
	22	円 195,900	円 240,300	円 307,800	円 371,100	円 452,800
	23	円 197,600	円 242,900	円 310,200	円 373,000	円 454,700
	24	円 199,300	円 245,600	円 312,900	円 374,900	円 456,400
	25	円 200,800	円 248,100	円 315,500	円 376,400	円 458,100
	26	円 202,500	円 250,600	円 317,800	円 378,200	円 459,700
	27	円 204,200	円 253,100	円 320,200	円 380,000	円 461,300
	28	円 205,800	円 255,500	円 322,500	円 381,900	円 462,800
	29	円 207,300	円 258,200	円 324,800	円 383,800	円 464,300
	30	円 209,000	円 260,600	円 326,800	円 385,700	円 465,600
	31	円 210,700	円 262,800	円 329,000	円 387,600	円 466,900
	32	円 212,400	円 265,000	円 331,200	円 389,600	円 468,200
	33	円 214,000	円 267,200	円 333,300	円 391,300	円 469,400
	34	円 215,800	円 269,400	円 335,500	円 393,000	円 470,100
	35	円 217,600	円 271,600	円 337,700	円 394,600	円 470,800
	36	円 219,400	円 273,700	円 339,800	円 396,400	円 471,500
	37	円 221,000	円 276,000	円 342,000	円 397,600	円 472,100
	38	円 222,800	円 278,000	円 344,100	円 399,100	円 472,800
	39	円 224,600	円 280,000	円 346,300	円 400,500	円 473,500

86	288,800	376,000	419,500	454,400		40	226,400	282,000	348,400	401,900	474,200
87	290,000	377,400	420,700	454,900							
88	291,200	378,700	421,700	455,400		41	228,100	283,900	350,500	403,600	474,800
						42	229,800	286,400	352,600	405,000	475,500
89	292,400	380,000	422,800	455,900		43	231,400	288,700	354,600	406,300	476,200
90	293,500	381,300	423,800	456,500		44	233,000	291,200	356,700	407,800	476,900
91	294,700	382,500	424,800	457,000							
92	295,900	383,800	425,800	457,500		45	234,600	293,400	358,700	409,400	477,500
						46	236,000	295,900	360,700	410,700	478,200
93	296,700	385,100	426,700	458,000		47	237,300	298,300	362,700	412,200	478,900
94	297,700	386,200	427,500	458,600		48	238,600	301,000	364,700	413,800	479,600
95	298,800	387,500	428,300	459,100							
96	300,000	388,700	429,100	459,600		49	240,100	303,400	366,500	415,500	480,200
						50	241,600	305,800	368,300	416,900	480,900
97	301,000	390,100	429,900	460,100		51	242,800	308,300	370,200	418,500	481,600
98	302,100	391,100	430,300	460,700		52	244,300	310,700	372,200	420,000	482,300
99	303,100	392,200	430,700	461,200							
100	304,200	393,200	431,100	461,700		53	245,600	313,100	374,100	421,700	482,900
						54	246,800	315,300	375,900	423,200	483,600
101	305,100	394,100	431,500	462,200		55	248,200	317,400	377,700	424,800	484,300
102	306,200	395,100	431,800			56	249,400	319,600	379,400	426,400	485,000
103	307,300	396,200	432,100								
104	308,300	397,300	432,400			57	250,700	321,900	380,900	427,900	485,600
						58	251,800	324,000	382,500	429,400	486,300
105	308,900	398,000	432,700			59	253,000	326,200	384,200	430,600	487,000
106	309,800	398,900	433,000			60	254,200	328,200	385,900	431,800	487,700
107	310,600	399,800	433,300								
108	311,400	400,700	433,500			61	255,500	330,400	387,100	433,000	488,300
						62	256,900	332,500	388,500	434,300	
109	312,300	401,500	433,700			63	258,300	334,700	389,900	435,600	
110	312,700	402,400	434,000			64	259,500	336,900	391,200	436,800	
111	313,100	403,200	434,300								
112	313,600	404,000	434,500			65	260,900	338,800	392,600	438,000	
						66	262,400	341,000	393,800	439,200	
113	314,200	404,600	434,700			67	264,000	343,100	395,200	440,400	
114	314,600	405,300	435,000			68	265,700	345,300	396,600	441,600	
115	315,100	406,000	435,300								
116	315,600	406,700	435,500			69	267,200	347,300	397,900	442,800	
						70	268,600	349,200	399,200	444,000	
117	316,200	407,300	435,700			71	270,000	351,300	400,600	445,200	
118	316,700	407,800				72	271,500	353,300	401,900	446,400	
119	317,100	408,200									
120	317,600	408,600				73	272,600	355,100	403,200	447,500	
						74	274,000	357,000	404,600	448,100	
121	318,100	409,000				75	275,400	358,800	406,000	448,600	
122	318,500	409,300				76	276,700	360,700	407,300	449,100	
123	319,000	409,600									
124	319,500	409,800				77	278,100	362,600	408,500	449,600	
						78	279,300	364,300	409,700	450,200	
125	320,100	410,000				79	280,500	366,000	411,000	450,700	
126	320,400	410,300				80	281,700	367,600	412,400	451,200	
127	320,700	410,600									
128	321,000	410,800				81	282,900	369,100	413,700	451,700	
						82	284,100	370,600	414,900	452,300	
129	321,200	411,000				83	285,300	372,100	415,900	452,800	
130	321,500	411,300				84	286,500	373,500	417,100	453,300	
131	321,800	411,600									
132	322,100	411,800				85	287,700	374,600	418,300	453,800	

再任用
学校職
員以外
の学校
職員

別表第2（第5条関係）

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000

	133	322,300	412,000			
	134	322,500	412,300			
	135	322,700	412,600			
	136	323,000	412,800			
	137	323,300	413,000			
	138	323,500	413,300			
	139	323,800	413,600			
	140	324,100	413,800			
	141	324,300	414,000			
	142	324,500	414,300			
	143	324,800	414,600			
	144	325,000	414,800			
	145	325,300	415,000			
	146	325,500	415,300			
	147	325,800	415,600			
	148	326,100	415,800			
	149	326,300	416,000			
	150	326,500				
	151	326,800				
	152	327,100				
	153	327,300				
再任用 学校職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

86	286,200	354,400	404,800	419,100	40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,500
87	287,200	355,900	405,500	419,500	41	227,100	258,200	349,300	372,700	450,000
88	288,200	357,400	406,200	419,800	42	228,800	260,600	351,100	374,100	450,500
89	289,300	358,800	406,800	420,100	43	230,400	262,800	352,900	375,500	451,000
90	290,200	360,100	407,500	420,400	44	232,000	265,000	354,600	377,000	451,500
91	291,100	361,500	408,000	420,700	45	233,700	267,200	356,400	378,500	452,000
92	292,000	362,900	408,700	420,900	46	235,200	269,400	358,100	380,100	452,500
93	292,500	364,400	409,100	421,100	47	236,600	271,600	359,700	381,700	453,000
94	293,200	365,700	409,500	421,400	48	238,000	273,700	361,300	383,200	453,500
95	293,900	367,000	409,800	421,700	49	239,400	276,000	362,700	384,600	454,000
96	294,700	368,200	410,100	421,900	50	240,800	278,000	364,200	386,100	454,500
97	295,500	369,200	410,400	422,100	51	242,300	280,000	365,800	387,600	455,000
98	296,300	370,200	410,700	422,400	52	243,500	282,000	367,400	389,000	455,500
99	297,100	371,200	411,000	422,700	53	244,700	283,900	368,900	390,200	456,000
100	297,800	372,200	411,200	422,900	54	246,100	286,400	370,400	391,500	
101	298,700	373,100	411,400	423,100	55	247,400	288,700	371,900	392,600	
102	299,200	374,100	411,700	423,400	56	248,600	291,200	373,400	393,700	
103	299,700	375,100	412,000	423,700	57	249,900	293,400	374,900	395,100	
104	300,200	376,100	412,200	423,900	58	251,100	295,900	376,300	396,300	
105	300,400	376,900	412,400	424,100	59	252,200	298,300	377,700	397,500	
106	300,800	377,800	412,700	424,400	60	253,400	301,000	379,000	398,800	
107	301,100	378,700	413,000	424,700	61	254,800	303,400	379,900	400,000	
108	301,300	379,700	413,200	424,900	62	256,100	305,800	381,100	401,000	
109	301,500	380,500	413,400	425,100	63	257,300	308,300	382,300	402,400	
110	301,700	381,500	413,700	425,400	64	258,300	310,700	383,400	403,700	
111	302,000	382,500	414,000	425,700	65	259,300	313,100	384,300	404,900	
112	302,300	383,500	414,200	425,900	66	260,700	315,300	385,500	406,000	
113	302,500	384,100	414,400	426,100	67	262,200	317,400	386,500	407,200	
114	302,700	385,000	414,700	426,400	68	263,700	319,600	387,600	408,300	
115	302,900	385,900	415,000	426,700	69	265,300	321,900	388,800	409,300	
116	303,200	386,800	415,200	426,900	70	266,800	324,000	389,800	410,500	
117	303,500	387,600	415,400	427,100	71	268,300	326,200	390,900	411,700	
118	303,800	388,300			72	269,800	328,200	392,100	412,900	
119	304,100	389,100			73	271,000	330,400	393,100	413,500	
120	304,400	389,900			74	272,200	332,500	394,200	414,300	
121	304,500	390,500			75	273,500	334,700	395,300	415,000	
122	304,700	391,300			76	274,800	336,900	396,400	415,500	
123	305,000	392,000			77	276,200	338,700	397,300	415,800	
124	305,300	392,700			78	277,300	340,600	398,200	416,200	
125	305,500	393,300			79	278,500	342,500	399,200	416,600	
126		394,000			80	279,700	344,300	400,200	417,000	
127		394,500			81	281,000	346,100	401,000	417,300	
128		395,100			82	281,900	347,900	401,800	417,700	
129		395,800			83	283,100	349,600	402,500	418,100	
130		396,400			84	284,300	351,400	403,300	418,400	
131		396,900			85	285,300	352,800	404,000	418,700	
132		397,400								

再任用
学校職
員以外
の学校
職員

別表第3（第5条関係）

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200

	133		397,700			
	134		398,000			
	135		398,300			
	136		398,600			
	137		398,900			
	138		399,200			
	139		399,500			
	140		399,800			
	141		400,100			
	142		400,400			
	143		400,700			
	144		401,000			
	145		401,200			
	146		401,500			
	147		401,800			
	148		402,000			
	149		402,200			
	150		402,500			
	151		402,800			
	152		403,000			
	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
	158		404,500			
	159		404,800			
	160		405,000			
	161		405,200			
再任用 学校職 員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	86		288,300	324,200	345,100	
	87		288,500	324,400	345,400	
	88		288,700	324,800	345,700	
	89		289,100	325,200	346,100	
	90		289,300	325,600	346,400	
	91		289,500	326,000	346,800	
	92		289,700	326,400	347,100	
	93		290,100	326,700	347,500	
	94		290,300	326,900	347,800	
	95		290,500	327,300	348,100	
	96		290,800	327,600	348,400	
	97		291,200	327,800	348,700	
	98		291,500	328,100	349,100	
	99		291,700	328,400	349,500	
	100		292,000	328,700	349,900	
	101		292,300	328,900	350,400	
	102		292,500	329,200	350,800	
	103		292,700	329,600	351,200	
	104		293,000	329,800	351,600	
	105		293,300	329,900	352,100	
	106			330,200		
	107			330,600		
	108			330,800		
	109			331,000		
	110			331,400		
	111			331,800		
	112			332,200		
	113			332,400		
再任用 学校職 員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900

	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200

	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000

別表第4（第5条関係）

事務職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200

86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				
119		301,200				
120		301,500				
121		301,900				
122		302,100				
123		302,400				
124		302,700				
125		303,000				
再任用 学校職 員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条の次に次の一条を加える。

(級別基準職務表)

第五条の二 学校職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第五から別表第八までに定める級別基準職務表に定めるとおりとし、それぞれの級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で埼玉県教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第十二条の五第一項中「期間」の下に「(教育委員会規則で定める職員にあつては、教育委員会規則で定める期間)」を加え、同条第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に改める。

別表に次の四表を加える。

別表第五(第五条の二関係)

教育職給料表(一) 級別基準職務表

職務の級	一級	二級	特二級	三級	四級
基準となる職務	高等学校又は特別支援学校（以下この表において「高等学校等」という。）の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	高等学校等の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	高等学校等の主幹教諭の職務	高等学校等の副校長又は教頭の職務	高等学校等の校長の職務

別表第六（第五条の二関係）

教育職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	一級	二級	特二級	三級	四級
基準となる職務	小学校又は中学校（以下この表において「小学校等」という。）の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	小学校等の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	小学校等の主幹教諭の職務	小学校等の副校長又は教頭の職務	小学校等の校長の職務

別表第七（第五条の二関係）

学校栄養職給料表級別基準職務表

職務の級	一級	二級	三級
基準となる職務	小学校、中学校又は特別支援学校（以下この表及び別表第八において「小学校等」という。）の栄養技師の職務	相当高度の知識又は経験を必要とする小学校等の栄養技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする小学校等の栄養技師の職務

四級	小学校等の栄養主任の職務
五級	小学校等の栄養主査の職務

別表第八（第五条の二関係）

事務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	小学校等の事務主事の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする小学校等の事務主事の職務
三級	小学校等の事務主任の職務
四級	小学校等の事務主査の職務
五級	小学校等の事務主幹の職務
六級	困難な業務を処理する小学校等の事務主幹の職務

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十二条の五第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成二十七年四月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の五第二項の規定は同年十二月一日から適用する。
（改定日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成二十七年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定

による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会
が定める。

(人事委員会との協議)

6 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事
委員会と協議するものとする。

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十三号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	八、一五九	人
	県立及び市町村立の特別支援学校	三、八八八	人
	県立及び市町村立の中学校	一一、四二四	人
	市町村立小学校	一九、二九一	人
	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	一、四三七	人
		四七七	人
		六二二	人
		一、二〇九	人

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一五九人」とあるのは「八、二二二人」と、「一一、四二四人」とあるのは「一一、五二八人」とする。

条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十四号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三号の表埼玉県立岩槻特別支援学校の項を削り、同表中「埼玉県立入間わか

さ高等特別支援学校——入間市大字小谷田字車道南七百四十五番地一」を「埼玉県立

入間わかくさ高等特別支援学校——入間市大字小谷田字車道南七百四十五番地一

けやき特別支援学校——さいたま市中央区新都心一番地二」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において埼玉県教育委員会規則で定める日から施行する。

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十五号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条第一項ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、県教育委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 教育委員会は、学校職員（県教育委員会規則で定める学校職員及び次条の規定の適用を受ける学校職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について学校職員の申告を考慮して当該学校職員の勤務時間を割り振ることが校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、県教育委員会規則の定めるところにより、学校職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として県教育委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該学校職員の勤務時間を割り振ることができ。

第五条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」を「県教育委員会規則」に改める。

第六条及び第九条の二第一項中「第四条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第四条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「第三条第三項」の下に「又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)

第四条第三項」を、「第三条第一項」の下に「又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項」を加え、「この号」を「この条」に改め、同条第二号中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)

」を「学校職員の勤務時間条例」に改め、同号イ中「(職員の勤務時間条例第三条第一項又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日という。ロにおいて同じ。)

」を削る。

(調整規定)

4 この条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第五号)に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十五人」を「二百八十七人」に、「六百七十三人」を「六百七十七人」に、「六千八百四十九人」を「六千八百八十八人」に、「三千五百八十九人」を「三千六百八十八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十七号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表川口警察署の項中「、前川町二丁目」を削り、「前川町四丁目」の下に「、本前川一丁目、本前川二丁目、本前川三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十三号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県民生活部の項中

「スポーツ振興課

を

スポーツ振興課

に改め、同表環境部の項中「エコタウン課」

ラグビーワールドカップ大会課

を「エコタウン環境課」に改め、同表福祉部の項中

「高齢者福祉地域包括ケア課

福祉課

を

「高齢者福祉地域包括ケア課

に改め、同表産業労働部

の項中

「産業支援課

を

「先端産業支援課

支援課

に、

「就業支援課

を

「就業シニア

就業課

支援課

に改める。

活躍推進課

第六条の二情報システム課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 放送法の施行（小規模施設特定有線一般放送に関する）に限る。に
関すること。

第六条の二土地水政策課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条文書課の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 行政不服審査法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の二共助社会づくり課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 埼玉県特定非営利活動促進基金（会計管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の二文化振興課の項第三号中「埼玉県文化振興基金条例の施行」を「埼玉県文化振興基金（会計管理課において所掌するものを除く。）」に改め、同条青少年課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条スポーツ振興課の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の二スポーツ振興課の項の次に次の一項を加える。
ラグビーワールドカップ大会課

平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催準備（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の四環境政策課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条温暖化対策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条エコタウン課の項を次のように改める。

エコタウン環境課

一 埼玉エコタウンプロジェクトの推進に関すること。

二 エネルギーの有効利用に関すること。

第八条社会福祉課の項中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次のように加える。

二十八 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の施行に関すること。

第八条社会福祉課の項の次に次の一項を加える。

地域包括ケア課

- 一 地域包括ケアシステム構築の推進（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 二 介護保険法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 三 老人福祉法の施行（後見等に関することに限る。）に関すること。
- 四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。
- 五 地域包括ケア局長の庶務に関すること。
- 第八条地域包括ケア課の項を削り、同条障害者福祉推進課の項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。
- 七 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること。
- 八 埼玉県手話言語条例の施行に関すること。
- 九 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の施行に関すること。
- 第八条こども安全課の項第五号中「子どもの権利擁護」を「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例の施行」に改める。
- 第九条医療整備課の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
- 七 地域包括ケアシステム構築の推進（在宅医療に関することに限る。）に関すること。
- 第九条健康長寿課の項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
- 八 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例の施行に関すること。
- 第九条疾病対策課の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
- 五 埼玉県がん対策推進条例の施行に関すること。
- 第九条疾病対策課の項に次の一号を加える。
- 十五 肝炎対策基本法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 第十条産業労働政策課の項中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 埼玉県中小企業振興基本条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条商業・サービス産業支援課の項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 埼玉県商店街活性化条例の施行に関する事。

第十条産業支援課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第二十号までを三号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

先端産業課

一 先端産業の育成に係る総合的企画及び調整に関する事。

二 産学連携に係る企画及び調整（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

三 科学技術に係る総合的企画及び調整並びに試験研究機関における研究活動の総合的推進に関する事。

第十条企業立地課の項第五号中「国際経済交流」を「海外ビジネス展開の支援」に改め、同条観光課の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県観光づくり推進条例の施行に関する事。

第十条勤労者福祉課の項第一号中「及び労働関係調整法」を「、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 前各号のほか、労働者の福祉に関する事。

第十条就業支援課の項中第三号及び第四号を削り、第二号の次に次の一号を加える。

三 青少年の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事。

第十条就業支援課の項中第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

シニア活躍推進課

一 高年齢者の就業支援及び活動支援（共助社会づくり課において所掌するものを除く。）に関する事。

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に関する事。

三 地域振興センターとの連絡調整（高年齢者の就業支援及び活動支援に関する事に限る。）に関する事。

四 前各号のほか、高年齢者の活躍推進に関すること。

第十条ウーマノミクス課の項第一号中「就業環境」を「女性の就業環境」に改める。

第十一条農業政策課の項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条農業ビジネス支援課の項に次の一号を加える。

二十一 都市農業基本法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条生産振興課の項第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 農産物検査法の施行に関すること。

第十二条道路環境課の項第一号中「管理」を「維持管理」に改め、同項第五号中「及び橋りようの管理並びに交通安全施設等整備事業」を削り、「処分」の下に「道路街路課において所掌するものを除く。」を加える。

第十三条都市整備政策課の項第三号中「不服申し立て」を「不服申立て」に改め、同条建築安全課の項第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。
第十八条第三項第七号を削る。

第四十六条第一項中「消費生活の安定と向上を図るため」を「消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条第一項の規定により」に改める。

第六十七条第一項に次の一号を加える。

四十 農産物検査法に基づく事務に関すること。

第三百三十一条の十五に次の一号を加える。

十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定、報告の受理、措置命令等に関すること。

第百八十六条中「、埼玉県産業技術総合センター北部研究所及び埼玉県農林総合研究センターの支所」を「及び埼玉県産業技術総合センター北部研究所」に改める。
第百八十七条の表埼玉県本人確認情報保護審議会の項中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改め、同表埼玉県職員健康審査会の項の次に次のように加える。

埼玉県行政不服審査会	行政不服審査法の定めるところにより、知事の諮問	課
	に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。	書

第百八十七条の表埼玉県情報公開審査会の項及び埼玉県個人情報保護審査会の項中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第百八十八条第一項の表スポーツ振興課の項を削り、同表危機管理課の項の次に次のように加える。

福祉部 保健医療部	地域包括ケア局 長	上司の命を受け、地域包括ケアシステム構築の推進及び高齢者の福祉に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
--------------	--------------	---

第百八十八条第一項の表産業支援課の項を削り、同条第三項の表本庁の項中「特別参与」を「企画参与」に、「知事室長」を「知事」に改め、同表企画総務課、福祉政策課及び保健医療政策課の項中「企画総務課」を「計画調整課」に改める。

第百九十二条第三項の表寄居林業事務所の項の次に次のように加える。

埼玉県環境科学国際センター	研究企画幹 副研究所長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。 上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
---------------	----------------	--

第百九十二条第三項の表埼玉県衛生研究所の項中「感染症室長」を「感染症検査室長」に改め、同表埼玉県産業技術総合センターの項中「技術・事業化交流支援室長」を「技術・事業化支援室長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、環境部エコタウン課に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、環境部エコタウン環境課に勤務を命ぜられたものとす。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「スポーツ局長」の下に、「地域包括ケア局長」を加える。

第九条第一項中「、スポーツ企画幹」及び「、先端産業幹」を削る。

第十二条第三項第一号中「スポーツ局長」の下に、「地域包括ケア局長」を加える。

別表第一県民生活部県政情報センター所長の項第一号委任事務の欄中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

別表第二第四号中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同表第二十一号事務の種類の中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改め、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「審査請求 異議申立て」を「審査請求」に、「裁決、決定等」を「裁決等」に改め、同表第二十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄1中「第五十一条」を「第六十七条」に改める。

別表第三副知事専決事項の欄10及び知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄15中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第四企画財政部の表情報システム課の項第一号を削り、同項第二号知事決裁事項の欄中「法第三十条の十第一項の規定に基づき、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせること。」を削り、同号部長専決事項の欄1から3までを削り、同欄4中「第三十条の四十三第四項」を「第三十条の三十八第四項」に、「中止すべき」を「中止する」に、「講ずべき」を「講ずる」に改め、同欄4を同欄1とし、同欄5中「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の三十八第五項」に改め、同欄5を同欄2とし、同欄6中「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に、「第三十条の四十三第二項又は第三項」を「第三十条の三十八第二項又は第三項」に改め、同欄6を同欄3とし、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

二十五年法律第
百三十二号)の
施行に関する事
務

き、小規模施設特定有線一般放送の
業務の停止を命ずること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号知事決裁事項の欄中8を9とし、5から7までを6から8までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二百五十二条の二十一の三第一項の規定に基づき、総務大臣に対し、勧告を行うことを求めること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号部長専決事項の欄中21を24とし、11から20までを14から23までとし、10の次に次のように加える。

11 法第二百五十二条の二十一の二第五項の規定に基づき、指定都市の市長に対し、協議を行うことを求めること。

12 法第二百五十二条の二十一の三第三項の規定に基づき、指定都市の市長に対し、勧告の求めをしようとする旨をあらかじめ通知すること。

13 法第二百五十二条の二十一の三第四項の規定に基づき、総務大臣の同意を得て、勧告の求めを取り下げること。

別表第四企画財政部の表市町村課の項第九号部長専決事項の欄中「第十六条第六項」を「第十六条第四項」に改め、同項第十三号部長専決事項の欄中「第十七条」を「第十八条」に改め、同表土地水政策課の項第二号部長専決事項の欄3中「第八条第六項（同条第七項）」を「第八条第五項（同条第六項）」に改める。

別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄中27を29とし、7から26までを9から28までとし、同欄6中「10」を「12」に、「7、12から16まで及び20から27まで」を「9、14から18まで及び22から29まで」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄中5を7とし、4の次に次のように加える。

5 地公法第十五条の二第三項の規定に基づき、標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて協議を受けること。

6 地公法第二十三条の二第三項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項について協議を受けること。

別表第四総務部の表人事課の項第二号部長専決事項の欄8中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同項第三号事務の種類の種類「()及び」を「()」、「」に改め、「教育長給与等条例」という。()の下に「及び期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定に基づき、勤勉手当の成績率を定めること。

別表第四総務部の表人事課の項第五号事務の種類欄中「ほう章」を「褒章」に改め、同号知事決裁事項の欄中「黄綬ほう章」を「黄綬褒章」に、「紫綬ほう章」を「紫綬褒章」に、「藍綬ほう章」を「藍綬褒章」に改め、同号部長専決事項の欄中「紅綬ほう章」を「紅綬褒章」に、「緑綬ほう章」を「緑綬褒章」に、「紺綬ほう章」を「紺綬褒章」に改め、同表学事課の項第五号部長専決事項の欄5中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

別表第四県民生活部の表県政情報センターの項第一号部長専決事項の欄中「第三十二条」を「第三十六条」に改め、同表消費生活課の項第一号部長専決事項の欄中「第六条」を「第七条第一項」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

<p>九 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の施行に関する事務</p>		<p>農業協同組合法第八十四条第二項の規定に基づき、農業協同組合の消費生活協同組合への組織変更を認可すること。</p>
--	--	---

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第五号事務の種類欄中「埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則」を「埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例施行規則」に改め、同号知事決裁事項の欄中「埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則」を「埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例施行規則」に、「特別ほう賞金の」を「特別褒賞金の」に改め、同表化学保安課の項第八号部長専決事項の欄6中「第二十八条第一項」を「第二十八条第二項」に改める。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項の次に次のように加える。

<p>課 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の施行</p>		<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二十五条の規定に基づき、措置その他厚生労働省令で定める事項を公表すること。</p>
--	--	--

地		
に関する事務		

別表第四福祉部の表地域包括ケア課の項を削り、同表少子政策課の項第二号部長専決事項の欄中16を17とし、13から15までを14から16までとし、12の次に次のように加える。

13 施行令第五条第六項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第五号部長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとする。

別表第四保健医療部の表健康長寿課の項第一号事務の種類欄中「法律第百二号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号知事決裁事項の欄中「健康増進法」を「法」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

1 法第三十二条第一項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。	
2 法第三十二条第二項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。	

別表第四産業労働部の表産業支援課の項第五号部長専決事項の欄2中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同表勤労者福祉課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表就業支援課の項に次の一号を加える。

三 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関する事務	青少年の雇用の促進等に関する法律第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣に意見を述べること。
--	---

別表第四農林部の表農業政策課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

1 法第四十二条第一項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構を指定すること。
2 法第四十六条第一項の規定に基づき、都道府県機構（法第四十三条第一項の都道府県機構をいう。以下この項において同じ。）の業務の全部又は一部の休止又は廃止を許可すること。

- 3 法第五十条第一項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構の指定を取り消すこと。

別表第四農林部の表農業政策課の項第一号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第四十四条第一項の規定に基づき、都道府県機構の業務規程を認可し、又はその変更を認可すること。
- 2 法第四十五条第一項の規定に基づき、都道府県機構の業務に関する事業計画書及び収支予算書を認可し、又はその変更を認可すること。
- 3 法第四十八条第一項の規定に基づき、都道府県機構に対し、都道府県機構の業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は職員に、当該機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 4 法第四十九条の規定に基づき、法を施行するために必要な限度において、都道府県機構の業務に関し監督上必要な命令をすること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第二号部長専決事項の欄6中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「許可する」を「許可し、又は協議する」に改め、同欄7及び8中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第三号知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 法第四条第一項又は第八項の規定に基づき、四ヘクタールを超える農地を農地以外のものとする（砂利採取に係るものを除く。）を許可し、又は協議すること。
- 2 法第五条第一項又は第四項の規定に基づき、四ヘクタールを超える農地若しくは採草放牧地に係る権利の設定若しくは移転（砂利採取に係るものを除く。）を許可し、又は協議すること。
- 3 法第五十一条第一項の規定に基づき、四ヘクタールを超える農地に係る法第四条に基づく許可及び四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地に係る法第五条に基づく許可の取消し等をし、又は工事その他の行為の停止若しくは原状回復その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第三号部長専決事項の欄1から3までを削り、同欄4中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄4を同欄1とし、同欄5を同欄2とし、同項第五号事務の種類の中「昭和二十二年法律第三百二十二号。」を削り、部長専決事項の欄4中「議決」を「決議」に改め、同欄中12を13とし、11を

12とし、同欄10中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄中9を削り、8を10とし、7を9とし、同欄6中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄5を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第七十条の三第三項の規定に基づき、出資組合の新設分割を認可すること。
別表第四農林部の表農業政策課の項第五号部長専決事項の欄4の次に次のように加える。

5 法第六十四条の二第一項及び第二項（法第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、休眠組合に対し、事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告し、その旨を通知すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第十号部長専決事項の欄中「第十七条」を「第十八条」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>十一 地域再生法 （平成十七年法律第二十四号） の施行に関する 事務</p>	<p>地域再生法第十七条の十五第四項の規定に基づき、認定市町村が作成する地域農林水産業振興施設整備計画（一の地域農林水産業振興施設の用に供する土地に四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地を含むものに限る。）について同意すること。</p>
---	--

別表第四農林部の表農業ビジネス支援課の項第三号部長専決事項の欄1中「県農業会議等」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項の都道府県機構等」に改め、同表生産振興課の項に次の一号を加える。

<p>十四 農産物検査 法（昭和二十六年法律第四百四十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十六条の規定に基づき、職員に、法第十三条第一項の規定による表示を除去させ、若しくは抹消させ、又は検査証明書の返還を求めさせること。 2 法第二十一条第二項の規定に基づき、登録検査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずること。 3 法第二十二条の規定に基づき、</p>
--	--

		<p>登録検査機関に対し、法第十七条第二項各号の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>4 法第二十三条の規定に基づき、登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>5 法第二十四条第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録を取り消すこと。</p> <p>6 法第二十四条第二項の規定に基づき、登録検査機関の登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて農産物検査の業務の停止を命ずること。</p> <p>7 法第二十四条第三項の規定に基づき、登録検査機関の登録を取り消すこと。</p> <p>8 法第二十四条第四項の規定に基づき、5から7までに掲げる処分をした旨を公示すること。</p> <p>9 法第三十三条第二項の規定に基づき、法第二十三条に規定する措置その他の適切な措置をとること。</p>
--	--	---

別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄18中「県農業会議」を「都道府県機構（農業委員会等に関する法律第四十三条第一項の都道府県機構をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同欄19中「県農業会議」を「都道府県機構」に改める。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号部長専決事項の欄4中「第七条第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第四企画財政部の表市町村課の項第十三号及び別表第四農林部の表農業政策課の項第十号の改正規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条の規定により組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、改正前の別表第四農林部の表農業政策課の項第五号部長専決事項の欄中6、9及び10の規定（中央会に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「森林研究室長」の下に「、研究企画幹、副研究所長」を加え、「感染症室長」を「感染症検査室長」に改める。

別表第一専決事項の欄第二十三号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同欄第二十六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同欄第二十七号中「第八条」を「第七条」に改め、同欄第三十八号中「第二十四条第三項」の下に「（条例第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄第五十六号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄10中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同表保健所長の項第八号委任事務の欄14中「別表第一第一号イ(1)(五)(ハ)」を「別表第一第一号イ(1)(一)(ホ)(三)(同号イ(2)(一)(ホ)の規定により同号イ(1)(一)(ホ)の規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同欄15中「別表第一第一号イ(1)(八)(ハ)」を「別表第一第一号イ(1)(一)(ヌ)(イ)(同号イ(2)(一)(チ)の規定により同号イ(1)(一)(ヌ)(イ)から(一)(ウ)までの規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同欄16中「別表第一第一号イ(1)(九)(ロ)」を「別表第一第一号イ(1)(一)(ル)(二)(同号イ(2)(一)(リ)の規定により同号イ(1)(一)(ル)の規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同欄17中「別表第一第一号イ(1)(十)(イ)」を「別表第一第一号イ(1)(一)(七)(i)(同号イ(2)(一)(ヌ)の規定により同号イ(1)(一)(七)の規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同欄18中「別表第一第一号イ(6)(二)」を「別表第一第一号イ(1)(六)(ロ)(同号イ(2)(六)の規定により同号イ(1)(六)の規定によることとされる場合を含む。）」に改め、同表計量検定所長の項事務の種類の中「、計量法施行規則」を「及び計量法施行規則」に改め、「及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号。以下この項において「検定検査規則」という。）」を削る。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第一号専決事項の欄7中「第五条の二第一項」を「第十五条の二」に改め、「、県農業会議の意見を聴き」を削り、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「許可する」を「許可し、又は協議

する」に改め、同欄8及び9中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第四号専決事項の欄1中「、県農業会議の意見を聴いて」を削り、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄2中「、県農業会議の意見を聴いて」を削り、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄3中「県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項の都道府県機構」に改め、同欄6中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「11から14まで」を「7から10まで」に改め、同欄8及び9中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第六号委任事務の欄1中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同欄2中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同欄3中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同欄4中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同欄5中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同欄6中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）」に改め、「基づき、」の下に「組合又は」を加え、同欄7中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に改め、同欄中10を削り、11を10とし、12から14までを11から13までとし、同欄15中「議決」を「決議」に改め、同欄15を同欄14とし、同欄中16を15とし、17から19までを16から18までとし、同号専決事項の欄3中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同欄4中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項」に改め、同欄5中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄13中「第七十二条の十二の八第三号」を「第七十二条の二十四第三号」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄12中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄11中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄11を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 法第十一条の五十一第四項の規定に基づき、農業経営規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第六号専決事項の欄10中「第十条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄10を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第十一条の四十八第四項の規定に基づき、宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第六号専決事項の欄9中「第十条の二十六」を「第十一条の四十五」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8中「第

十一條の二十六」を「十一條の四十五」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7中「十一條の二十六」を「十一條の四十五」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6中「十一條の二十六」を「十一條の四十五」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第十一條の四十二第四項の規定に基づき、信託規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同項に次の二号を加える。

<p>二十四 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の施行に関する事務</p>		<p>地域再生法第十七條の十五第四項の規定に基づき、認定市町村が作成する地域農林水産業振興施設整備計画（一の地域農林水産業振興施設の用に供する土地に四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地を含むものを除く。）について同意すること。</p>
<p>二十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二十条第三項の規定に基づき、登録検査機関から農産物検査に係る報告を受理すること。</p> <p>2 法第三十条第一項の規定に基づき、農産物の生産者等に対し、その業務の状況に関する報告をさせること。</p> <p>3 法第三十条第二項の規定に基づき、登録検査機関に対し、農産物検査の業務又は経理の状況に関する報告をさせること。</p> <p>4 法第三十一条第一項の規定に基づき、職員に、農産物の生産者等のほ場等に立ち入り、農産物等を調査させ、又は関係者に質問させること。</p>

		<p>5 法第三十一条第二項の規定に基づき、職員に、登録検査機関の事務所等に立ち入り、業務の状況等を調査させ、又は関係者に質問させること。</p>
--	--	---

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第一号専決事項の欄中21を22とし、3から20までを4から21までとし、2の次に次のように加える。

3 法第三十五条の規定に基づき、漁業権者の休業の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第三号専決事項の欄中23を25とし、22を24とし、21を23とし、同欄20中「第三十一条第三項」の下に「(同条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄20を同欄22とし、同欄19を同欄20とし、その次に次のように加える。

21 規則第三十一条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、試験研究等を行うための採捕の許可の申請書を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第三号専決事項の欄中18を19とし、15から17までを16から18までとし、14の次に次のように加える。

15 規則第十七条第二項(規則第三十一条第八項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、許可証の返納ができない理由を記載した書面を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中44を59とし、28から43までを43から58までとし、27を41とし、その次に次のように加える。

42 法第九十一条第五項の規定に基づき、連合会の会員がいなくなったこと又は認可の申請がなかったことによる解散の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中26を35とし、その次に次のように加える。

36 法第八十五条の九第三項の規定に基づき、裁判所からの囑託を受け調査する
こと。

37 法第八十五条の九第四項の規定に基づき、裁判所に対し、意見を述べること。

38 法第八十五条の十の規定に基づき、清算終了の届出を受理すること。

39 法第八十七条の二第一項の規定に基づき、監查事業を認可すること。

40 法第八十七条の三四項の規定に基づき、連合会が認可対象会社を子会社と
することについて認可すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中25を34とし、22から24までを31から33までとし、21を29とし、その次に次のように加える。

30 法第五十八条の二第二項（法第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合及び子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中20を27とし、その次に次のように加える。

28 法第五十四条の二第七項（法第五十四条の四第四項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、信用事業の全部を譲渡した旨の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中19を26とし、13から18までを20から25までとし、12を18とし、その次に次のように加える。

19 法第十七条の十一第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合員の共済に関する事業を行う組合の契約条件の変更を承認すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中11を17とし、10を16とし、9を14とし、その次に次のように加える。

15 法第十七条の三（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中8を10とし、その次に次のように加える。

11 法第十五条の十八第三項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済計理人に対し、意見書の写しについて説明を求め、職務に属する事項について意見を求めること。

12 法第十五条の十九（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済計理人の解任を命ずること。

13 法第十七条第四項の規定に基づき、同条第一項の条件を欠くに至った旨の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中7を8とし、その次に次のように加える。

9 法第十五条の二第三項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表水産研究所長の項第四号専決事項の欄中6を7とし、3から5までを4から6までとし、2の次に次のように加える。

3 法第十一条の四第四項（法第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、信用事業規程の変更の届出を受理す

をいふ。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄16中「、10の処分をすることについて」を削り、同表建築安全センター所長の項第十六号専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、同項に次の一号を加える。

十八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）	1 法第二十九条第一項及び第三十六条第一項の規定による認定並びに法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請を受理し、当該申請の取下げを受けること。	
	2 法第三十条第一項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をすること。	
	3 法第三十条第二項及び第三項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申出を受理し、及び当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知す	

ること。

4 法第三十二条の規定に基づき、認定建築主に対し、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。

5 法第三十三条の規定に基づき、認定建築主に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

6 法第三十四条の規定に基づき、法第三十条第一項の認定を取り消すこと。

7 法第三十六条第二項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

8 法第三十七条の規定に基づき、法第三十六条第二項の認定を取り消すこと。

9 法第三十八条第一項の規定に基づき、法第三十六条第二項の認定を受けた者に

対し、報告させ、又は職員に、基準適合認定建築物等に立ち入り、基準適合認定建築物等を検査させること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十六号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）の項の次に次のように加える。

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）	別表第一第一号イ(1)（一）
（二号）	(又)(i)（同号イ(1)（一）(リ)(iii)に規定する理由を記載した文書に限る。）

別表第一の二食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の項中「平成十二年埼玉県条例第二十二号」を削り、「別表第一第一号イ(1)(五)(ロ)及び第二号ハ(3)」を「別表第一第一号イ(1)（ホ）(ii)（同号イ(2)（一）(ホ)の規定により同号イ(1)（一）(ホ)の規定によることとされる場合を含む。）及び(又)(ii)（同号イ(1)（一）(リ)(v)に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録に限る。）並びに第二号ハ(3)」に改める。

別表第一の三食品衛生法施行条例の項中「別表第一第一号イ(1)(四)(ロ)及び(七)(又)」を「別表第一第一号イ(1)（一）(ニ)(ii)、(又)(i)（同号イ(1)（一）(リ)(iii)に規定する理由を記載した文書を除く。）及び(又)(ii)（同号イ(1)（一）(リ)(v)に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録を除く。）並びに(2)（一）(ニ)(ii)及び(ト)(x)」に改める。

別表第二の一埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の項の次に次のように加える。

食品衛生法施行条例	別表第一第一号イ(1)（一）
	(又)(i)（同号イ(1)（一）(リ)(iii)に規定する理由を記載した文書に限る。）及び
	(ii)（同号イ(1)（一）(リ)(v)に規定する理由を記載した文書に限る。）及び

に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録に限る。）

別表第二の二食品衛生法施行条例の項中「別表第一第二号ホ(3)(三)」を「別表第一一号イ(1)(ㄴ)(ヌ)(i)(同号イ(1)(ㄴ)(リ)(iii)に規定する理由を記載した文書を除く。）」及び(ii)(同号イ(1)(ㄴ)(リ)(v)に規定するモニタリングの方法に関する全ての記録を除く。）」並びに第二号ホ(3)(三)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三号中「、政策幹」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第十六号から様式第二十一号までの規定中「60円」を「3万円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員職務発明等に関する規則（昭和四十三年埼玉県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「六十日」を「三月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第23条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時（次のいずれか1日）	年 月 日 時
	年 月 日 時
	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当課所	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教 示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様は第百二十三号中「不服申立てについて」や「審査請求について」及び「第41

条」や「第42条第1項」及び「同条例第42条」や「同条第3項」及び「第41

不服申

立ての内容

や

審査請求の内容

及び

不服申立てがあった日

や

「審査請求があった日

」を定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県情報公開条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十二条」を「第三十六条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「条例」を「埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号。以下「条例」という。）」に改め、同条第四号中「第五条第一号」を「第四条第一号」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条を第四条とする。

第六条第二項中「第二条第二号」を「第一条第二号」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第九条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改め、同項第五号中「第九条」を「第八条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十条とする。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

公文書開示請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
〒
氏名又は名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求をする公文書の名称又は内容 （できるだけ具体的に記載してください。）	
埼玉県情報公開条例第7条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 （該当する番号を一つ○で囲み、（ ）内に所要事項を記載してください。）	1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 （事務所等の名称 所在地） 3 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 （勤務先の名称 所在地） 4 県内に所在する学校に在学する者 （学校の名称 所在地） 5 1から4までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 （理由）

注 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 （開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内に△印を付してください。）	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望）
開示の実施の希望日	年 月 日

注 以下の欄には、記入しないでください。

担当課所	電話番号
備考	

様式第2号（第10条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法等	
担当課所	電話番号
備考	

- 注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

第3条第3号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「同条第3号」並びに「平成17年埼玉県規則第3号」並びに「

第3条第4号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「同条第3号」並びに「平成17年埼玉県規則第3号」並びに「

第3条第5号中の第3条第7号中の「第11条関係」や「第10条関係」並びに「

第3条第6号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「開示決定等に係る意見書」や「公文書開示決定等に係る意見書」並びに「同条第6号中の「あて先」や「宛先」並びに「

第3条第7号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「第24条」や「第25条」並びに「

第3条第10号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「あて先」や「宛先」並びに「

第3条第11号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「第7条第1項」や「第6条第1項」並びに「

第3条第12号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「あて先」や「宛先」並びに「

第3条第13号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「あて先」や「宛先」並びに「

第3条第14号中「第11条関係」や「第10条関係」並びに「開示決定等に対する異議申立て」や「

第22条」や「第24条第

1項」並びに「同条例第23条」や「同条第3項」並びに「

異議申立ての内容
」

審査請求の内容
」

異議申立て日
」

審査請求日
」

並びに「

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県情報公開審査会規則（平成十七年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第一項中「条例第二十五条第五項本文」を「埼玉県情報公開条例（平成二十年埼玉県条例第七十七号。次条において「条例」という。）第二十六条第五項本文」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「第二十五条第五項ただし書」を「第二十六条第五項ただし書」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（平成八年埼玉県規則
第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十九条」を「第三十六条」に改める。

第二十条中「第三十条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

様式第六号（表）中「第30条第1項」を「第37条第1項」に改め、同様式（裏）
中「第30条」を「第37条」に、「第一項」を「第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「特別ほう賞金」を「特別褒賞金」に改める。

第一条中「埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例」を「埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二条中「特別ほう賞金」を「特別褒賞金」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」とし、「埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例」を「埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例」とし、「特別ほう賞金」を「特別褒賞金」と改める。

様式第五号中「禁治産、準禁治産、破産宣告」を「破産宣告又は破産手続開始決定」とし、「刑の言渡しの有無（道路交通法関係を含む。）」を「刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）」に改め、同様式の（注）2中「刑の言渡しのある者」を「刑罰の有無」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十六号

埼玉県第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県第一種フロン類充填回収業者の登録等に関する規則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則

第一条第一項中「規定」の下に「（第十五条第二項を除く。）」を加え、同条第二項中「第四十七条第三項」の下に「又は第十五条第二項」を加える。

第二条中「別記様式」を「様式第一号」に改める。

第六条の次に次の十条を加える。

（認定の申請）

第七条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下「省令」という。）第四十九条第一号の規定に基づき第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す業（以下「第一種フロン類引取等業」という。）を行おうとする者は、その業を行おうとする事業所（次条第一項第四号及び第九条において「事業所」という。）ごとに、知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第二号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）申請書（次条第一項及び第十一条において「申請書」という。）に次に掲げる書類（次条第一項及び第十一条において「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

一 業務計画書

二 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

三 法第二十七条第一項の知事の登録を受けていることを証する書類

四 フロン類回収設備について所有権その他の使用の権原を有することを証する書類並びにその設備の種類及び能力を説明する書類

五 冷媒の分析機器について所有権その他の使用の権原を有することを証する書

類並びにその機器の種類及び能力を説明する書類

六 フロン類回収容器の保管場所の見取図

七 第一種フロン類充填回収業者からフロン類の引取りを自ら行う者又は当該引取りに立ち会う者が、フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者であることを証する書類

八 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類について、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であることを証する書類

九 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けていること又は同条第二項の規定による届出を行ったことを証する書類

十 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が、高圧ガス保安法第三十八条第一項の製造若しくは貯蔵の停止又は同条第二項の製造、貯蔵、販売若しくは消費の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者でないことを誓約する書類

十一 その他知事が必要と認める書類
（認定の基準等）

第八条 知事は、申請者が次に掲げる基準に適合していないと認めるとき又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、前条第一項の認定を拒否するものとする。

一 法第二十七条第一項の規定により第一種フロン類充填回収業者として知事の登録を受けていること。

二 省令第四十九条第一号に掲げる要件を満たすための体制が整備されていること。

三 第一種フロン類引取等業を行うのに必要な施設、設備及び機器を有していること。

四 事業所にフロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が配置されていること。

五 高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けていること又は同条第二項の規定による届出を行っていること。

2 知事は、前条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第三号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）通知書により申請者に通知するものとする。

3 知事は、前条第一項の認定を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を様式第四号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）拒否通知書

により申請者に通知するものとする。

(認定の公表)

第九条 知事は、第七条第一項の認定を受けた者（以下「第一種フロン類引取等業者」という。）の事業所の名称及び所在地、認定番号等について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(認定の更新)

第十条 第一種フロン類引取等業者の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第七条第二項、第八条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされな
いときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間
は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従
前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十一条 第一種フロン類引取等業者は、申請書又は添付書類の内容（フロン類回
収設備の能力及び台数を除く。）に変更があつたときは、その日から三十日以内
に、当該変更の内容を明らかにする書類を添えて、その旨を様式第五号の第一種
フロン類引取等業者変更届出書により知事に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第十二条 第一種フロン類引取等業者が次の各号のいずれかに該当することとなつ
た場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を
様式第六号の第一種フロン類引取等業廃業等届出書により知事に届け出なければ
ならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清
算人

五 第一種フロン類引取等業を廃止した場合 第一種フロン類引取等業者であつ
た個人又は第一種フロン類引取等業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類引取等業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、
第一種フロン類引取等業者の認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第十三条 知事は、第一種フロン類引取等業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- 一 不正の手段により第一種フロン類引取等業者の認定を受けたとき。
- 二 第八条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 三 次条の規定に違反したとき。
- 四 第十五条第一項の記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかったとき。
- 五 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を第一種フロン類引取等業者であった者に様式第七号の第一種フロン類引取等業者認定取消通知書により通知するものとする。

(第一種フロン類引取等業者の引渡義務)

第十四条 第一種フロン類引取等業者は、第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取ったときは、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、法第四十六条第二項に規定する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(引取り等の状況の記録等)

第十五条 第一種フロン類引取等業者は、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、省令第四十九条第一号イ(1)から(4)までに掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

2 第一種フロン類引取等業者は、毎年度終了後四十五日以内に、省令第四十九条第一号ロ(1)から(5)までに掲げる事項について様式第八号の第一種フロン類引取等業者のフロン類引取量及び引渡数量等に関する報告書により知事に報告しなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、第一種フロン類引取等業者の認定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記様式を様式第一号とし、同様式の次に次の七様式を加える。

様式第2号（第7条関係）

※認定番号	
※認定年月日	

第一種フロン類回収業者認定申請書
認定の更新

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住所

氏名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則
第7条第2項
第10条第2

項において準用する第7条第2項の規定により、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

事業所の名称及び所在地		
名称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
引取りをしようとするフロン類の種類	CFC・HCFC・HFC	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
	台	台
	台	台
	台	台
冷媒の分析機器の台数	台	
第一種フロン類充填回収業者登録番号	埼玉県知事第 号	
第一種フロン類充填回収業者登録年月日	年 月 日	
フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者の氏名		

- 備考
- ※の欄は、更新の場合に記入すること。
 - この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第一種フロン類引取等業者の認定の更新通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった第一種フロン類引取等業者の認定の更新については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第7条第1項第10条第1項の規定により、下記のとおり認定をしたので、第8条第2項の規定により通知します。
条第2項において準用する第8条第2項

記

認定番号	
認定年月日	
認定の有効期間の満了年月日	
引取りをしようとするフロン類の種類	
事業所の名称及び所在地	
名称	
所在地	(郵便番号)

様式第4号（第8条関係）

第一種フロン類引取等業者認定拒否通知書
認定の更新

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった第一種フロン類引取等業者の認定の更新については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第8条第1項第10条第2項において準用する第8条第1項の規定により、下記のとおり認定をしないこととしたので、同条第3項第10条第2項において準用する第8条第3項の規定により通知します。

記

事業所の名称及び所在地	
名称	
所在地	(郵便番号)
引取りをしようとするフロン類の種類	
認定拒否の理由	

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第5号（第11条関係）

第一種フロン類引取等業者変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

認定番号

第一種フロン類引取等業者の認定に係る事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第11条の規定により、必要な書類を添えて次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更後	変更前
変更理由		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第6号（第12条関係）

第一種フロン類引取等業廃業等届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

㊦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

第一種フロン類引取等業者 であった者の氏名又は名称	
認定番号及び認定年月日	第 号 年 月 日
第一種フロン類 引取等業者との関係	
廃業等の理由（該当する ものに○を付すこと。）	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の 理由により解散 5 認定に係る第一種フロン類引取等業の廃止

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第7号（第13条関係）

第一種フロン類引取等業者認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第13条第1項の規定により、下記のとおり認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

事業所の名称及び所在地	
名称	
所在地	(郵便番号)
認定番号	
認定年月日	
認定の取消理由	

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第8号（第15条関係）

第一種フロン類引取等業者のフロン類引取量及び引渡数量等に関する報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

Ⓜ

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第15条第2項の規定により、次のとおり報告します。

C F C	
第一種フロン類充填回収業者から引き取った量	kg
年度当初に保管していた量	kg
第一種フロン類再生業者に引き渡した量	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量	kg
年度末に保管していた量	kg

H C F C	
第一種フロン類充填回収業者から引き取った量	kg
年度当初に保管していた量	kg
第一種フロン類再生業者に引き渡した量	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量	kg
年度末に保管していた量	kg

H F C	
第一種フロン類充填回収業者から引き取った量	kg
年度当初に保管していた量	kg
第一種フロン類再生業者に引き渡した量	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量	kg
年度末に保管していた量	kg

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十七号

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ハ(カ)中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十八号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一号を加える。

九 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル別表第一の二第一号の表第二項から第六項までの規定中「既存の建築物の改築等」を「既存建築物の改築等」に改め、同表中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次のように加える。

太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるもの	(1) 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 (2) 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。 (3) 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。 (4) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。 (5) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2, 000平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。 (6) 当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。ただし、(5)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 (7) 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に
----------------------------------	--

12		<p>著しい支障を及ぼすものでないこと。ただし、(5)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(8) 当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>(9) 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(10) 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(11) 支障木の伐採が僅少であること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(12) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(13) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。</p>
----	--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第一の二第一号の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成二十八年六月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の第十八条第九号の規定は、適用しない。

規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「別記第1の2」を「別記第1の1」に改める。

様式第六号（表面）中

					氏名
					氏名及び個人番号

を に改め

附則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号ハ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十一号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「指定都市」の下に「(次号において「指定都市」という。)」を加え、「。以下同じ」を削り、同条第四号中「道府県知事」の下に「(指定都市の市長を含む。)」を加える。

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二条を第二十条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号イ中「別表第一第一号イ(1)(㊦)から(ニ)まで」を「別表第一第一号イ(1)(㊦)から(㊨)まで」に改め、同条第六号ハ中「別表第一第一号イ(3)(五)」を「別表第一第一号イ(1)(三)(ホ)」に改める。

第十条第一項第八号、第二項及び第三項中「別表第一第一号イ(3)(五)」を「別表第一第一号イ(1)(三)(ホ)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十三号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和五十一年埼玉県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び農業協同組合中央会」を削る。

第五条第四号中「農業協同組合中央会及び信用農業協同組合連合会」を「連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十三条第五項各号に掲げる事業の全部又は一部を行うもの及び信用事業を行うものに限る。）」に改める。

第七条第二項中「第十一条の四第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

第八条の見出し中「承認申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「第十条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項」に改める。

第九条の見出し中「承認申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「第十条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合は、法第十一条の四十二第三項の規定により信託規程の変更の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 信託規程の変更の理由書
- 二 新旧条文を対照した書類
- 三 総会議事録抄本

第九条に次の一項を加える。

3 組合は、法第十一条の四十二第四項の規定により信託規程を変更した場合の届出をしようとするときは次に掲げる書類を、廃止した場合の届出をしようとするときは第一号及び第三号に掲げる書類を届出書に添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 信託規程の変更又は廃止の理由書
- 二 新旧条文を対照した書類

三 総会議事録抄本

第十条の見出し中「承認申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「第十条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「前条第二項」に、「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第三項」に改め、「又は廃止」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、法第十一条の四十八第四項の規定により組合が宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止をした場合における届出に準用する。

第十一条の見出し中「承認申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、同項第六号中「第十一条の三十一第三項」を「第十一条の五十第三項」に改め、同条第二項中「第十一条の三十二第三項」を「第十一条の五十一第三項」に改め、「、廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第四号に掲げる書類を」を削り、同項第一号中「又は廃止」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第九条第三項の規定は、法第十一条の五十一第四項の規定により組合が農業経営規程の変更又は廃止をした場合における届出に準用する。

第十二条を削り、第十一条の四を第十二条とする。

第十一条の三第一項中「農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

（理事の定数の過半数を認定農業者等とすることを要しない場合の承認申請）

第十一条の三 組合は、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「規則」という。）第七十六条の二第一項第三号イの承認を受けようとするときは、申請書に次掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

い。

- 一 正組合員である認定農業者の数が確認できる書類

- 二 選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる場合に該当する理由書

第十六条中「議決」を「決議」に改める。

第二十一条第三項中「次に掲げる」を「法第四十九条第二項又は第五十条第二項の規定による手続を経たことを証する」に改め、同項各号を削る。

第二十一条の四第一項中「第三条の五第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「第三条の五第五項ただし書」を「第三十二条第五項ただし書」に改める。

第二十三条第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「第六十四条第四項」を「第六十四条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次

の一項を加える。

2 組合は、法第六十四条第四項の規定により解散の届出をしようとするときは、届出書に総会の議事録謄本及び解散の登記に係る登記事項証明書のほか、前項第一号及び第三号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(解散組合の継続の届出)

第二十三条の二 組合は、法第六十四条の三第三項の規定により継続の届出をしようとするときは、届出書に総会の議事録謄本及び継続の登記に係る登記事項証明書のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 継続の理由書

二 定款及び継続後の事業計画書

第二十四条の三中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改める。

第二十四条の四中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改める。

第二十四条の五中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、「届出書に」の下に「総会の議事録謄本（法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第一号の事由により解散した場合に限る。）のほか、「を加え、同条第二号中「書類」の下に「（法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第一号の事由により解散した場合を除く。）」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 解散の登記に係る登記事項証明書（法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第三号の事由により解散した場合を除く。）

第二十四条の六中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改める。

第二十四条の七中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同条第三号中「第七十二条の十八の六又は第七十二条の十八の八」を「第七十二条の四十又は第七十二条の四十二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(解散農事組合法人の継続の届出)

第二十四条の八 農事組合法人は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第三項の規定により継続の届出をしようとするときは、届出書に総会の議事録謄本及び継続の登記に係る登記事項証明書のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 継続の理由書

二 定款及び継続後の事業計画書

第二十五条の見出し中「出資農事組合法人の」を「出資組合又は出資農事組合法人の株式会社への」に改め、同条中「出資農事組合法人は」を「出資組合（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。以下この条において同じ。）又は出資農事組合法人は」に、「第七十三条の十二」を「第七十三条の十」に改め、「届出書に」の下に「総会の議事録謄本のほか、」を加え、同条第一号中「出資農事組合法人の解散の」を「出資組合又は出資農事組合法人の組織変更の登記に係る」に改め、同条に次の一号を加える。

三 法第七十三条の三第六項において準用する法第四十九条第二項又は第五十条第二項の規定による手続を経たことを証する書類
第二十五条の次に次の一条を加える。

（非出資組合又は非出資農事組合法人の一般社団法人への組織変更の届出）
第二十五条の二 非出資組合又は非出資農事組合法人は、法第八十条において準用する法第七十三条の十の規定による組織変更の届出をしようとするときは、届出書に総会の議事録謄本のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 非出資組合又は非出資農事組合法人の組織変更の登記に係る登記事項証明書
二 組織変更計画書

三 法第八十条において準用する法第四十九条第二項又は第五十条第二項の規定による手続を経たことを証する書類

第二十六条中「議決」を「決議」に改める。

第二十八条第二項を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会（以下この項において「存続中央会」という。）については、改正前の第一条第三項、第五条第四号及び第二十八条第二項の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合においてはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条の規定により組織変更をする場合においてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

規 則

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

埼玉県農業協同組合等検査規則（平成十年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会（以下この項において「存続中央会」という。）については、改正前の第二条第一号の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条の規定により組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

規 則

埼玉県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十五号

埼玉県景観規則の一部を改正する規則

埼玉県景観規則（平成十九年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「並びに電気事業法」を「及び電気事業法」に、「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め、「及び同項第十二号に規定する卸供給事業者」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が埼玉県個人番号の利用に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号。以下「個人番号利用条例」という。）第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報（個人番号利用条例第二条第二号に規定する特定個人情報という。以下同じ。）を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第四条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 入居予定者となつた者は、知事が別に定める期日までに様式第四号の二の県営住宅入居承認申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第五条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の提出を要しない。

第五条第二項ただし書中「ときは、この限りでない」を「とき、又は知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない」に改める。

第六条に次の一号を加える。

十四 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者

第十条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十条の七第一項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十三条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十三条の七第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十四条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の提出を要しない。

第十四条の二の十三第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十四条の七第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十五条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同

一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第二十条に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第二十条の二第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第二十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

別表中三一三の項を三一五の項とし、一六〇の項から三一二の項までを二項ずつ繰り下げ、一五九の項を一六〇の項とし、同項の次に次のように加える。

一六一	エーデルワイス春日部一ノ割	春日部市備後東二丁目	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-----	---------------	------------	------	-------	----

別表中一五八の項を一五九の項とし、七三の項から一五七の項までを一項ずつ繰り下げ、七二の項の次に次のように加える。

七三	川越霞ヶ関住宅	川越市大字的場	中層耐火	五一・五二	二〇
----	---------	---------	------	-------	----

様式第一号（表面）を次のように改める。

(表面)

(宛先) 県 営 住 宅 入 居 申 込 書 埼玉県知事 (市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長) 〇〇年〇〇月〇〇日 県営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、埼玉県県営住宅条例第8条の規定により、次のとおり申し込みます。 申込者										受付番号					
住 所	郵便番号	1 1				電話番号									
	都・道 府・県			区 市・郡		区 町・村									
勤 務 先	名 称					電話番号									
	所在地	都・道 府・県			区 市・郡		区 町・村								
世帯構成(現に同居し、又は同居しようとする親族)	続柄	フリガナ		生年月日			年齢	手帳番号等を記入		手帳の等級を記入					
		氏 名		年	月	日		手帳の交付を受けている場合は、手帳番号等を記入すること。該当する項目を○で囲むこと。							
	本人	男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷被爆者	引揚者	ハセ病
入 居 を 希 望 す る 県 営 住 宅	県営住宅名			間取り			住宅番号								
申 告 事 項	次の項目に該当する場合は、□の中の数字を○で囲むこと。														
	申込者本人が、離婚、配偶者との死別等により現に婚姻(これと同様の関係を含む。)をせずに20歳未満の児童を養育している女子又は男子である。										1				
	申込者本人がDV被害者であり、婦人相談センター等での保護の終了の日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年以内の者である。 (施設又は裁判所名:) (保護の終了の日又は保護命令が効力を生じた日: 年 月 日)										2				
	申込者本人が、犯罪被害者やその家族等で、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となっている。 (被害届提出警察署名:) (被害届日: 年 月 日)										3				
	申込者本人が、今回の入居申込みの前2年間に於いて県営住宅の公募に応じ、落選した回数が4回以上である。 ※ 下欄に応募年月及び先頭の抽選番号をいずれか4回分を記入すること。										4				
	応募年月		年	月	年	月	年	月	年	月					
	抽選番号														
	申込者本人が、特別県営住宅等の入居者で、当該住宅等の建替後の家賃の急激な上昇のため、家賃の負担が困難となる者である。										5				
	難病等の認定を受け、障害福祉サービス受給者証等が交付されている者がいる世帯である。 (受給者証等が交付されている者の氏名:) (難病等の名称:)										6				
	申込者本人が、埼玉県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者である。										7				
	災害による住宅の滅失		8	不良住宅の撤去		9	借上県営住宅の契約の終了			10					
	県営住宅建替事業による県営住宅の除却				11		都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却				12				
	土地収用法等に基づく事業の執行に伴う住宅の除却										13				
	近居により子育てや介護・看護などについて世代間で支え合おうとする者である。										14				
	申込者本人が、土砂災害特別警戒区域内に居住している者である。										15				
	申込者本人が、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者である。										16				

備考 欄は記入しないこと。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第4号の2（第4条関係）

県営住宅入居承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

氏名

県営住宅への入居の承認を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第4条第2項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申請します。

受付番号		申込住宅名	住宅	住宅番号	
住 所			電話番号		

世帯構成（現に同居し、又は同居しようとする親族）

続柄	フリガナ	年1月1日現在、住民票があつた市区町村名
	氏 名	年1月1日現在、住民票があつた市区町村名
	個 人 番 号	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた都道府県・指定都市名等
本人		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市

様式第五号及び様式第五号の二中「家賃の3か月分」を「家賃の か月分」に改める。

続	柄	氏

様式第七号の四中「あて先」を「宛先」に

名	生	年	月	日

続	柄	氏	名

を

生	年	月	日	個	人	番	号

に改める。

氏

様式第十一号及び様式第十一号の二中「あて先」を「宛先」に

名	入居権利者との続柄	生年月日	現住	所	勤務先又は学校

氏名

を

入居権利者との続柄	生年月日	現住所	勤務先又は学校	個人番号

に改める。

氏名

様式第十三号の五中「あて先」および「宛先」を

入居権利者との続柄	生年月日

を

氏名	入居の権利者続柄	生

年	月	日	個	人	番	号

に改める。

様式第十三号及び様式第十三号の二を次のように改める。

様式第十五号を次のように改める。

様式第15号(第15条関係)

収 入 申 告 書

(宛先)

埼玉県知事
(住所)
(住宅名)
(住宅番号)
(氏名)

年 月 日

埼玉県県営住宅条例第18条第1項の規定
により、私及び同居者の収入について、次のと
おり申告します。

カード	21 01	22 01	住宅扶助有無	23
-----	----------	----------	--------	----

団地コード	住宅コード	入居年月日	頁	調査
1 5	6 11	12 18	19	20

名義人の自宅及び勤務先の電話番号														
自宅	24													36
勤務先	37													49

カード	個人No.	続柄	続柄コード	氏名 (1行目はカナ、2行目は漢字)		生 年 月 日				年 齢	性 別	同居区分	勤務先名 (15文字以内)	寡婦・夫	年 間 総 所 得 金 額					収入区分	障害コード	カフコード	未承認	書類不備						
				個人番号(3行目)	年	月	日	129	130						131	132	133	134												
21 02	23 24		25 26	27	46	89	90	91	92	93	94	95		96	97	98	128	129						136	137	138	139	140	141	142
				47	76																									
				77	88																									
21 03	23 24		25 26	27	46	89	90	91	92	93	94	95		96	97	98	128	129						136	137	138	139	140	141	142
				47	76																									
				77	88																									
21 04	23 24		25 26	27	46	89	90	91	92	93	94	95		96	97	98	128	129						136	137	138	139	140	141	142
				47	76																									
				77	88																									
21 05	23 24		25 26	27	46	89	90	91	92	93	94	95		96	97	98	128	129						136	137	138	139	140	141	142
				47	76																									
				77	88																									
21 06	23 24		25 26	27	46	89	90	91	92	93	94	95		96	97	98	128	129						136	137	138	139	140	141	142
				47	76																									
				77	88																									
21 07	23 24		25 26	27	46	89	90	91	92	93	94	95		96	97	98	128	129						136	137	138	139	140	141	142
				47	76																									
				77	88																									

- 備考 1 太線で囲んだ部分のうち、空欄の部分記入し、印刷された文字に誤りがある場合は、=線で消して欄内の余白に正しく記入すること。
 2 続柄コードは(名義人01、夫11、妻12、子21、子の配偶者31、父41、母42、義父45、義母46、祖父51、祖母52、孫55、兄61、弟62、姉63、妹64、おじ71、おば72、おい73、めい74、その他99)、元号コードは(明治1、大正2、昭和3、平成4)、性別コードは(男1、女2)、同居区分コードは(同居0、別居1、遠隔地扶養2)とする。
 3 寡婦、寡夫控除に該当する場合は、太線で囲まれた「寡婦・夫」覧に「1」を記入すること。
 4 電話番号に変更がある場合は、必ず訂正すること。

様式第十七号を次のように改める。

様式第17号（第16条関係）

県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

下記のとおり県営住宅の家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第16条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を受けようとする者及び同居者

続柄	氏名	生年月日	個人番号																	
本人																				

2 家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を希望する理由

様式第十九号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名電話番号」に改める。

同様式に備考として次のように加える。

備考 電話番号は、日中に連絡が取れるものを記入すること。

様式第二十号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名電話番号」に改める。

様式第二十二号を次のように改める。

県営住宅模様替え等承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

下記のとおり県営住宅の模様替え（増築・改築）をすることについて承認を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第 1 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 入居者（申請者）及び同居者

続柄	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号																	
本人																				

2 模様替え（増築・改築）をする理由

備考 模様替え（増築・改築）の内容を示す書類（住宅の平面図、模様替え部分の構造図等）を添付すること。

異動者の氏名	続柄

様式第二十四号中「あて先」を「宛先」に

生年月日	異動		動 理由
	年 月 日	理由	

を

異動者の氏名	続柄	生年月日

日	異動		個人番号
	年 月 日	理由	

に改める。

様式第二十四号の三を次のように改める。

様式第24号の3（第20条の2、第24条関係）

県営住宅明渡し期限延長申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

埼玉県県営住宅条例施行規則〔第20条の2第2項
第24条第1項〕の規定により、下記のと

おり県営住宅の明渡し期限の延長を申し出ます。

記

1 明渡し請求において定められた期限

年 月 日

2 延長を希望する期限

年 月 日

3 延長を希望する理由

4 入居権利者（申請者）及び同居者

続柄	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号																	
本人																				

備考 延長を希望する理由を証する書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十七号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「までに」の下に「、様式第二号の二の特定公共賃貸住宅入居承認申請書に」を、「書類を」の下に「添付して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が埼玉県個人番号の利用に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号。以下この項及び次項において「個人番号利用条例」という。）第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報（個人番号利用条例第二条第二号に規定する特定個人情報をいう。次項において同じ。）を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の提出を要しない。

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2（第5条関係）

特定公共賃貸住宅入居承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定公共賃貸住宅指定管理者）

氏名

特定公共賃貸住宅への入居の承認を受けたいので、埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則第5条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申請します。

受付番号		申込住宅名	住宅	住宅番号	
住所			電話番号		

世帯構成（現に同居し、又は同居しようとする親族）

続柄	フリガナ	年1月1日現在、住民票があった市区町村名
	氏名	年1月1日現在、住民票があった市区町村名
	個人番号	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた都道府県・指定都市名等
本人		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市

様式第三号中「家賃の3箇月分」を「家賃の 箇月分」に改める。

様式第五号（表面）を次のように改める。

(表面)
特定公共賃貸住宅入居請け書

第 号
年 月 日

(宛先)

埼玉県知事
(特定公共賃貸住宅指定管理者)

入居権利者	フリガナ			印鑑
	住所	〒		
	フリガナ			
	氏名			
連帯保証人	フリガナ			登録 印鑑
	住所	〒		
	フリガナ		入居権利者との関係	
	氏名			
	自宅 電話番号			
	勤務先 名称			
	勤務先 電話番号			

年 月 日付け 第 号で下記のとおり特定公共賃貸住宅への入居（入居権利者の地位の承継）の承認を受けたので、提出します。

なお、別記（裏面）1から6までの事項その他埼玉県特定公共賃貸住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定された事項を遵守し、誠実に履行することを誓約します。

記

1 所在地

2 名称及び住宅番号

住宅 号棟 号室

3 家賃

月額 円

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得の額を証する書類（源泉徴収票、所得証明書等）を添付すること。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定公共賃貸住宅指定管理者）

特定公共賃貸住宅の名称		住宅
住宅番号	号棟	号室
入居権利者氏名		㊦
旧連帯保証人	住 所 氏 名	㊦
新連帯保証人	フリガナ 氏 名 入居権利者との関係	登録 印鑑
自宅電話番号		
勤務先名称		
勤務先電話番号		

下記の理由により連帯保証人を変更することについて承認を受けたいので、埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

記

申請理由

備考 新連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得の額を証する書類（源泉徴収票、所得証明書等）を添付すること。

様式第十六号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名 電話番号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会会議規則及び埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県教育委員会会議規則及び埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育委員会会議規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育委員会会議規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する

第八条第一項第二号中「、異議申立て」を削る。

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号)を次のように改正する。

様式第十四号から様式第十九号までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する

第九条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十二条第十三号中「、義務教育指導課及び家庭地域連携課」を「及び義務教育指導課」に改める。

第十四条第二十二号中「市町村支援部副部長（」の下に「家庭地域連携課、」を加える。

第二十一条第一項の表県立学校人事課の項職務の欄中「教職員人事評価制度」を「学校職員の人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。
第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、
第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条
を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に、「開示する」を「実施
する」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「もの（以下）」を「もの（第三項において）」に、「第十一条」を
「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八
条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十
条とする。

第十二条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第十
一条とする。

第十三条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第
二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を
「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、
同条を第十二条とする。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第12条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

住所又は主たる事務所の所在地
〒
氏名又は名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>開示請求をする公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に記載してください。〕</p>	
<p>埼玉県情報公開条例第7条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 〔該当する番号を一つ○で囲み、()内に所要事項を記載してください。〕</p>	<p>1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 〔事務所等の名称 所在地〕 3 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称 所在地〕 4 県内に所在する学校に在学する者 〔学校の名称 所在地〕 5 1から4までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 〔理由〕</p>

注 次の欄の記載は任意です。

<p>求める開示の実施の方法 〔開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内に△印を付してください。〕</p>	<p>1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付（□送付を希望） 2 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付（□送付を希望） □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 □電磁的記録媒体に複製したものの交付（□送付を希望）</p>
<p>開示の実施の希望日</p>	<p>年 月 日</p>

注 以下の欄には、記入しないでください。

<p>担当課所</p>	<p>電話番号</p>
<p>備考</p>	

様式第2号（第12条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法等	
担当課所	電話番号
備考	

- 注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第三号及び様式第四号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「60日」や「3か月」及び「決定があった」や「裁決があった」及び「決定の日」や「裁決の日」とある。

様式第五号乃至様式第七号並びの限り中「第13条関係」や「第12条関係」とある。

様式第八号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「開示決定等に係る意見書」や「公文書開示決定等に係る意見書」とある。同様式の見出し「あて先」や「宛先」とある。

様式第九号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「第24条」や「第25条」とある。

様式第十号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「あて先」や「宛先」とある。

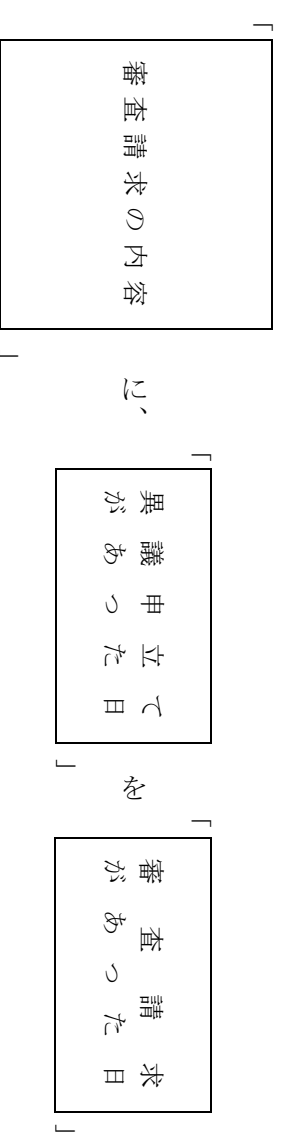
様式第十一号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「第9条第1項」や「第8条第1項」とある。

様式第十二号及び様式第十三号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「あて先」や「宛先」とある。

様式第十四号中「第13条関係」や「第12条関係」とある。

様式第十五号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「開示決定等に対する異議申立て」や「第22条」や「第24条第

1項」及び「同条例第23条」や「同条第3項」及び「異議申立ての内容」



に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

様式第二号を次のように改める。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時（次のいずれか1日）	年 月 日 時
	年 月 日 時
	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当課所	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第三号、様式第四号、様式第十二号、様式第十三号、様式第十九号及び様式第二十号中「異議申立て」や「審査請求」及び「60日」や「3か月」及び「決定があった」や「裁決があった」及び「決定の日」や「裁決の日」と改める。
また第二十号中「不服申立てについて」や「審査請求について」及び「第41

「
不服申
」

条」や「第42条第1項」及び「同条例第42条」や「同条第3項」及び

「
不服申立てがあった日
」

「
審査請求の内容
」

「
審査請求があった日
」

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会規則第九号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第二条第七号中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第三条の見出しを「（級別職務分類）」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第五条の二に規定する級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、次項に掲げる級別職務分類表に定めるとおりとする。

第三条第二項中「級別標準職務表」を「級別職務分類表」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

第十六条第一項本文中「その者」の下に「（勤務成績が良好である者に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一 教育職給料表（一）級別職務分類表

職務の級	職務
二級	主任実習助手の職務 主任寄宿舎指導員の職務

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 学校栄養職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
一級	専門員の職務
二級	相当高度の知識又は経験を必要とする専門員の職務
三級	高度の知識又は経験を必要とする専門員の職務
四級	主任専門員の職務

別表第四 事務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
一級	専門員の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする専門員の職務
三級	主任専門員の職務

別表第九の一大学卒の部4大学六卒の項学歴免許等の資格の欄(1)中「又は」の下に「薬学若しくは」を加え、同表の四中学卒の部学歴免許等の資格の欄(1)中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第十一の備考第六号(2)中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構)」に改め、同号(3)及び(4)中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表第十七イの表中

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

を

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

に、

94
94
95
95

を

93
94
94
94

に改める。

別表第十七ハの表中

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64

を

61
62
62
62
62

62
62
62
63
63
63
63
63
63
63

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第十七の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「初任給規則」という。)別表第十七の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 平成二十七年四月一日から附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあ

った職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の初任給規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(改正後の初任給規則第三条の適用に関する特例)

5 埼玉県教育委員会が別に定める職員のこの規則の施行の日における職務の級は、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第三十二号）による改正後の学校職員の給与に関する条例第五条の二及び改正後の初任給規則第三条の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該職員が属していた職務の級とする。

6 この規則の施行の日以降新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上同様の措置をとる必要があると認められる職員の当該適用の日における職務の級は、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正後の学校職員の給与に関する条例第五条の二及び改正後の初任給規則第三条の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に給料表の適用を受けることとなったものとみなした場合に定められた職務の級とする。

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 条例第十二条の五第一項前段の教育委員会規則で定める職員は、任命権者が定める学校職員とする。

2 条例第十二条の五第一項前段の教育委員会規則で定める期間は、第十一条に規定する学校職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）については基準日以前六箇月以内の期間とし、第十四条に規定する学校職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）については基準日以前の直近の勤務成績の評価に係る期間を勘案し、任命権者が定める期間とする。

第九条第一項第一号中「前条各号」を「第八条各号」に改める。

第十条を次のように改める。

（勤勉手当の支給割合）

第十条 条例第十二条の五第二項に規定する勤勉手当の支給割合は、期間率に成績率を乗じて得た割合とする。

第十二条第二項第二号中「している学校職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である学校職員を除く。）」を加える。

第十四条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、再任用学校職員以外の学校職員にあつては百分の百六十以下、再任用学校職員にあつては百分の七十五以下の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けて

いるときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千元」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千元」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

附則第二項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八」を「百分の八・三」に改める。

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十一・三」に改める。

第二条 学校職員の地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八・三」を「百分の九」に改める。

附則第三項中「百分の十一・三」を「百分の十二」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の学校職員の地域手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

規 則

学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の時間外勤務手当に関する規則（平成二十二年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第二項ただし書」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十三日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十四号

埼玉県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

埼玉県教職員住宅管理規則（昭和五十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「承認をしたときは」の下に「、指定入居日（次条第一項に規定する指定入居日をいう。）から起算して十年を超えない期間を入居承認期間として定め」を加え、同条に次の一項を加える。

4 教育長は、特に必要があると認めた場合は、入居承認期間（この項の規定により延長された入居承認期間を含む。以下この項、第十九条第一項第四号及び様式第二号の二において同じ。）を延長することができるものとし、入居承認期間を延長したときは、様式第二号の二の教職員住宅入居承認期間延長通知書を所属長を経て教職員住宅に入居している者（以下「入居者」という。）に交付するものとする。

第十条中「教職員住宅に入居している者（以下「入居者」という。）」を「入居者」に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

入居者（第一号に該当することとなつた場合には、その該当することとなつたときにおいてその者と同居していた者。）は、第一号から第三号まで又は第五号に該当することとなつた場合においてはその該当することとなつた日から三十日以内、第四号に該当することとなる場合においてはその該当することとなる日までに、当該教職員住宅を明け渡さなければならない。

- 一 入居者が死亡したとき。
- 二 入居者が教職員でなくなつたとき。
- 三 入居者が第四条に規定する入居者の資格を失つたとき。
- 四 入居承認期間が満了するとき。
- 五 前条の規定により入居者が明渡しを請求をされたとき。

様式第二号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 入居承認期間

年

月

日

～

年

月

口

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2（第七条関係）

教職員住宅入居承認期間延長通知書

第 号

所属所名

職名・氏名

下記のとおり教職員住宅の入居承認期間を延長したので通知します。

なお、入居承認期間以外の承認事項について変更はありません。

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 印

記

1 入居教職員住宅 (所在地) 号室)

2 現在の入居承認期間
年 月 日 ～ 年 月 日

3 延長した期間
年 月 日 ～ 年 月 日

附 則

- 1 この規則は平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の埼玉県教職員住宅管理規則第七条第三項の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会教育長は、次の各号に掲げる者について当該各号に定める日から起算して十年を超えない期間を入居承認期間として定めることができる。
 - 一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において引き続き教職員住宅に入居している者及び施行日前に教職員住宅入居承認書（当該承認書に記載された指定入居日が施行日前のものに限る。）の交付を受けた者 施行日
 - 二 施行日前に教職員住宅入居承認書（当該承認書に記載された指定入居日が施行日以降のものに限る。）の交付を受けた者 当該指定入居日

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十五号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「の従事」を「への従事等」に改め、同条中「又は」を「、若しくは」に、「、事務もしくは、営利企業等に従事しようとするとき」を「若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするとき」に改める。

別表第三の七（表面）を次のように改める。

介 護 休 暇 簿

氏名

(表面)

要介護者に関する事項	氏名					要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
	続柄									
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居							
	介護が必要となった時期 年 月 日									
介護休暇の期間の初日から1年間 年 月 日から 年 月 日						連続する二の期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
連続する一の期間	年 月 日から 年 月 日			月 (日)						
連続する二の期間	年 月 日から 年 月 日			月 (日)						
連続する三の期間	年 月 日から 年 月 日			月 (日)						
合計	月 (日) * 6月 (180日) を越えない範囲					連続する三の期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
承認 年月日	届出 年月日	承認				申請 者印	休 暇 の 期 間			
		校長					年 月 日	時 間	日・時間	
..	..					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間	
..	..					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間	
..	..					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間	
..	..					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間	

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の見出し及び六条を加える。

（週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第二条の二 条例第四条第一項ただし書の埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者は、次に掲げる学校職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童を養育する学校職員

二 次に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する学校職員

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）

ロ 父母

ハ 子

ニ 配偶者の父母

ホ 次に掲げる者であつて学校職員と同居しているもの

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の子

2 条例第四条第一項ただし書の規定により、同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員について、日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）は、単位期間（第二条の七に規定する期間をいう。以下同じ。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間。第二条の四第二項第一号において「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度とし、校務の正常な運営を妨げな

いと認める場合に限り設けることができるものとする。

3 前項の規定により週休日設けることは、条例第四条第三項の規定による勤務時間の割振りに併せて行うこととする。

第二条の三 条例第四条第三項の県教育委員会規則で定める学校職員は、適切な校務運営を確保するため、同項の規定を適用しないこととする必要があるとして教育委員会（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）が定める学校職員とする。

第二条の四 条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、学校職員の休日（条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。）その他県教育委員会の定める日（以下この条において「休日等」という。）については、七時間四十五分（再任用短時間勤務職員（条例第三条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあつては、当該学校職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第四条第一項の規定による週休日（第二条の二第二項の規定による週休日を除く。）以外の日の日数で除して得た時間。次項第一号において同じ。）とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前九時から午後三時四十五分までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る学校職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2 第二条の二第一項各号に掲げる学校職員については、条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき四時間三十分以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするものとし、区分期間（第二条の二第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（次号において「特例対象日」という。）については、四時間三十分未満とすることができるものとする。

二 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時十五分までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る学校職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた学校職員の当該特例対

象日については、この限りでないこと。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

3 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、県教育委員会が埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるところにより、第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は前項第一号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第二号に定める基準によらないことができるものとする。

4 職務の特殊性その他の理由により、第一項第二号又は第二項第二号に定める勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることで公務能率の向上が見込まれる場合の勤務時間の割振りについては、第一項第二号又は第二項第二号に定める基準によらないことができるものとする。

第二条の五 条例第四条第三項の学校職員の申告は、前条（第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の申告にあつては、同条第二項及び前条）に定める基準に適合するものでなければならない。

2 教育委員会は、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員による前項の規定による申告について、その事由を確認する必要があるときは、当該申告をした学校職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、次の各号に掲げる第一項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振り、及び週休日を設けるものとする。

一 前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると校務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に県教育委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

二 第二条の二第二項及び前条第二項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して第二条の二第二項の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると校務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に県教育委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振り及び週休日を変更することができる。

一 学校職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び設けられた週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び週休日について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により勤務時間の割振りを行い、及び週休日を設け、又はこの項の規定により勤務時間の割振り及び週休日の変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定による変更の後の勤務時間の割振り及び週休日によると校務の正常な運営を妨げると認められる場合において、別に県教育委員会の定めるところにより変更するとき。

第二条の六 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた学校職員は、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

3 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた学校職員が、単位期間の途中において第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第二条の七 条例第四条第三項の県教育委員会規則で定める期間は、四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として県教育委員会が人事委員会と協議して定める場合にあつては、県教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とする。ただし、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に係る条例第四条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち学校職員が選択する期間とする。

第三条第一項中「（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）」及び「（条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第四条第一項中「埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」を「県教育委員会規則」に、同条第二項中「第四条第二項」を「第四条第二項若しくは第三項」に改める。

第五条第一項中「週休日を設け」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を

加え、同条第二項中「教育委員会は、」の下に「条例第四条第一項ただし書の規定により週休日を設け（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員に係る場合に限る。）」、同条第三項の規定により勤務時間を割り振り、又は」を加える。

第六条の三第二項中「（条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条の二中「第三条」を「第二条の二及び第二条の四から第三条まで」に改める。

第八条第一号中「（条例第三条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」及び「（条例第三条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条第六項中「埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に改める。

第十一条第三項第二号中「条件付」を「条件付」に改める。

第十四条第三項中「二の期間」を「三の期間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十七号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第六号を削り、同条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第五号を削る。

第四条第一項第九号を削る。

第五条第一項及び第五条の二第一項中「次の各号に」を「次に」に、「第九号」を「第八号」に改める。

第五条の四第一項中「次の各号に」を「次に」に、「特別非常勤講師実務経歴書」を「特別非常勤講師の届出に関する申告書」に改め、同項第三号を削る。

第六条中「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十八条第二項、第十九条第二項並びに第二十条第二項及び第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二十五条第一項中「しなければならない」を「することができる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この項において同じ。)の職員並びに教育委員会の事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員が、第四条、第五条又は第五条の二の規定による申請をするときは、身体に関する証明書の提出を要しない。

別表中「(第十一条関係)」を「(第十条関係)」に改める。
様式第一及び様式第二を次のように改める。

様式第1 (第3条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員免許状授与・新教育領域の追加願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな			生年月日	年 月 日
氏名				
本籍地	都府県	電話番号		
現住所				
勤務(予定)校				
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状の授与・特別支援学校教諭の新教育領域の追加を受けたので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号まで</p> <p>3 成年被後見人又は被保佐人 4 禁錮以上の刑に処せられた者 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類				
同上の教科・教育領域				
出願の根拠法令				

様式第2（第3条、第4条、第5条、第5条の2、第6条関係）

履 歴 書

氏名		生年月日	年 月 日
本籍地	都 道 府 県	現住所	

学 歴	学校名（課程等）	修 学 期 間	卒業・修了等
			年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	
		年 月 ～ 年 月	

所 有 免 許 状 又 は 資 格	免許状種類	教科等	免許状番号	授与年月日 (授与権者)	免許状に記載の氏名 (免許状に記載の本籍地)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)

※ 所有する教育職員免許状は全て記入してください。

賞 罰	無 有 (年 月 日)
--------	---------------

※ 有無のいずれかに○を付け、「有」の場合、具体的に記入してください。

	年 月 日	事 項	職 名
職			
歴			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名

様式第三を次のように改める。

様式第 3 削除

様式第五から様式第九までを次のように改める。

様式第5（第4条、第5条の2関係）

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな	-----		生年月日	年	月	日
氏名						
本籍地	都 道 府 県	電話番号				
現住所						
勤務（予定）校						
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員免許状の授与・特別支援学校教諭の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号まで</p> <p>3 成年被後見人又は被保佐人 4 禁錮以上の刑に処せられた者 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類						
同上の教科・教育領域						
出願の根拠法令						

様式第6（第4条、第5条の2、第12条～第17条関係）

免許状等受得証明書

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、下記のとおり免許状等の授与を受けていることを証明する。

年 月 日

証明者職・氏名



記

免許状等の種類	教科等	免許状番号	授与年月日 (授与権者)	免許状に記載の氏名 (免許状に記載の本籍地)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)
		第 号	年 月 日 ()	(都・道・府・県)

※ 所有する教育職員免許状は全て記入してください。

様式第7（第4条、第5条、第5条の2関係）

人物に関する証明書

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 _____ 月 _____ 日

証明者職・氏名



記

項目	観察の内容
社会性	
責任感	
自主性	
指導力	
研究心	
総合的所見	

様式第9（第5条関係）

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
本籍地	都 道 府 県	電話番号	
現住所			
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員臨時免許状の授与・特別支援学校助教諭臨時免許状の新教育領域の追加を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号まで</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 成年被後見人又は被保佐人 4 禁錮以上の刑に処せられた者 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p style="text-align: center;">記</p>			
授与又は新教育領域の追加を受けようとする免許状の種類			
同上の教科・教育領域			
出願の根拠法令			
学 歴	学校又は教員養成機関（ _____ ） 年 月 日 第 _____ 学年 卒業・修了・退学・在学		
勤務しようとする学校	領域（ _____ ） 学部（ _____ ）		

様式第十三の二及び様式第十四を次のように改める。

様式第13の2（第5条の4関係）

特別非常勤講師の届出に関する申告書

私は、特別非常勤講師の届出に際して、学校教育法第9条各号の規定に該当しないことを宣誓します。

また、私の実務経歴は下記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

記

在職・従事・指導期間及びその内容	
期 間	会社名・団体名等及びその職務内容 (具体的に記入してください。)
年 月 ～ 年 月	
年 月 ～ 年 月	
年 月 ～ 年 月	
年 月 ～ 年 月	
計 年 月	
上記在職等に係る免許・資格等	
その他参考事項 (業績、受賞歴等)	

様式第14 (第6条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員免許状交付願

(宛先)

埼玉県教育委員会

ふりがな				生年月日	年	月	日
氏名							
本籍地	都道府県	電話番号					
現住所							
勤務(予定)校							
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状の交付を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号まで</p> <p>3 成年被後見人又は被保佐人 4 禁錮以上の刑に処せられた者 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
交付を受けようとする免許状の種類							
同上の教科				出願の根拠法令			
現に所有する免許状	種類	教科	番号	授与年月日	授与権者		

様式第十五中「(第6条、第12条関係)」を「(第6条、第11条関係)」
に改める。

様式第十六を次のように改める。

様式第16 (第7条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

教育職員免許状書換願

(宛先)

埼玉県教育委員会

		年	月	日	
ふりがな		生年月日	年	月	日
氏名			年	月	日
本籍地	都道府県	電話番号			
現住所					

私は、下記のとおり教育職員免許状の記載事項に異動が生じたので、別紙関係書類を添えて教育職員免許状の書換えを出願します。

記

1 書換えを出願する免許状

免許状の種類		教科等	
--------	--	-----	--

2 異動が生じた記載事項及び年月日

異動前の記載事項	本籍地	都道府県	
	ふりがな		
	氏名		
異動後の記載事項	本籍地	都道府県	
	ふりがな		
	氏名		
異動の年月日	年	月	日

様式第十七の二から様式第二十四までを次のように改める。

様式第17の2 (第7条関係)

再 交 付 理 由 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

私は、下記のとおり届出をしましたが、届出証明書の発行を受けることができませんでしたので、本書を提出します。

記

届 出 の 事 由	
事 由 発 生 年 月 日	
届 け 出 た 官 公 署	(官公署名) (官公署の住所)
届 出 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	

様式第18 (第12条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

有効期間更新申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
本籍地 都 道 府 県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職 名	

私は、免許状更新講習の課程を修了したため、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了した免許状更新講習

領 域	受講した大学等	履修認定年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

様式第19 (第12条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

有効期間更新申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
本籍地 都道府県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職名	

私は、免許状更新講習の受講を免除の上、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

記

1 免除事由

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、()に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

様式第20 (第13条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

有効期間延長申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
本籍地 都道府県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職名	

私は、下記の事由により免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長事由

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長前の有効期間 年 月 日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、()に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

様式第21 (第14条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

免許状更新講習修了確認申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			年 月 日
本籍地	都道 府県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関			職名

私は、免許状更新講習の課程を修了したため、下記の免許状について更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

2 修了した免許状更新講習

領 域	受講した大学等	履修認定年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	

様式第22（第15条関係）

手数料 埼玉県収入証紙

免許状更新講習修了後の期間に関する確認申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏 名	-----		生年月日	年 月 日
本籍地	都 道 府 県	現住所		電話番号
勤務（予定）校・機関			職 名	

私は、下記の免許状について免許状更新講習修了後の期間に関する確認を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了した免許状更新講習

領 域	受講した大学等	履修認定年月日	対象免許種
必 修 領 域		年 月 日	
選 択 必 修 領 域		年 月 日	
選 択 領 域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	

様式第23 (第16条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

修了確認期限延期申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
本籍地 都道府県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関	職名	

私は、下記の事由により 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限 年 月 日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、()に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

様式第24 (第17条関係)

手数料 埼玉県収入証紙

免許状更新講習免除申請書

(宛先)

埼玉県教育委員会

年 月 日

ふりがな		生年月日	
氏名			年 月 日
本籍地	都道府県	現住所	電話番号
勤務(予定)校・機関		職名	

私は、下記の事由により免許状更新講習受講の免除対象者の認定を受けることを申請します。

記

1 免除事由

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

〔 証明者記入欄 〕

上記の者は、()に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

様式第二十七を次のように改める。

(教育職員) 特別免許状

本籍地

氏名

年月日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について(教育職員)特別免許状を授与する。

記

年月日

埼玉県教育委員会 印

番号

授与条件

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第 3 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

318 県道平方東京線	八潮市大字大曾根528番 1 地先から 八潮市大字大曾根1541番 1 地先まで
319 県道越谷八潮線	八潮市八潮 8 丁目 3 番 6 地先から 八潮市大字大曾根646番 1 地先まで
320 県道越谷流山線	越谷市瓦曾根 2 丁目 224番 1 地先から 越谷市大成町 6 丁目 59番 3 地先まで
321 越谷市道80095号線	越谷市流通団地 3 丁目 1 番 3 地先から 越谷市流通団地 3 丁目 1 番 7 地先まで
322 県道春日部菖蒲線	春日部市梅田 3 丁目 43番地先から 白岡市岡泉字丸山1260番 2 地先まで
323 県道さいたま幸手線	白岡市岡泉字丸山1260番 2 地先から 白岡市下野田字宿716番 5 地先まで
324 一般国道125号	行田市行田241番 1 地先から 行田市大字持田字油免2221番13地先まで

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

規 則

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

埼玉県公安委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則
(埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則(平成13年埼玉県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第23条」を「第24条第3項」に改める。

第13条中「第33条第1項」を「第37条第1項」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

公文書開示請求書

年 月 日

(宛先)
埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>開示請求する公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に記載してください。〕</p>	
<p>埼玉県情報公開条例第7条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 〔該当する番号を一つ○で囲み、()内に必要な事項を記載してください。〕</p>	<p>1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 〔事業所等の名称 所在地〕 3 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称 所在地〕 4 県内に所在する学校に在学する者 〔学校の名称 所在地〕 5 上記1から4までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 〔理由〕</p>

注 次の欄の記載は任意です。

<p>求める開示の実施の方法 〔開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。〕</p>	<p>1 文書又図画の場合 □閲覧 □写しの交付（□送付を希望） 2 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付（□送付を希望） □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 □電磁的記録媒体に複製したものの交付（□送付を希望）</p>
---	---

注 以下の欄は、記入しないでください。

<p>担 当 所 属</p>	<p>電話番号</p>
<p>備 考</p>	

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

年 月 日に開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	
開示の場所	
求めることができる 開示の実施の方法等	
担当所属	電話番号
備考	

注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当所属まで連絡してください。

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号及び様式第4号中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第15号中「開示決定等に対する不服申立て」を「に対する審査請求」に、「第22条」を「第24条第1項」に、「同条例第23号」を「同条第3項」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に、「不服申立てが」を「審査請求が」に改める。

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第42条」を「第42条第3項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する保有個人情報の 名称等	
開示する保有個人情報の 利用目的	
開示を実施することが できる日時 (次のいずれか1日)	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開 示 の 場 所	
求めることができる 開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担 当 所 属	電話番号
備 考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」欄に記載した日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、この通知があった日から 30 日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」欄に記載されている方法から選択することができます。開示の実施の方法は、この通知があった日から 30 日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号、様式第4号、様式第13号、様式第14号、様式第20号及び様式第21号中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第24号中「第41条」を「第42条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「同条例第42条」を「同条第3項」に改める。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年埼玉県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号裏面、別記様式第7号裏面及び別記様式第8号裏面中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第4条 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則（平成19年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号裏面及び別記様式第2号中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき」を削り、「60日」を「3か月」に、「この処分を行った警察官の所属する警察署長」を「埼玉県公安委員会」に、「処分については」を「処分の取消しの訴えは」に改め、「、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき」を削る。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第5条 埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第10号2面を次のように改める。

命令をする理由	
---------	--

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第11号2面を次のように改める。

命令を行った理由	
----------	--

口頭による中止命令に不服がある場合の注意事項

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し及び同条中「身分証明証」を「身分証明書」に改める。

別記様式第2号裏面中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第5条関係）

（表面）

第 号	
年 月 日	
解 任 命 令 書	
（自動車運転代行業者）	
住 所	
殿	
埼玉県公安委員会 印	
あなたの選任している 安全運転管理者 を自動車運転代行業の業務の適正化に関 副安全運転管理者 する法律第19条で読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、	
次の理由により解任を命じます。	
安全運転管理者・ 副安全運転管理者 の住所氏名	
理 由	
（注）新たに安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任し、変更届出書に必要な書類 を添付し、20日以内に主たる営業所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に届 けてください。	

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第11号中「身分証明証」を「身分証明書」に改める。

別記様式第12号裏面、別記様式第13号裏面及び別記様式第14号裏面中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

(埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部改正)

第7条 埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号表面中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一―六七

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―五〇）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

規則の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一―六八

規則の分類に関する規則の一部を改正する規則

規則の分類に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―二）の一部を次のように改正する。

本則中「四―〇の系列 職階制」を「四―〇の系列 削除」に、「二三―〇の系列 配偶者同行休業」を「二三―〇の系列 配偶者同行休業 退職管理」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一―六九

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―四三）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項中「以下」を「次項において」に改め、同項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一七〇

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一―一三)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号から第十号までを次のように改める。

- 二 委員会の広聴及び広報に関すること。
- 三 事務局の組織、人事、給与及び服務等に関すること。
- 四 委員会の委員等の位勲、褒賞及び表彰に関すること。
- 五 委員会の予算、決算、会計及び物品の管理に関すること。
- 六 委員会の公印の管理に関すること。
- 七 委員会の文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。
- 八 人事評価に関すること。
- 九 給料表及び給与に関する報告及び勧告その他給与に関すること。
- 十 人事機関及び職員の給与に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に
関すること。

第三条第二項各号を次のように改める。

- 一 人事記録の管理及び人事に関する統計の作成に関すること。
- 二 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関すること。
- 三 分限、懲戒、服務、研修及び退職管理に関すること。
- 四 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出(総務給与課で所掌するものを除く。)に関すること。
- 五 競争試験、選考その他の任用に関すること。
- 六 勤務条件に対する措置の要求及び不利益処分^一の審査請求の審査に関すること。
- 七 職員からの苦情相談の総括に関すること。
- 八 職員団体に関すること。
- 九 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第五項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- 十 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)第五条第二項の規定に基づく審査に関する

1)27。

十一 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第二十

一条第一項の規定に基づく調査審議に関すること。

第六条の表に次のように加える。

主任専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二―二一

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二―四）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六一八七

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

「第二	第二章	試験による採用及び昇任（第四条―第十四条）	を	第三
第三	第三章	選考による採用及び昇任（第十五条―第二十一条）	を	第三

章 試験による採用（第四条―第十四条）

章の二 選考による採用（第十五条―第二十一条）

章 試験による昇任（第二十一条の二―第二十一条の九）

章の二 選考による昇任（第二十一条の十一―第二十一条の十五）

「条件付」に改める。

第二条第一号中「採用 昇任」を「採用、昇任」に、「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同条第二号中「現に」を削り、「でない」を「以外の」に改め、同条第三号中「現に保有する法令、条例、規則、その他の規程により定められている職員の職、級又は階級より上位のもの」を「その職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職」に改め、同条第四号中「現に保有する職、級又は階級より下位のもの」を「その職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職」に改め、同条第五号中「昇任及び降任以外の方法で他の職に任命すること」を「その職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないもの」に改め、同条第六号中「職務遂行の能力を有するかどうかを」を「、当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力（法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。次号において同じ。）及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に」に改め、同条第七号中「職務遂行の能力を有するかどうかを基準に基づいて判定すること」を「、競争試験以外の能力の実証に基づき、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定するために行う試験」に改め、同条第八号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者

名簿」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項中「及び昇任」及び「及び第十六条」を削り、「行なわ」を「行わ」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 職員の昇任は、第二十一条の二により昇任試験によることとされている場合には、任用候補者のうちから行わなければならない。

「第二章 試験による採用及び昇任」を「第二章 試験による採用」に改める。

第四条の見出しを「（採用試験区分及び対象となる職）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を削り、同条第四項中「前二項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第六条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条第一項中「第四条第二項」を「第四条第一項各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第七条の見出し中「試験」を「採用試験により判定する知識等」に改め、同条第一項中「第四条第二項第一号」を「第四条第一項第一号」に、「第四条第二項第三号」を「第四条第一項第三号」に、「学校教育法第八十七条」を「同法第八十七条」に、「学校教育法第八十八条」を「同法第八十八条」に、「第四条第二項第六号」を「第四条第一項第六号」に、「第四条第二項第二号」を「第四条第一項第二号」に、「学校教育法第五十六条」を「同法第五十六条」に改め、同条第二項を削る。

第八条の見出しを「（採用試験の受験資格）」に改め、同条第一項中「第四条第二項各号」を「第四条第一項各号」に改め、同項ただし書中「第四条第二項ただし書及び同条第三項ただし書」を「第四条第一項ただし書」に改める。

第九条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条中「第四条第二項各号及び同条第三項各号」を「第四条第一項各号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項第九号中「任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」を「採用候補者名簿」に、「名簿から」を「採用候補者名簿から」に改める。

第十一条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条中「試験」を「採用試験」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項中「試験」を「採用試験」に改める。

第十三条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条第一項から第三項まで

を削り、同条第四項中「第四条第二項第五号」を「第四条第一項第五号」に、「警察本部長」を「埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）」に改め、同項を同条とする。

第十四条（見出しを含む。）中「試験」を「採用試験」に改める。

「第三章 選考による採用及び昇任」を「第二章の二 選考による採用」に改める。

第十五条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第十七条の二第一項ただし書に規定する選考により職員を採用する場合は、次に掲げる場合とする。

第十五条第二号中「かかる」を「係る」に改め、「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第三号中「すでに」を「既に」に改め、同条第四号中「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加える。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十七条第一項中「又は昇任させよう」を「しよう」に、「つど行なう」を「都度行なう」に改め、同項ただし書中「又は昇任」を削り、「行なうことがある」を「行うものとする」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に、「当該職」を「当該選考に係る職」に改め、「又は昇任」を削り、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第十八条中「又は第十六条各号に定める」を「に掲げる場合における」に改める。

第十九条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「任用」を「採用」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十条第一項中「の各号」及び「及び昇任」を削り、同項第一号中「への採用又は昇任」を削り、同項第二号中「への採用」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「への採用」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「への採用」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項中「警部、警部補及び巡査部長の」を「次に掲げる」に改め、「及び昇任」を削り、同項に次の各号を加える。

一 警部の職

二 警部補の職

三 巡査部長の職

第二十条第四項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改め、「の各号」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第五項中「第一項第四号及び第五号」を「第一

項第三号及び第四号」に改め、「の各号」を削る。

第二十一条の次に次の二章を加える。

第三章 試験による昇任

(昇任試験区分及び対象となる職)

第二十一条の二 昇任試験の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 警部昇任試験

二 警部補昇任試験

三 巡査部長昇任試験

2 前項各号に掲げる試験の対象となる法第二十一条の四第一項の規定に基づき定める職は、別表第七に定めるとおりとする。

(昇任試験種目、出題分野及び受験資格)

第二十一条の三 前条第一項各号に掲げる試験の試験種目、出題分野及び受験資格は、別に定める。

(昇任試験により判定する知識等の程度)

第二十一条の四 昇任試験により判定する知識及び技術の程度は、第二十一条の二第一項各号に掲げる試験により昇任させようとする職に必要とされる知識及び技術の程度とする。

(昇任試験の実施)

第二十一条の五 第二十一条の二第一項各号に掲げる試験は、それぞれ原則として年一回以上行う。

(昇任試験の周知)

第二十一条の六 委員会は、昇任試験を行う場合には、任命権者への通知その他適切な手段により、当該昇任試験の受験資格を有する者に受験に必要な事項を周知する。

(合格者の通知等)

第二十一条の七 委員会は、合格者を決定したときは、昇任試験に合格した旨を書面で本人に通知するものとする。ただし、委員会が適当と認めるときは、他の方法により通知又は発表するものとする。

2 委員会は、必要と認めるときは、不合格者にその旨を書面で通知するものとする。

(昇任試験の委任)

第二十一条の八 委員会は、第二十一条の二第一項各号に掲げる試験の実施を警察本部長に委任する。

2 警察本部長は、前項の規定により委任を受けた試験の受験資格を定める場合は、

あらかじめ委員会に協議しなければならない。

3 警察本部長は、第一項の規定により委任を受けた試験を実施したときは、次に掲げる事項を速やかに委員会に報告しなければならない。

- 一 試験の区分
- 二 試験の日時及び場所
- 三 試験の方法
- 四 合格基準
- 五 申込者数及び受験者数
- 六 最終合格者数
- 七 合格者の名簿

(昇任試験の実施に関し必要な事項)

第二十一条の九 この章に規定するもののほか、昇任試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第三章の二 選考による昇任

(選考による昇任)

第二十一条の十 法第二十一条の四第一項の規定に基づき、次に掲げる職への昇任は、選考によるものとする。

- 一 別表第八に掲げる職
- 二 別表第六に掲げる職に既に任用されている者の職制上の上位の段階に属する職員の職

三 前二号に規定するもののほか、委員会が選考によることが適当であると認める職

(選考の方法)

第二十一条の十一 選考は、任命権者からの申請に基づき、昇任させようとする者についてその都度行う。ただし、委員会は、必要と認める場合にあっては、昇任を希望する者について、あらかじめ選考の一部を行うものとする。

2 前項ただし書の規定により委員会が選考の一部を行った場合において、当該選考に係る職について昇任させる必要が生じたときは、任命権者は、当該選考の一部を受けた者のうちから選考の申請をしなければならない。

3 選考は、経歴評定、教養試験、専門試験、論文試験、作文試験、人物試験、身体検査その他の方法のうちから適当と認められるものにより行うものとする。

(選考の資格要件)

第二十一条の十二 選考を受けることができる者は、初任給規則第四条に規定する級別資格基準表(市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条並びに地方公営

企業法第十五条に規定する職員にあつては、これに相当する規定）に定める必要在級年数又は必要経験年数及び第二十一条の十各号に掲げる職についての選考の区分に応じ必要とされる免許、資格、経歴等を有し、かつ委員会が必要と認めて別に資格要件を定めた場合は、当該要件を有するものとする。

（選考結果の通知）

第二十一条の十三 委員会は、選考を行ったときは、その結果を速やかに任命権者に通知するものとする。第二十一条の十一第一項ただし書の規定による選考の一部を行ったときも、同様とする。

2 任命権者は、選考を受けた者を昇任させたときは、その旨を速やかに委員会に報告しなければならない。

（選考の委任）

第二十一条の十四 委員会は、次に掲げる職への昇任に係る選考の実施を任命権者に委任する。

一 別表第六に掲げる職に既に任用されている者の職制上の上位の段階に属する職員の職

二 主任の職（これに相当する職を含む。）

三 巡査長の職

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる職への昇任に係る選考の実施を警察本部長に委任する。

一 警部の職

二 警部補の職

三 巡査部長の職

3 任命権者は、前二項の規定により委任を受けた選考の資格要件を定める場合は、あらかじめ委員会に協議しなければならない。

4 任命権者は、第一項又は第二項の規定により委任を受けた選考を実施したときは、次に掲げる事項を速やかに委員会に報告しなければならない。

一 選考職種

二 選考対象者の氏名、年齢、資格、免許及び特殊技能

三 任用しようとする所属課所名及び級号給

四 任用発令年月日

五 選考対象者の現在の職及び級号給

（選考の実施に関し必要な事項）

第二十一条の十五 この章に規定するもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第二十二條第一項中「ただちに名簿」を「直ちに任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、昇任候補者名簿については、住所に代えて所属課所を記載する。

第二十四條第二項中「ともに」を「共に」に、「いづれか」を「いづれか」に改める。

第二十五條第一項中「各号の一に」を「いづれかに」に改め、同条第二項中「申し出」を「申出」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十六條中「一に」を「いづれかに」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「条件附」を「条件付」に改め、同条第二号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に、「異つてゐる」を「異なつてゐる」に改め、同条第三号中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第四号中「前条第四号」を「前条第一項第四号」に、「それら」を「これら」に改める。

第二十七條中「同条同項第一号」を「同項第一号」に、「前条」を「又は前条」に改める。

第二十八條中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十九條第一項中「各号の一に」を「いづれかに」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十條中「第四条に定める」を「第四条第一項各号に掲げる」に改め、「又は」の下に「第二十一條の二第一項各号に掲げる試験の対象となる職に職員を」を加える。

第三十一條第一項中「当該名簿から任用すべき者の数に四人を加えた数の当該職」を「当該提示の請求に係る名簿に記載されている者で当該提示の請求に係る職」に改め、「その名簿から高点順に」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第三十二條第一項を削り、同条第二項中「当該名簿に記載されている任用候補者のうち提示の請求にかかる職を志望すると認められる者の数が五人に満たない」を「第三十條の規定による提示の請求に係る名簿に記載されている者で当該提示の請求に係る職を志望すると認められる任用候補者の数が採用し、又は昇任させるべき者の数よりも少ない」に、「通知」を「加えて提示」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「委員会は、」の下に「第三十條の規定により」を加え、「前条又は第一項の規定により提示又は通知すべき」を「提示すべき」に、「による通知」を「により提示」に、「任命権者」を「任命権者」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三條中「申し出にかかる」を「申出に係る」に改める。

第三十四条第一項中「、当該名簿」を「、名簿」に改める。
第三十五条を次のように改める。

(選択の方法)

第三十五条 任命権者は、提示された任用候補者の中から任命すべき者の選択を行う。

第三十七条第二項中「第二十条第四項」の下に「及び第二十一条の十四第四項」を加える。

第六章の章名中「条件付」を「条件付」に改める。

第三十八条の見出し、同条第一項及び第二項中「条件付」を「条件付」に改め、同条第三項中「条件付」を「条件付」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十九条中「各号の一に」を「いずれかに」に、「こえない」を「超えない」に、「臨時的任用する」を「臨時的任用を行う」に改め、同条第一号中「、職員」を「職員」に、「欠員」を「、欠員」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「又は名簿による職員の任用について第三十五条の規定による任命すべき者の選択の範囲に入るべきものが五人に満たない場合」を削る。

第四十条中「こえない」を「超えない」に改める。

第四十一条第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「かかる」を「係る」に改め、同項第四号中「かかる」を「係る」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第五号中「かかる」を「係る」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「臨時的任用された」を「臨時的に任用された」に改める。

第四十二条中「臨時的任用される」を「臨時的に任用される」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 採用試験の対象となる職(第四条関係)

試験区分	対象となる職
職員採用上級試験	一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。)別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職 二 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級二級の職

	職員採用初級試験
<p>三 埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号。以下この表において「企業職員給与規程」という。）別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>四 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年病院事業管理規程第六号。以下この表において「病院局職員給与規程」という。）別表第四に定める病院企業職給料表（二）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>五 埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下この表において「下水道局職員給与規程」という。）別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p>	<p>一 給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）</p> <p>二 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級一級の職</p> <p>三 企業職員給与規程別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）</p> <p>四 病院局職員給与規程別表第四に定める病院企業職給料表（二）の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）</p> <p>五 下水道局職員給与規程別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）</p>

<p>警察官（巡査）採用試験Ⅲ類</p>	<p>警察官（巡査）採用試験Ⅱ類</p>	<p>警察官（巡査）採用試験Ⅰ類</p>	<p>経験者職員採用試験</p>	<p>免許資格職員採用試験</p>
<p>給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級一級の職</p>	<p>給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級二級の職</p>	<p>給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p>	<p>一 給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>二 企業職員給与規程別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>三 病院局職員給与規程別表第四に定める病院企業職給料表（一）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>四 下水道局職員給与規程別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p>	<p>一 給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職</p> <p>二 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級二級の職</p> <p>三 給与条例別表第八に定める医療職給料表（二）の職務の級一級及び二級の職</p> <p>四 給与条例別表第八に定める医療職給料表（三）の職務の級二級の職</p> <p>五 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「学校職員の給与条例」という。）別表第七に定める学校栄養職給料表の職務の級一級及び二級の職</p> <p>六 病院局職員給与規程別表第六に定める病院医療職給料表（二）の職務の級二級の職</p>

警察官（巡査）採用試験 国際捜査Ⅰ類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級二級の職
警察官（巡査）採用試験 武道・体育指導Ⅰ類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級一級の職
警察官（巡査）採用試験 武道・体育指導Ⅲ類	給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
警察事務職員採用上級試験	給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職（警察事務職員採用上級試験の対象となる職を除く。）
警察事務職員採用初級試験	学校職員の給与条例別表第八に定める事務職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	学校職員の給与条例別表第八に定める事務職給料表の職務の級一級の職（市町村立小・中学校事務職員採用上級試験の対象となる職を除く。）

別表第二中「試験職種及びその対象となる職、試験種目」を「採用試験職種及びその対象となる職、採用試験種目」に、「すべて」を「全て」に、「多枝」を「多肢」に改める。

別表第三中「受験資格（）」を「採用試験の受験資格（）」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四 選考の対象となる職（一）（第十五条関係）

根拠法令	選考による採用の対象となる職
------	----------------

<p>埼玉県行政組織規則 (昭和四十二年埼玉県 規則第一号)</p>	<p>主査以上の職(これらに相当する職を含む。以下 この表において同じ。)</p>
<p>埼玉県労働委員会事務 局の組織等に関する規 則(昭和五十四年埼玉 県規則第二十二号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県収用委員会事務 局の設置に関する規則 (昭和五十二年埼玉 規則第十五号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県議会事務局条例 (昭和二十六年埼玉 条例第三十一号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県選挙管理委員会 規程(昭和二十三年埼 玉県選挙管理委員会告 示第二号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県監査事務局組織 規程(昭和四十二年埼 玉県監査委員訓令第一 号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県教育局組織規則 (昭和四十六年埼玉 教育委員会規則第十二 号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県立中学校管理規 則(平成十五年埼玉 教育委員会規則第二十 五号)</p>	<p>担当課長以上の職(これらに相当する職を含む。 以下この表において同じ。)</p>

<p>埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）</p>	<p>事務長以上の職（これらに相当する職を含む。以下この表において同じ。）</p>
<p>埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）</p>	<p>事務長以上の職</p>
<p>埼玉県立文書館管理規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第十二号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立近代美術館管理規則（昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立総合教育センター管理規則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立図書館管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第十九号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立げんきプラザ管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>

<p>埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立史跡の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第九号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立自然と川の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>学校教育法 学校職員の給与条例</p>	<p>事務主査以上の職</p>
<p>埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年埼玉県人事委員会規則一―一三）</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）</p>	<p>巡査部長以上の職</p>
<p>埼玉県警察組織規則（昭和五十年埼玉県公安委員会規則第一号） 埼玉県警察組織規程（昭和五十一年埼玉県警察本部訓令第一号）</p>	<p>係長以上の職（これらに相当する職を含む。）</p>

埼玉県企業局組織規程 (昭和三十八年埼玉県 公営企業管理規程第一 号) 埼玉県病院局組織規程 (平成十四年埼玉県病 院事業管理規程第二 号) 埼玉県下水道局組織規 程(平成二十二年埼玉 県流域下水道事業管理 規程第一号)	主査以上の職 主査以上の職 主査以上の職
---	--

別表第六中「第十六条、第二十条」を「第二十条、第二十一条の十、第二十一条の十四」に改める。

別表に次の二表を加える。

別表第七 昇任試験の対象となる職(第二十一条の二関係)

試験区分	対象となる職
警部昇任試験	警察法に定める警部の職
警部補昇任試験	警察法に定める警部補の職
巡查部長昇任試験	警察法に定める巡查部長の職

別表第八 選考の対象となる職(四)(第二十一条の十関係)

根拠法令	選考による昇任の対象となる職
埼玉県行政組織規則	主任以上の職(これらに相当する職を含み、技能職員を除く。以下この表において同じ。)
埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則	主任以上の職

<p>埼玉県立げんきプラザ 管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立図書館管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立総合教育センター 管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立近代美術館管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立文書館管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立特別支援学校 管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立高等学校管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立中学校管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県教育局組織規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県監査事務局組織 規程</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県選挙管理委員会 規程</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県議会事務局条例</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県収用委員会事務局 の設置に関する規則</p>	<p>主任以上の職</p>

埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則	主任以上の職
埼玉県立史跡の博物館管理規則	主任以上の職
埼玉県立自然と川の博物館管理規則	主任以上の職
学校教育法 学校職員の給与条例	事務主任以上の職（これらに相当する職を含む。） 又は栄養主任以上の職（これらに相当する職を含む。）
埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則	主任以上の職
警察法	巡査部長以上の職
埼玉県警察組織規則	主任以上の職
埼玉県警察組織規程	巡査長の職
埼玉県企業局組織規程	主任以上の職
埼玉県病院局組織規程	主任以上の職
埼玉県下水道局組織規程	主任以上の職

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の任用に関する規則第十条の規定に基づき告示された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿で、この規則の施行の際現に有効なものは、当該採用試験の区分に応じ、この規則による改正後の職員の任用に関する規則別表第一の対象となる職の欄に掲げる職を対象とする採用候補者名簿とする。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九七八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「知事室長」を「知事室長 企画参与」に、「スポーツ局長」を「

スポーツ局長

に改め、「自動車税事務所長」を削り、「環境管理事務所長（

地域包括ケア局長」

中央、西部）」を「環境管理事務所長（西部）」に、「環境科学国際センター研究所

長」を「環境科学国際センター研究所長

に改め、「スポーツ企画幹」及び「先

端産業幹」を削り、「県税事務所長

を 自動車税事務所長

自動車税事務所支所長（大宮）」

に、「環境管理事務所長」を「環境科学国際センター副研究所長」に、「自動車税

事務所副所長」を

「自動車税事務所副所長

自動車税事務所支所長」に、「衛生研究所感染症室長」を「衛

生研究所感染症検査室長」に改め、同表警察本部の部中「捜査支援センター所長」

を「捜査支援・通訳センター所長」に、「交通反則通告センター所長」を「交通反

東京オ

則通告センター所長

に改める。

リンピック・パラリンピック警備対策室長」

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九七九

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五六）の一部を次のように改正する。

別表中

307,000円	50,300円
307,000	50,300
307,000	50,300
307,000	50,300
307,000	50,300
307,000	48,500
307,000	46,700
307,000	44,900
307,000	43,100
307,000	41,300
307,000	39,500
307,000	37,700
307,000	35,900
307,000	34,500
307,000	33,100
303,700	31,700
300,400	30,300
297,100	28,900
293,800	27,500
290,500	26,100
276,700	25,500
262,700	24,900
249,200	23,900
235,300	23,300
221,600	22,700
204,000	22,100
186,900	21,500
169,600	20,700
152,000	20,400
134,000	20,000
115,700	19,400

を

97,800	18,500
71,800	17,600
47,500	16,900

307,800円	50,500円
307,800	50,500
307,800	50,500
307,800	50,500
307,800	50,500
307,800	50,500
307,800	50,500
307,800	48,700
307,800	46,900
307,800	45,100
307,800	43,300
307,800	41,500
307,800	39,700
307,800	37,900
307,800	36,100
307,800	34,700
307,800	33,300
304,500	31,900
301,200	30,500
297,900	29,100
294,600	27,700
291,300	26,300
277,500	25,700
263,500	25,100
250,000	24,100
236,100	23,500
222,400	22,900
204,800	22,300
187,700	21,700
170,400	20,900
152,800	20,600

に改める。

134,800	20,200
116,500	19,600
98,600	18,700
72,600	17,800
48,300	17,100

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八〇

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第七条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第八条の二第二項中「勤務実績の評定」を「勤務成績の評価」に改める。

第九条第一項第一号中「前条各号」を「第八条各号」に改める。

第十二条第二項第二号中「職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

第十四条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第十四条 成績率は、職員の勤務成績に応じ、再任用職員以外の職員にあつては、百分の百六十以下（条例第十九条第二項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の二百以下）、再任用職員にあつては、百分の七十五以下（特定幹部職員にあつては、百分の九十五以下）の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けた職員にあつては、人事委員会が別に定める基準に従い定めるものとする。

別表第一任期付研究員条例第五条第一項の給料表の項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九八一

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二

二二）の一部を次のように改正する。

別表第七八の表中

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
30
31
31

31
32
32
32
33
34
35

に改める。

別表第七ホの表中

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64

を

61
62
62
62

62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63

に改める。

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務」を「級別職務分類」に改める。

第一条中「の規定による職務の級についての標準的な職務の内容」を「に規定する級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務」に改める。

第二条第八号中「正規の試験」を「採用試験」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第九号から第十一号まで中「競争試験」を「採用試験」に改める。

「第二章 級別標準職務」を「第二章 級別職務分類」に改める。

第三条を次のように改める。

（級別職務分類）

第三条 条例第三条第三項に規定する級別基準職務表の基準となる職務（別表第一において「基準となる職務」という。）とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第一に定める級別職務分類表の上欄に掲げる組織において

同表の中欄に掲げる職務の級ごとにそれぞれ同表の下欄に定める職の職務とする。

第五条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第十三条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第十四条第一項第一号中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第十九条第一項第二号中「いる」を「おり、かつ、その者の勤務成績が良好であることが明らかである」に改める。

第三十二条中「人事委員会規則」を「委員会規則」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 級別職務分類表（第三条関係）

イ 行政職給料表級別職務分類表

組織	職務の級	職
知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	二級	専門員
	三級	協同組合検査員 講師 地域機関の課長 主任職業訓練指導員 助教授 工事検査員 監査員 主任専門員
	四級	困難な業務を分掌する協同組合検査員 困難な業務を分掌する講師 困難な業務を分掌する地域機関の課長 困難な業務を分掌する主任職業訓練指導員
	五級	困難な業務を分掌する助教授 困難な業務を分掌する工事検査員 困難な業務を分掌する監査員 主任協同組合検査員 主任講師 科長

<p style="text-align: center;">六級</p>	
<p> 本庁の副所長 調整幹 副室長 副報道長 主席県民相談員 出納審査幹 地域調整幹 副支所長 支所長（自動車税事務所大宮支所及びパスポートセンターの支所長を除く。） 副校（園）長 主席講師 地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び社会復帰部並びに農林振興センターの部長に限る。） 地域機関の総務部長 農業革新支援部長 副主席工事検査員 副書記長 主席監査員 </p>	<p> 地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び社会復帰部並びに農林振興センターの部長を除く。） 次長 職業訓練主幹 教務主幹 教授 施工監理主幹 主任工事検査員 主任監査員 収用委員会事務局副事務局長 </p>

<p>困難な業務を分掌する主任協同組合検査員</p> <p>困難な業務を分掌する主任講師</p> <p>困難な業務を分掌する科長</p> <p>困難な業務を分掌する地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び社会復帰部並びに農林振興センターの部長を除く。）</p> <p>困難な業務を分掌する次長</p> <p>困難な業務を分掌する職業訓練主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教務主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教授</p> <p>困難な業務を分掌する施工監理主幹</p> <p>困難な業務を分掌する主任工事検査員</p> <p>困難な業務を分掌する主任監査員</p> <p>副事務局長</p>	<p>七級</p> <p>本庁の所長</p> <p>総合調整幹</p> <p>政策幹</p> <p>行政監察幹</p> <p>技術評価幹</p> <p>危機対策幹</p> <p>主席協同組合検査員</p> <p>副参事</p> <p>地域防災幹</p> <p>東松山事務所長</p> <p>本庄事務所長</p> <p>支所長（自動車税事務所大宮支所及びパスポートセンターの支所長に限る。）</p> <p>副研究所長</p> <p>地域機関の室長</p> <p>副センター長（精神保健福祉センターの副</p>

九級	八級
<p>特に困難な業務を所掌する総合調整幹 IT統括幹</p>	<p>センター長に限る。 産業技術情報幹 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 議会事務局室長 書記長 監査事務局副事務局長 人事委員会事務局副事務局長 労働委員会事務局副事務局長 収用委員会事務局長</p> <p>報道長 困難な業務を所掌する総合調整幹 改革政策局長 地域政策局長 困難な業務を所掌する行政監察幹 税務局長 契約局長 スポーツ局長 地域包括ケア局長 少子化対策局長 食品安全局長 雇用労働局長 参事 地域機関の事務局長 研究企画幹 地域機関の局長 副センター長（産業技術総合センターの副 センター長に限る。） 議会事務局副事務局長 困難な業務を所掌する書記長</p>

教育委員会				
十級	一級	二級	三級	
<p>特に重要な業務を所掌する参事 東京事務所長 特に困難な業務を所掌する書記長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長</p>	<p>知事室長 企画参与 会計管理者 極めて重要な業務を所掌する参事 議会事務局長</p>	<p>司書 学芸員 社会教育主事補 学校保健技師 相当高度の知識又は経験を必要とする司書 相当高度の知識又は経験を必要とする学芸員 専門員</p>	<p>管理主事 指導主事 社会教育主事 主任司書 主任学芸員 所員 県立学校の課長 事務長 高度の知識又は経験を必要とする社会教育主事補 高度の知識又は経験を必要とする学校保健技師 高度の知識又は経験を必要とする司書</p>	

	四級	五級	六級
<p>高度の知識又は経験を必要とする学芸員 主任専門員</p>	<p>困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 困難な業務を分掌する主任司書 困難な業務を分掌する主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 困難な業務を分掌する県立学校の課長 困難な業務を分掌する事務長</p>	<p>主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長</p>	<p>総務幹 調整幹 室長 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 副館長（図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。） 困難な業務を分掌する主任管理主事 困難な業務を分掌する主任指導主事 困難な業務を分掌する主任社会教育主事 困難な業務を分掌する司書主幹 困難な業務を分掌する学芸主幹 困難な業務を分掌する事務局次長</p>

警察本部									
五級	四級	三級	二級	一級	十級	九級	八級	七級	
課（室、隊、校）長補佐	相当困難な業務を分掌する専門員 困難な業務を分掌する係長	係長 専門員	高度の知識又は経験が必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師	警察主事 警察技師	極めて重要な業務を所掌する参事 副教育長	特に重要な業務を所掌する参事	参事 総合企画長	報道幹 学校管理幹 学校評価幹 教育指導幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 副参事 主席管理主事 支所長 企画幹	困難な業務を分掌する事務部長 困難な業務を分掌する事務室長
副館長（図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長に限る。） 県立学校の事務局長									

	六級	七級	八級	九級
補佐官 困難な業務を分掌する専門員 警察署の課長	調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長 特に困難な業務を分掌する専門員	主席師範 管理官 総括調査官 主席調査官 主席指導官 主席専門官 附置機関の長	財務局長 参事 理事官	特に重要な業務を所掌する参事

備考

この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち七級から十級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち三級から七級までのものにそれぞれ相当する課付、知事部局の本庁の所付、知事部局の会計管理者付及び教育委員会の所付の職務、基準となる職務のうち三級から八級までのものにそれぞれ相当する知事部局の地域機関の所付（校にあつては校付、場にあつては場付）の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。ただし、警察

本部の職員の職務にあつては、基準となる職務のうち六級から九級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち一級から七級までのものにそれぞれ相当する課付、室付、所付、隊付、方面本部付及び学校付の職務、基準となる職務のうち一級から六級までのものにそれぞれ相当する署付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

ロ 公安職給料表級別職務分類表

警察本部		組織	職務の級	職
八級	七級	六級	五級	四級
室（所、隊）長	調査官 指導官 専門官 次席 副隊長 術科教養部長 困難な業務を分享する室（隊、校）長補佐 困難な業務を分享する補佐官 困難な業務を分享する課長代理 特に困難な業務を分享する専門員	相当困難な業務を分享する室（隊、校）長補佐 相当困難な業務を分享する補佐官 相当困難な業務を分享する課長代理 困難な業務を分享する専門員 困難な業務を分享する主査	室（隊、校）長補佐 補佐官 課長代理 相当困難な業務を分享する専門員 相当困難な業務を分享する主査	専門員 主査

九級	
校長 方面本部長 運輸免許本部長 組織犯罪対策局長	監察官 聴聞官 訟務官 管理官 副部長 副本部長 総括調査官 主席調査官 主席指導官 主席専門官 副校長 初任教養部長 附置機関の長

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち七級から九級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち一級から八級までのものにそれぞれ相当する課付、室付、所付、隊付、方面本部分付、学
 校付及び署付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困
 難及び責任の度が同程度の職務とする。

ハ 研究職給料表級別職務分類表

知事部局	組織	職務の級	職
三級	二級	専門員	
担当部長 主任研究員 専門研究員 主任 主任専門員			

警察本部

四級	三級	二級	一級	五級	四級
管理官 主席専門官 附属機関の長 専門官 科長	科長 専門員 専門研究員 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任研究員	主任研究員 相当高度の知識又は経験を必要とする研究員	研究員	研究所長	地域機関の室長 地域機関の副所長 北部研究所長 森林研究室長 地域機関の副室長 地域保健企画室長 精度管理室長 感染症検査室長 食品微生物検査室長 化学検査室長 技術・事業化支援室長 次長 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う担当部長 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う主任研究員

		極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う専門員

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち三級から五級まで（警察本部にあつては一級から五級まで）のものにそれぞれ相当する所付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

ニ 医療職給料表（一） 級別職務分類表

知事部局	組織			職務の級		職
	一級	二級	三級	一級	二級	
	医員	医幹 地域機関の副部長 科長 医長 地域機関の室長 主査	課長 副参事 地域機関の副局長 副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。） 地域機関の副所長 副課長 地域機関の部長 医療安全管理幹 地域保健企画室長 精度管理室長 感染症検査室長 食品微生物検査室長 化学検査室長	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医幹		

四級	副部長 参事 副センター長（総合リハビリテーションセンターの副センター長に限る。） 地域機関の局長
----	--

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち四級のものに相当する部付の職務、基準となる職務のうち二級から四級までのものにそれぞれ相当する所付の職務、基準となる職務のうち二級及び三級のものにそれぞれ相当する課付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

ホ 医療職給料表（二）級別職務分類表

警察本部		教育委員会		知事部局					組織	職務の級	職
二級	一級	四級	三級	七級	六級	五級	四級	三級	職務の級	職	
相当高度の知識又は経験を必要とする警	警察技師	主任専門員	専門員	北部支所長	支所長 次長 地域機関の部長 技師長	主幹 技師長 副技師長 科長 地域機関の課長	主査 副技師長 科長	主任専門員	専門員		

五級	三級	
主査 係長	師 高度の知識又は経験を必要とする警察技	察技師

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち五級及び六級のものにそれぞれ相当する課付及び所付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。ただし、警察本部の職員の職務にあつては、基準となる職務のうち一級から五級までのものにそれぞれ相当する隊付及び学校付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

へ 医療職給料表（三）級別職務分類表

警察本部	教育委員会				知事部局				組織		
	二級	六級	五級	四級	三級	六級	五級	四級	三級	職務の級	職
技師 相当高度の知識又は経験を必要とする警察	困難な業務を行う主幹	困難な業務を行う主査	主査	主任専門員 専門員	困難な業務を行う主幹	困難な業務を行う主査	主査	主任専門員 専門員			

	三級	高度の知識又は経験を必要とする警察技師
	四級	係長
	五級	困難な業務を行う係長 主査

備考 この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち四級及び五級のものにそれぞれ相当する課付及び所付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。ただし、警察本部の職員の職務にあつては、基準となる職務のうち二級から五級までのものにそれぞれ相当する課付の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

別表第二中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

別表第三中学卒の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第五の備考第四号中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）を」に改める。

別表第六中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（第一条の改正規定に関する経過措置）

- 3 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に埼玉県人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（第二条の改正規定に関する経過措置）

5 第二条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き同一の職（相当する職を含む。以下同じ。）にある職員で、施行日の前日においてその者の属する職務の級が施行日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第十号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第三条第三項に規定する級別基準職務表又は第二条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第三条に規定する級別職務分類表に定めるその者の職の職務に対応する職務の級と異なるものの施行日以後における職務の級は、当該職員が当該職にある間は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（施行日以後に給料表の適用を異にする異動があった職員にあっては、施行日の前日に当該異動があったものとした場合に同日において当該職員に適用されることとなる職務の級）とする。

規 則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八二

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五五〇）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千元」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千元」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

附則第二項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八三

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―六三一）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第二項ただし書」の下に「若しくは第三項」を、「第四条第二項ただし書」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八四

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八四六）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八」を「百分の八・三」に改める。

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十一・三」に改める。

附則第四項中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

第二条 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八・三」を「百分の九」に改める。

附則第三項中「百分の十一・三」を「百分の十二」に改める。

附則第四項中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

規 則

管理職員特別勤務手当に関する規則及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八五

管理職員特別勤務手当に関する規則及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則の一部を改正する規則

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職員特別勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五七〇)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号イ中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則(埼玉県人事委員会規則七―八五五)の一部を次のように改正する。

第二条中「おいて」の下に「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第十号)第四条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一三―四八

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の見出し及び六条を加える。

（週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第一条の二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。

以下「条例」という。）第三条第一項ただし書の埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める者は、次に掲げる職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童を養育する職員

二 次に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたる日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）

ロ 父母

ハ 子

ニ 配偶者の父母

ホ 次に掲げる者であつて職員と同居しているもの

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の子

2 条例第三条第一項ただし書の規定により、同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員について、日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）は、単位期間（第一条の七に規定する期間をいう。以下同じ。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間。第一条の四第二項第一号において「区分期間」という。）ごときにつき一日を限度とし、公務の正常な運営を妨げないと

認める場合に限り設けることができるものとする。

3 前項の規定により週休日を設けることは、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りに併せて行うこととする。

第一条の三 条例第三条第三項の委員会規則で定める職員は、適切な公務運営を確保するため、同項の規定を適用しないこととする必要があるとして任命権者が定める職員とする。

第一条の四 条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、職員の休日（条例第八条第一項に規定する職員の休日をいう。以下同じ。）その他埼玉県人事委員会（以下「委員会」という。）の定める日（以下この条において「休日等」という。）については、七時間四十五分（再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあつては、当該職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第三条第一項の規定による週休日（第一条の二第二項の規定による週休日を除く。）以外の日の日数で除して得た時間。次項第一号において同じ。）とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。
2 第一条の二第一項各号に掲げる職員については、条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき四時間三十分以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするものとし、区分期間（第一条の二第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（次号において「特例対象日」という。）については、四時間三十分未満とすることができるものとする。

二 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時三十分までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

3 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第二条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、任命権者が委員会と協議して定めるところにより、第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は前項第一号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第二号に定める基準によらないことができるものとする。

4 職務の特殊性その他の理由により、第一項第二号又は第二項第二号に定める勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることで公務能率の向上が見込まれる場合の勤務時間の割振りについては、第一項第二号又は第二項第二号に定める基準によらないことができるものとする。

第一条の五 条例第三条第三項の職員の申告は、前条（第一条の二第一項各号に掲げる職員の申告にあつては、同条第二項及び前条）に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、第一条の二第一項各号に掲げる職員による前項の規定による申告について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、次の各号に掲げる第一項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振り、及び週休日を設けるものとする。

一 前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによらずに公務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

二 第一条の二第二項及び前条第二項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して第一条の二第二項の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振り及び週休日を変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間の始業若しく

は終業の時刻及び設けられた週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び週休日について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により勤務時間の割振りを行い、及び週休日を設け、又はこの項の規定により勤務時間の割振り及び週休日の変更を行った後に生じた事由による変更の後の勤務時間の割振り及び週休日によると公務の正常な運営を妨げると認める場合において、別に委員会の定めるところにより変更するとき。

第一条の六 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第一条の二第一項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

3 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の途中において第一条の二第一項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第一条の七 条例第三条第三項の委員会規則で定める期間は、四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として任命権者が委員会と協議して定める場合にあつては、任命権者が委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とする。ただし、第一条の二第一項各号に掲げる職員に係る条例第三条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

第二条第一項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、「（条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第三条第一項中「埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「委員会規則」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第三条第二項若しくは第三項」に改める。

第三条の二中「埼玉県人事委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

第四条第一項中「設け」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、同

条第二項中「任命権者は、」の下に「条例第三条第一項ただし書の規定により週休日を設け（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係る場合に限る。）、同条第三項の規定により勤務時間を割り振り、又は」を加える。

第四条の二第二項中「（条例第八条第一項に規定する職員の休日という。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「二十六条」を「第二十六条」に改める。

第六条の三中「第二条」を「第一条の二及び第一条の四から第二条まで」に、「同法」を「育児休業法」に改める。

第七条第一号中「（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」及び「（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条第三項第二号中「条件附」を「条件付」に改める。

第十三条第三項中「二の期間」を「三の期間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一八一―一〇

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八一―六）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条」に改め、同項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第三条」を「第三条第一号」に改める。

第九条の見出し中「日数及び時間」を「期間等」に改め、同条中「第十二条」を「第十二条第二号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十二条第一号の委員会規則で定める期間は四週間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごと）に区分することができない場合として任命権者が埼玉県人事委員会と協議して定める場合にあつては、任命権者が埼玉県人事委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とし、委員会規則で定める時間の間は午前七時から午後十時までとし、委員会規則で定める時間は二時間とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則十九―六

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一九―一）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三項及び第五項」を「第五条第六項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四条を削る。

第五条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「できる第一号任期付研究員」の下に「（条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第六条とし、第八条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二十一―四

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員を採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇―一）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項及び第四項並びに」を「第四条第四項及び」に改める。
第四条を削る。

第五条中「特定任期付職員」の下に「（同条第一項に規定する特定任期付職員をいう。次条において同じ。）」を加え、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第七条第一項中「第四条第二項」を「第四条第一項」に、「正規の試験」を「採用試験」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「第八条」を「第七条」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二四―一

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)
第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例(平成二十八年埼玉県条例第七号。以下「条例」という。)
第三条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)
が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員(同項に規定する役員をいう。以下同じ。)
が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)
(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)
に属する役員とする。

(子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一
の営利企業等(法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)
が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)
の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)
の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一
の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四号）に規定する地方住宅供給公社

二 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社

三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社

四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）

（退職手当通算予定職員）

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

一 管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一。以下「管理職手当規則」という。）の規定による管理職手当の区分が一種の職（地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職を除く。）

二 埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号。以下「企業職員給与規程」という。）の規定による管理職手当の区分が一種の職

三 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号。以下「病院局職員給与規程」という。）の規定による管理職手当の区分が一種の職

四 埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下「下水道局職員給与規程」という。）の規定による管理職手当の区分が一種の職

五 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が就いていた職

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人、第四条各号に掲げる法人、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四。以下「派遣規則」という。）別表第一から別表第四までに規定する法人（地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人を除く。）及び県の出資又は出えんに係る法人（地方独立行政法人、第四条各号に掲げる法人、派遣規則別表第一から別表第四までに規定する法人を除く。）が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号

の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等承認申請書（様式第一号）を任命権者に提出しなければならぬ。

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者からの依頼等届出書（様式第二号）を人事委員会に提出して行うものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

一 管理職手当規則の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職（特定地方警務官が就いていた職を除く。）

二 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「学校職員初任給規則」という。）別表第一に定める職務の級四級の職

三 学校職員初任給規則別表第二に定める職務の級四級の職（県立中学校の校長の職に限る。）

四 企業職員給与規程の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職

五 病院局職員給与規程の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職

六 下水道局職員給与規程の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在

職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十六条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職(特定地方警務官が就いていた職を除く。)及び第十四条に定める職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

二 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合

三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であつて、再就職の届出を要しない報酬額以下の報酬を得る場合

2 前項第三号の再就職の届出を要しない報酬額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、元管理職員再就職届出書(様式第三号)を、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出なければならぬ。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

再就職者による依頼等承認申請書

年 月 日

(宛先)
任命権者

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 ㊟	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日生 (歳)
勤務先 (営利企業等) の名称	勤務先における地位 (役職等)
連絡先 TEL (- -)	FAX (- -)
勤務先 (営利企業等) の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職	在職期間		職務内容
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）		()
所属	職	
職務内容		

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日

様式第2号（第13条関係）

再就職者からの依頼等届出書

年 月 日

人事委員会委員長 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 ㊟	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日生 (歳)
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号

元管理職員再就職届出書

(宛先)
任命権者

住 所
氏 名
電話番号



職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 1 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
8 再 就 職 先 に お け る 地 位	

埼玉県訓令第一号

訓令

本 庁
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「標準的な」を削り、「級別職務区分表」を「級別基準職務表」に改める。

第四条第二項中「級別職務区分表」を「級別基準職務表」に改める。
別表第一を次のように改める。

給料表

別表第1（第2条関係）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	146,700	200,400	226,400	259,900
	2	127,300	147,900	201,300	228,000	261,900
	3	128,300	149,100	202,100	229,500	263,700
	4	129,200	150,300	203,400	231,100	265,800
	5	130,200	151,500	204,700	232,600	267,700
	6	131,200	153,000	206,100	234,300	269,600
	7	132,200	154,500	207,500	235,800	271,600
	8	133,200	156,000	208,900	237,400	273,700
	9	134,000	157,400	210,300	238,900	275,800
	10	135,000	158,900	211,900	240,400	277,800
	11	136,000	160,400	213,500	242,000	279,900
	12	137,100	161,900	214,900	243,500	282,000
	13	137,900	163,400	216,200	245,000	284,000
	14	138,900	165,200	217,700	246,500	286,100
	15	139,900	167,000	219,200	247,900	288,100
	16	140,900	168,800	221,000	249,300	290,200
	17	142,000	170,600	222,700	250,800	292,200
	18	143,200	172,300	224,500	252,600	294,200
	19	144,400	174,000	226,200	254,300	296,300
	20	145,600	175,700	227,800	256,100	298,300
	21	146,700	177,300	229,400	257,800	300,400
	22	147,900	178,700	230,800	259,600	302,500
	23	149,100	180,100	232,300	261,400	304,500
	24	150,300	181,500	233,800	263,100	306,600
	25	151,500	183,500	235,100	265,100	308,400
	26	153,000	185,000	236,400	267,000	310,500
	27	154,500	186,400	237,600	268,800	312,600
	28	156,000	187,800	238,700	270,700	314,600
	29	157,400	189,200	239,900	272,400	316,600
	30	158,900	190,400	241,200	274,300	318,600
	31	160,400	191,700	242,500	276,200	320,700
	32	161,900	192,800	243,700	278,000	322,800
	33	163,400	194,700	245,000	279,700	324,300
	34	165,200	196,200	246,000	281,600	326,300
	35	167,000	197,600	247,800	283,400	328,200
	36	168,800	198,800	249,600	285,300	330,300

	80		253,900	314,400	335,700	374,200
	81		255,500	315,100	336,100	374,700
	82		257,100	315,800	336,600	375,300
	83		258,700	316,400	337,100	375,800
	84		260,300	317,000	337,600	376,100
	85		261,700	317,500	337,900	376,500
	86		263,400	318,000	338,300	377,000
	87		265,000	318,500	338,800	377,400
	88		266,600	319,000	339,200	377,800
	89		268,300	319,500	339,500	378,200
	90		270,100	319,900	339,900	378,700
	91		271,700	320,200	340,400	379,100
	92		273,500	320,500	340,800	379,500
	93		275,200	320,800	341,000	379,800
	94		276,900	321,000	341,400	
	95		278,700	321,200	341,900	
	96		280,400	321,400	342,300	
	97		281,600	321,700	342,400	
	98		283,200	322,000	342,900	
	99		284,700		343,300	
	100		286,100		343,600	
	101		287,600		343,900	
	102		288,900		344,300	
	103		290,200		344,700	
	104		291,400		345,100	
	105		292,700		345,600	
	106		293,700		346,000	
	107		294,600		346,400	
	108		295,400		346,800	
	109		296,300		347,300	
	110		297,000		347,700	
	111		297,700		348,000	
	112		298,400		348,300	
	113		298,900		348,800	
	114		299,400			
	115		300,000			
	116		300,600			
	117		301,300			
再任用職員		192,400	203,500	214,000	254,000	273,400

	37	170,600	199,900	251,400	287,000	332,200
	38	172,300	200,800	253,300	288,700	334,100
	39	174,000	201,600	255,300	290,500	336,100
	40	175,700	203,000	257,200	292,300	338,000
	41	177,300	204,700	259,200	294,000	339,900
	42	178,700	206,100	261,100	295,700	341,800
	43	180,100	207,500	263,000	297,400	343,600
	44	181,500	208,900	264,900	299,000	345,500
	45	183,500	210,300	266,700	300,700	347,000
	46	185,000	211,900	268,600	302,400	348,400
	47	186,400	213,500	270,400	304,000	349,900
	48	187,800	214,900	272,000	305,700	351,400
	49	189,200	216,200	273,800	306,900	353,000
	50	190,400	217,700	275,600	308,400	353,800
	51	191,700	219,200	277,300	309,900	355,000
	52	192,800	220,500	279,000	311,500	356,000
	53	194,000	221,600	280,600	313,100	356,900
	54	195,100	222,400	282,300	314,700	358,000
	55	196,200	223,300	284,000	316,300	358,900
	56	197,300	224,300	285,400	317,800	360,000
	57	198,400	225,200	287,000	319,300	360,900
	58	199,500	226,700	288,600	320,500	361,600
	59	200,500	228,000	290,200	321,700	362,300
	60	201,500	229,100	291,500	322,900	363,000
再任用職員以外の職員	61	202,500	230,600	293,000	323,600	363,400
	62	203,600	231,900	294,200	324,500	364,000
	63	204,700	233,200	295,500	325,300	364,700
	64	205,700	234,500	296,800	326,100	365,400
	65	206,800	235,700	298,100	327,000	365,700
	66	208,100	236,900	299,500	327,400	366,400
	67	209,400	238,200	300,800	328,100	367,100
	68	210,700	239,500	302,100	328,900	367,800
	69	212,000	240,600	303,400	329,700	368,100
	70	213,300	241,900	304,600	330,400	368,700
	71	214,600	243,100	305,600	331,100	369,400
	72	215,900	244,300	306,600	331,800	370,000
	73	216,600	245,600	307,700	332,300	370,300
	74	218,000	246,800	308,600	332,900	370,900
	75	219,300	248,000	309,700	333,400	371,600
	76	220,700	249,200	310,600	334,000	372,200
	77	221,800	250,300	311,700	334,300	372,600
	78		251,500	312,800	334,800	373,100
	79		252,600	313,600	335,200	373,700

別表第二中「級別職務区分表」を「級別基準職務表」とし、

「級別基準職務表」の「職務区分表」を「職務区分表」とし、

標準的な職務	
技能職員（一種）	技能職員（二種）

を「職務区分表」とし、

級	基準となる職務
	技能職員（一種）

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条第二項及び別表第二の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
（補則）
- 4 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

埼玉県訓令第二号

訓令

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五十二号中

「ゴム長靴

を

「ゴム長靴又は田植え長靴

に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第三号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「スポーツ局長」の下に「地域包括ケア局長」を加える。
第十三条の見出しを「（営利企業従事等許可願）」に改め、同条中「営利企業等に従事する」を「営利企業に従事等する」に、「営利企業等従事許可願」を「営利企業従事等許可願」に改める。

様式第八号中

要介護者に関する事項	氏 名		介護が必要となった時期	
	続 柄	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
介護休暇の期間の初日から1年間	年 月 日から	年 月 日		
連続する一の期間	年 月 日から	年 月 日		
連続する二の期間	年 月 日から	年 月 日		
合 計	月（ 日）※6月（180日）を超			

要介護者の状態及び具体的な介護の内容

月 (日)	連続するこの期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容
月 (日)	
えない範囲	

「 要介護者 に関する 事項	氏 名	
	続 柄	
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	介護が必要となった時期	年 月 日
介護休暇の期間の初日から1年間		
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
連続する 一の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
連続する 二の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
連続する 三の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
合 計	月 (日) ※6月(180日)を超えない範囲	

連続する一 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容	
連続する二 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容	
連続する三 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容	

に於ける。

「営利企業等に従事したい」や「営利企業に従事等許可願」

「営利企業等に従事したい」や「営利企業に従事等したい」に於ける。

に於ける。

平成二十八年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第四号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条第五項」を「第二条第五項」に改め、同条第二項中「次条第四項」を「第二条第四項」に改め、同条第三項中「同じ。」は、「」の下に「次条第五項に規定する職員を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（勤務時間の弾力的な割振り等）

第一条の二 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一―一八。第五項において「規則」という。）第一条の三に規定する職員は、総務部長が別に定める職員とする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。）第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。）は、職員の申告を考慮し所属長が定める。

3 前条第一項の規定にかかわらず、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮し所属長が定める。

4 前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により始業の時刻を午後一時以後又は終業の時刻を午後零時以前に定められた職員の休憩時間は、業務の実情に応じ所属長が定める。

5 所属長は、第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を定める日の勤務時間の割振りが規則第一条の四第一項第二号又は第二項第二号本文に規定する基準に適合し、かつ、同日の勤務時間が八時間を超えない場合に限り、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り及び同条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係るものに限る。）は、この項本文の規定により定める勤務時間の割振り及び週休日に加えて、当該再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の申告を考慮して定めるものとする。

第二条第四項中「当該職員」を「当該育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）」を「条例」に改める。

第三条中「第一条」の下に「又は第一条の二」を加え、「同条」を「第一条又は第一条の二」に改める。

別表職員健康支援課の項及び食品安全課の項中「1週間につき38時間45分」を「1日につき7時間45分」に改め、同表産業支援課の項中「産業支援課」を「先産業課」に改め、同表勤労者福祉課の項を次のように改める。

勤労者福祉課	労働相談の業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び1週間について1日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	上に同じ。
--------	----------------	---	-------	-----------------------------------	-------

別表東京事務所の項中「1週間につき38時間45分」を「1日につき7時間45分」に改め、同表地域振興センターの項の次に次のように加える。

県営競技事務所	上に同じ。	4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分、7時間45分を超える場合
---------	-------	------------------------	-------	------------------------------	--------------------------------------

				は2時間以内とし、その制限は、業務の実情に応じ所屬長が定める。
--	--	--	--	---------------------------------

別表県税事務所の項を次のように改める。

県税事務所	上に同じ。	1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その制限は、業務の実情に応じ所屬長が定める。
-------	-------	---	-------	----------	--

別表防災航空センターの項中「全職員」を「運航責任者及び防災航空隊の業務に従事する職員」に改め、同表高等看護学院の項及び食肉衛生検査センターの項中「1週間につき38時間45分」や「1日につき7時間45分」を「1週間につき38時間45分」に改め、同表農業技術センターの項を次のように改める。

農業技術センター	会議室及び多目的ホールの利用に関する業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
----------	-----------------------------	---	-------	-------	-------

別表農業大学校の項を削り、同表花と緑の振興センターの項を次のように改める。

花と緑の振興センター	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
------------	-------	-------	-------	-------	-------

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第五号

本庁
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表中秩父高原牧場の項を削り、農業技術研究センターの項を次のように改める。

農業技術研究センター	家畜の飼育の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その制限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
------------	-----------------	-------	-------	-------	--

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第6号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
長 課 長
一 所 務 所
タ ー 務 所
セ ン 務 所
振 興 務 所
地 域 税 務 所
文 庫 税 務 所
自 動 車 税 務 所
」

を

「
長 課 長
一 所 務 所
タ ー 務 所
セ ン 務 所
振 興 務 所
地 域 税 務 所
文 庫 税 務 所
」

に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第七号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「決定書並びに」を削る。

別表課の文書記号の表スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

ラグビーワールドカップ大会課

ラグ

別表課の文書記号の表中「エコタウン課

エコ

を「エコタウン環境課

エコ環

「
高齢者福祉課
地域包括ケア課

	高福
地ケ	

を「
地域包括ケア課
高齢者福祉課

地	高
---	---

ケ	福
---	---

」に改め、同表産業支援課の項の次に次のように加える。

先端産業課

先産

別表課の文書記号の表就業支援課の項の次に次のように加える。

シニア活躍推進課

シニア

様式第十三号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第八号

本
庁
地
域
機
関

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令

埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「裁決書、決定書等」を「裁決書等」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

別記目次中「五 決定書」を削る。

別記第五第一号例六十三を次のように改める。

別記第五第二号例六十四を次のように改める。

備

文書を見やすくするために、
 標題を行の中央に配字し、
 又は標題と本文との間を一行空けて差し支えないこと。

文書記号第○号×

平成○年○月○日×

(注 1行空けること。)

×職×氏 名×様

(注 2行空けること。)

審査庁×埼玉県知事×氏 名 印 ×

(注 2行空けること。)

×××審査請求書副本の送付及び弁明書の提出について（通知）

×審査請求人○○○○から平成○年○月○日付けで審査請求が提起されましたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」といいます。）第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第1項及び第2項の規定により、別添のとおり審査請求書副本を送付します。

×については、下記により弁明書を提出してください。

記

1 ×提出期限

××平成○年○月○日

2 ×提出先

××○○部○○課○○担当

3 ×注意事項

×(1)×弁明するに当たっては、弁明の趣旨、審査請求人の主張に対する××処分庁の認否及び意見等を明示すること。

×(2)×法第29条第4項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添××付すること。

×(3)×法第32条第2項の規定により、当該処分の理由となる事実を証す××る書類その他の物件を提出する場合は、弁明書に添付すること。

×(4)×上記(2)の書面及び(3)の物件は、法第38条第1項の規定により、審××査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされているので、××その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての処分××庁の意見を付すこと（ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断××が、処分庁の意見と異なる場合があることをあらかじめ申し添えま××す。）。

×(5)×弁明書は、正副○通を提出すること。

担当×○○部○○課○○担当（担当者氏名）×

電話×○○○-○○○-○○○○

別記第五第四号例六十六を次のように改める。

別記第五第五号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼 玉 県 教 育 局
県 立 教 育 機 関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。第二条第五項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同条第三項中「所属長は、」の下に「次条第五項に規定する職員を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（勤務時間の弾力的な割振り等）

第一条の二 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三一―一八。第五項において「規則」という。）第一条の三に規定する職員は、教育長が別に定める職員とする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。）第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。）は、職員の申告を考慮し所属長が定める。

3 前条第一項の規定にかかわらず、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮し所属長が定める。

4 前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により始業の時刻を午後一時以後又は終業の時刻を午後零時以前に定められた職員の休憩時間は、業務の実情に応

じ所属長が定める。

5 所属長は、第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を定める日の勤務時間の割振りが規則第一条の四第一項第二号又は第二項第二号本文に規定する基準に適合し、かつ、同日の勤務時間が八時間を超えない場合に限り、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り及び同条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係るものに限る。）は、この項本文の規定により定める勤務時間の割振り及び週休日に加えて、当該再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の申告を考慮して定めるものとする。

第二条第四項中「当該職員」を「当該育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）」を「条例」に改める。

第三条中「第一条」の下に「又は第一条の二」を加え、「同条」を「第一条又は第一条の二」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

えない範囲 内容

「 要介護者 に関する 事項	氏名	
	続柄	
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となった時期		年 月 日

介護休暇の期間の初日から1年間

年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで
連続する 一の期間	年 月 日から 年 月 日まで 月 (日
連続する 二の期間	年 月 日から 年 月 日まで 月 (日
連続する 三の期間	年 月 日から 年 月 日まで 月 (日
合計	月 (日) ※6月(180日)を超えない範囲

連続する一 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容		
連続する二 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容		に定める。
連続する三 の期間にお ける要介護 者の状態及 び具体的な 介護の内容		

懲罰線十ヤロ中「営 利 企 業 等 従 事 許 可 願」や「営利企業従事等許可願」

に、 「営利企業等に従事したい」や「営利企業に従事等したい」に定める。

に 関 係

の訓令に、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第十三号を次のように改める。

十三 教育委員会に対する不服申立てに係る裁決、決定等を行うこと。	1 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下この項において「法」という。）第四十五条第二項又は第四十六条第一項の規定に基づき、棄却又は処分の全部若しくは一部の取消し又は変更の裁決を行うこと。 2 法第四十九条第二項又は第三項の規定に基づき、棄却又は不作為が違法若しくは不当である	1 法第二十五条（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置をとること。 2 法第二十六条（第六十一条及び第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、執行停止を取り消すこと。	法第三十九条（第六十一条及び第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離すること。
----------------------------------	--	---	---

	<p>旨の裁決を行うこと。</p> <p>3 法第五十八条第二項又は第五十九条第一項の規定に基づき、棄却又は処分の全部若しくは一部の取消し又は変更の決定を行うこと。</p> <p>4 法第六十四条第二項又は第六十五条第一項の規定に基づき、棄却又は原裁決等の全部若しくは一部の取消しの裁決を行うこと。</p>	<p>3 法第四十五条第一項、第四十九条第一項又は第六十四条第一項の規定に基づき、却下の裁決を行うこと。</p> <p>4 法第五十八条第一項の規定に基づき、却下の決定を行うこと。</p> <p>5 法第六十六条において読み替えて準用する第二十五条の規定に基づき、原裁決等の効力、原裁決等の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすること。</p>	
--	---	--	--

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄8中「9」を「14」に改め、同号教育長専決事項の欄1中「2」を「7」に、「5」を「10」に、「12」を「17」に、「15」を「20」に、「21」を「26」に、「22」を「27」に改め、同欄中28を33とし、25から27までを30から32までとし、同欄24中「23」を「28」に改め、同欄24を同欄29とし、同欄23を同欄28とし、同欄22中「21」を「26」に改め、同欄22を同欄27とし、同欄21を同欄26とし、同欄20中「19」を「24」に改め、同欄20を同欄25とし、同欄19を同欄24とし、同欄18中「17」を「22」に改め、同欄18を同欄23とし、同欄中2から17までを7から22までとし、1の次に次のように加える。

- 2 地方公務員法第十五条の二第一項第五号の規定に基づき、職員の標準職務遂行能力を定めること。
 - 3 地方公務員法第十五条の二第二項の規定に基づき、職員の標準的な職を定めること。
 - 4 地方公務員法第十五条の二第三項の規定に基づき、職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて知事に協議すること。
 - 5 地方公務員法第二十三条の二第二項の規定に基づき、職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めること。
 - 6 地方公務員法第二十三条の二第三項の規定に基づき、職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めることについて知事に協議すること。
- 別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄8中「13」を「17」に改め、同号教育長専決事項の欄中25を29とし、2から24までを6から28までとし、1の次に次のように加える。
- 2 地方公務員法第十五条の二第一項第五号の規定に基づき、職員の標準職務遂行能力を定めること。
 - 3 地方公務員法第十五条の二第二項の規定に基づき、職員の標準的な職を定めること。
 - 4 地方公務員法第十五条の二第三項の規定に基づき、職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて知事に協議すること。
 - 5 地方公務員法第二十三条の二第三項の規定に基づき、職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めることについて知事に協議すること。
- 別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄8中「8」を「11」に改め、同号教育長専決事項の欄中18を21とし、2から17までを5から20までとし、1の次に次のように加える。
- 2 地方公務員法第十五条の二第一項第五号の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の標準職務遂行能力を定めること。
 - 3 地方公務員法第十五条の二第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の標準的な職を定めること。
 - 4 地方公務員法第十五条の二第三項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて知事に協議すること。

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 埼玉県教育委員会の処分又は埼玉県教育委員会の不作為についての不服申立てであつて、この訓令の施行前にされた埼玉県教育委員会の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る埼玉県教育委員会の不作為に係るものの裁決、決定等については、なお従前の例による。

埼玉県教育委員会訓令第四号

訓令

埼玉県教育局
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「標準的な」を削り、「級別職務区分表」を「級別基準職務表」に改める。

第四条第二項中「級別職務区分表」を「級別基準職務表」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	126,400	146,700	200,400	226,400	259,900
	2	127,300	147,900	201,300	228,000	261,900
	3	128,300	149,100	202,100	229,500	263,700
	4	129,200	150,300	203,400	231,100	265,800
	5	130,200	151,500	204,700	232,600	267,700
	6	131,200	153,000	206,100	234,300	269,600
	7	132,200	154,500	207,500	235,800	271,600
	8	133,200	156,000	208,900	237,400	273,700
	9	134,000	157,400	210,300	238,900	275,800
	10	135,000	158,900	211,900	240,400	277,800
	11	136,000	160,400	213,500	242,000	279,900
	12	137,100	161,900	214,900	243,500	282,000
	13	137,900	163,400	216,200	245,000	284,000
	14	138,900	165,200	217,700	246,500	286,100
	15	139,900	167,000	219,200	247,900	288,100
	16	140,900	168,800	221,000	249,300	290,200
	17	142,000	170,600	222,700	250,800	292,200
	18	143,200	172,300	224,500	252,600	294,200
	19	144,400	174,000	226,200	254,300	296,300
	20	145,600	175,700	227,800	256,100	298,300
	21	146,700	177,300	229,400	257,800	300,400
	22	147,900	178,700	230,800	259,600	302,500
	23	149,100	180,100	232,300	261,400	304,500
	24	150,300	181,500	233,800	263,100	306,600
	25	151,500	183,500	235,100	265,100	308,400
	26	153,000	185,000	236,400	267,000	310,500
	27	154,500	186,400	237,600	268,800	312,600
	28	156,000	187,800	238,700	270,700	314,600
	29	157,400	189,200	239,900	272,400	316,600
	30	158,900	190,400	241,200	274,300	318,600
	31	160,400	191,700	242,500	276,200	320,700
	32	161,900	192,800	243,700	278,000	322,800
	33	163,400	194,700	245,000	279,700	324,300
	34	165,200	196,200	246,000	281,600	326,300
	35	167,000	197,600	247,800	283,400	328,200
	36	168,800	198,800	249,600	285,300	330,300
	37	170,600	199,900	251,400	287,000	332,200
	38	172,300	200,800	253,300	288,700	334,100
	39	174,000	201,600	255,300	290,500	336,100

	86		263,400	318,000	338,300	377,000		40	175,700	203,000	257,200	292,300	338,000
	87		265,000	318,500	338,800	377,400							
	88		266,600	319,000	339,200	377,800		41	177,300	204,700	259,200	294,000	339,900
								42	178,700	206,100	261,100	295,700	341,800
	89		268,300	319,500	339,500	378,200		43	180,100	207,500	263,000	297,400	343,600
	90		270,100	319,900	339,900	378,700		44	181,500	208,900	264,900	299,000	345,500
	91		271,700	320,200	340,400	379,100							
	92		273,500	320,500	340,800	379,500		45	183,500	210,300	266,700	300,700	347,000
								46	185,000	211,900	268,600	302,400	348,400
	93		275,200	320,800	341,000	379,800		47	186,400	213,500	270,400	304,000	349,900
	94		276,900	321,000	341,400			48	187,800	214,900	272,000	305,700	351,400
	95		278,700	321,200	341,900								
	96		280,400	321,400	342,300			49	189,200	216,200	273,800	306,900	353,000
								50	190,400	217,700	275,600	308,400	353,800
	97		281,600	321,700	342,400			51	191,700	219,200	277,300	309,900	355,000
	98		283,200	322,000	342,900			52	192,800	220,500	279,000	311,500	356,000
	99		284,700		343,300								
	100		286,100		343,600			53	194,000	221,600	280,600	313,100	356,900
								54	195,100	222,400	282,300	314,700	358,000
	101		287,600		343,900			55	196,200	223,300	284,000	316,300	358,900
	102		288,900		344,300			56	197,300	224,300	285,400	317,800	360,000
	103		290,200		344,700								
	104		291,400		345,100			57	198,400	225,200	287,000	319,300	360,900
								58	199,500	226,700	288,600	320,500	361,600
	105		292,700		345,600			59	200,500	228,000	290,200	321,700	362,300
	106		293,700		346,000			60	201,500	229,100	291,500	322,900	363,000
	107		294,600		346,400								
	108		295,400		346,800			61	202,500	230,600	293,000	323,600	363,400
								62	203,600	231,900	294,200	324,500	364,000
	109		296,300		347,300			63	204,700	233,200	295,500	325,300	364,700
	110		297,000		347,700			64	205,700	234,500	296,800	326,100	365,400
	111		297,700		348,000								
	112		298,400		348,300			65	206,800	235,700	298,100	327,000	365,700
								66	208,100	236,900	299,500	327,400	366,400
	113		298,900		348,800			67	209,400	238,200	300,800	328,100	367,100
	114		299,400					68	210,700	239,500	302,100	328,900	367,800
	115		300,000										
	116		300,600					69	212,000	240,600	303,400	329,700	368,100
								70	213,300	241,900	304,600	330,400	368,700
	117		301,300					71	214,600	243,100	305,600	331,100	369,400
								72	215,900	244,300	306,600	331,800	370,000
								73	216,600	245,600	307,700	332,300	370,300
								74	218,000	246,800	308,600	332,900	370,900
								75	219,300	248,000	309,700	333,400	371,600
								76	220,700	249,200	310,600	334,000	372,200
								77	221,800	250,300	311,700	334,300	372,600
								78		251,500	312,800	334,800	373,100
								79		252,600	313,600	335,200	373,700
								80		253,900	314,400	335,700	374,200
								81		255,500	315,100	336,100	374,700
								82		257,100	315,800	336,600	375,300
								83		258,700	316,400	337,100	375,800
								84		260,300	317,000	337,600	376,100
								85		261,700	317,500	337,900	376,500
再任用 職員		192,400	203,500	214,000	254,000	273,400							

別表第二中「級別職務区分表」を「級別基準職務表」に、「標準的な」を「基準となる」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条第二項及び別表第二の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の技能職員の給与等に関する規程（同項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(補則)
- 4 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一委任意務の欄中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第三条 第一項の規定に基づき、職員の週休日を設け、及び同条第三項の規定に基づき、職員の勤務時間を割り振ること。

別表第三第十三号教育長決裁事項の欄4ト中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項の規定に基づき、副教育長の週休日を設け、及び同条第三項の規定に基づき、副教育長の勤務時間を割り振ること。

別表第三第十三号部長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項の規定に基づき、部長、副部長及び参事の週休日を設け、及び同条第三項の規定に基づき、部長、副部長及び参事の勤務時間を割り振ること。

別表第四教育総務部の表総務課の項第四号部長専決事項の欄4ロ中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同表教職員課の項第五号事務の種類欄中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号教育長決裁事項の欄1中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改め、同号部長専決事項の欄6中「判定書」を「裁決書」に改め、同欄6を同欄7と

し、同欄5の次に次のように加える。

6 規則第十条第七項の規定に基づき、意見を述べること。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第四号教育長決裁事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、同号部長専決事項の欄5二中「不服の申立て」を「審査請求」に改める。

別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項第四号部長専決事項の欄1中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第4号）
の一部を次のように改正する。

第十七条中「決定書並びに」を削る。

様式第十一号を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 埼玉県教育委員会の処分又は埼玉県教育委員会の不作為についての不服申立てであつて、この訓令の施行前にされた埼玉県教育委員会の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る埼玉県教育委員会の不作為に係るものの決定書の文書記号については、改正後の第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六

号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立草加かがやき特別支援学校の項の次に次のように加える。

県立入間わかくさ高等特別支援学校

入 わ 高 特

様式第七号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県
埼玉県議会
埼玉県教育委員会
埼玉県公安委員会
訓令第一号

本庁
地域機関
埼玉県議会議務局
埼玉県教育局
埼玉県警察本部

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司
埼玉県議会議長 宮崎栄治郎
埼玉県教育委員会委員長 高木康夫
埼玉県公安委員会委員長 阿部理一郎

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

埼玉県
埼玉県議会議長
埼玉県教育委員会
埼玉県公安委員会
埼玉県自家用電気工作物保安規程（昭和五十年訓令第一号）の

一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十八条第三項中「第五十条の二第一項」を「第五十一条第一項」に改める。
第二十条第二項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第五項及び第十八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第三十一条第三号中「令達」を「配当」に改める。

第九十二条中「投資及び基金」を「投資その他の資産」に改める。

第百条第一項中「、除却仮勘定」を削り、「投資」を「投資その他の資産（その他投資を除く。）」に改める。

第百八条中第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一 権利義務の譲渡等の禁止

十二 履行の延長

十三 協議による契約の解除等

十四 契約の履行の届出

第百三十八条第一項第二号中「物件の購入又は修繕」を「契約」に改める。

第百四十八条第三項第二号口中「（契約を変更する場合は、変更契約書案）」を削る。

別表第二中

	年 賦 未 収 金 破産更生債権等			破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であつて、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの
--	----------------------	--	--	---

を

」

「 年賦未収金 貸倒引当金 破産更生債権等			年賦未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
--------------------------------	--	--	--

に改め、

「	資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
---	-------	---------	----------------------

を

「	資産減耗費	固定資産除却費 固定資産撤去費	有形固定資産の除却損又は廃棄損 有形固定資産の撤去費
---	-------	--------------------	-------------------------------

に改める。

別表第三中

「	年賦未収金 破産更生債権等		破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの
---	------------------	--	--

を

	年賦未収金 貸倒引当金 破産更生債権等			年賦未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
--	---------------------------	--	--	--

に定める、

	資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
--	-------	---------	----------------------

を

	資産減耗費	固定資産除却費 固定資産撤去費	有形固定資産の除却損又は廃棄損 有形固定資産の撤去費
--	-------	--------------------	-------------------------------

に定める。

別表第七中

1 建設工事の起工（契約変更を含む。）	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	1億円以上 契約変更額が当初契約額の5%以上となる場合又は契約変更額の累計額が当初契約額の5%以上となる場合を含む。
---------------------	-------	----------------	----------------	-------	---

を

1 建設工事の起工	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	1億円以上
-----------	-------	----------------	----------------	-------	-------

ひきあ

6 契約を伴う支出の執行のうち、当該契約の執行予定額が、第137条の2に定める随意と契約による予定額ができて定める額を超えるもの	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い決裁を受ける			リース資産の取得に係る経費について、全ての案件
--	--------------------------------------	--	--	-------------------------

や

6 契約を伴う支出の執行のうち、当該契約の執行予定額が、第137条の2に定める随意と契約による予定額ができて定める額を超えるもの	執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い決裁を受ける			執行しようとする費目等に応じた別表第7の2に定める区分に従い合議を受ける
--	--------------------------------------	--	--	--------------------------------------

ひきあ。

別表第7の11中

燃料費、動力費、薬品費	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	△ 100万円未満のもの ◎	1,000万円以上	1,000万円以上	
-------------	-------	--------------------	------------------------	-----------	----------------------	-----------	-----------	--

を

燃 料 費 、 動 力 費	1億円以上	5,000万円 以上 1億円未満	1,000万円 以上 5,000万円 未満	1,000万円 未満	△ 100万円未満のもの ◎	1,000万円 以上	1,000万円 以上	
	1億円以上 1,000万円 以上 1億円未満	1,000万円 以上 1億円未満		1,000万円 未満		△ 100万円未満のもの ◎	1,000万円 以上	1,000万円 以上
薬 品 費								

」

に定める

償還金、利子及び 取扱い諸費		500万円 以上	300万円 以上 500万円 未満	300万円 未満	△ 企業債の元利償還金及び一時 借入金利息 ◎			

」

を

償還金、利子及び 取扱い諸費		500万円 以上	300万円 以上 500万円 未満	300万円 未満	△ 企業債、他会社借入金及び1年 賦未私金の元利償還金並びに 一時借入金利息 ◎			

」

に定める。

様式第七十八号の次に次の様式を加える。

様式第78号の2

予定価格 決定者	
-------------	--

平成 年 月 日

予 定 価 格

下記工事の予定価格を次のとおり決定する。

予定価格 (税込み) 金 円

入札書比較価格(予定価格の100/108、税抜き)
金 円

最低制限価格 (税込み) 金 円

入札書比較価格(最低制限価格の100/108、税抜き)
金 円

記

工事番号 及び工事名	
工事場所	
実施額	

※記載事項は、契約内容に応じて適宜修正して使用して差し支えありません。

(日本工業規格A列4)

様式第七十九号を削る。

様式第八十四号を削る。

様式第八十五号を削る。

様式第八十六号 (三) を次のように改める。

様式第86号 (3)

執行伺		起案者	
下記のとおり執行してよいか伺います。なお、決裁の上は、 この旨当該所場長あて通知してよいか併せて伺います。 決裁欄		電話	
		起案	年 月 日
		決裁	年 月 日

課		所	年度	会 計	
業種 (大小) 又は業務				実施設計額	
番号	工事内容			着工 (着手) 予定	
工業	工場			年 月 旬	
工業	事務所			完成 (完了) 予定	
工業	事務所			年 月 旬	
執行	区分	根拠法令	監督員	支払予定	執行伺額
指名競争入札	地方自治法施行令第167条第 号	着工 (着手) 予定	年 月 旬	年 月 旬	千円
(特別者及びいとき) (1. 指名替えによる再入札 2. 随意契約)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号	完成 (完了) 予定	年 月 旬	年 月 旬	千円
随意契約	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号	支払予定	年 月 旬	年 月 旬	千円
一般競争入札		支払予定	年 月 旬	年 月 旬	千円
前払	有・無	監 督 員	契約予定期間	残	千円
入金保証金	有・無		日間		
最低制限価格	有・無	摘		建設工事請負等指名競争入札執行要領	
支出科目		競争入札	入札通知案	標準様式第 号	使用
款		契約書案	標準様式第 号	建設工事請負等指名競争入札執行要領	使用
項目		別添	別添	標準様式第 号	使用
節		要			
細節		随意契約 入札通知案、契約書案は別添のとおり			

(日本工業規格A列4)

注 本様式は、二年度以上にまたがる執行伺など手書きにより執行の伺いをたてるときに使用すること。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中野 晃

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（給料表等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第三及び別表第四に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。

第二条に次の一項を加える。

3 前項に規定する級別基準職務表の基準となる職務並びに当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第五及び別表第六に定める級別職務区分表に定めるとおりとする。

第二条の三中「採用された職員」の下に「（次項において「特定任期付職員」という。）」を加え、同条の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第二条の三に次の一項を加える。

2 特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業

別表第1 (第2条関係)

企業職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	559,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	561,900
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	563,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	565,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	567,900
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	569,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	571,900
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	573,900
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	575,900
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	577,900
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	579,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	581,900
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	583,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	585,900

- 務に従事する場合 三号給
- 四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給
- 五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給
- 六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給
- 七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給
- 第三条第一項中「別表第五」を「別表第七」に改め、同条第二項中「別表第五」を「別表第七」に、「別表第六」を「別表第八」に改め、同条第三項中「別表第五」を「別表第七」に、「別表第七」を「別表第九」に改める。
- 附則第六項及び第七項中「別表第五」を「別表第七」に改める。
- 別表第一及び別表第二を次のように改める。

77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				

36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			

再任
用職
員以
外の
職員

別表第2（第2条関係）

企業職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	146,700	200,400	226,400	259,900
	2	127,300	147,900	201,300	228,000	261,900
	3	128,300	149,100	202,100	229,500	263,700
	4	129,200	150,300	203,400	231,100	265,800
	5	130,200	151,500	204,700	232,600	267,700
	6	131,200	153,000	206,100	234,300	269,600
	7	132,200	154,500	207,500	235,800	271,600
	8	133,200	156,000	208,900	237,400	273,700
	9	134,000	157,400	210,300	238,900	275,800
	10	135,000	158,900	211,900	240,400	277,800
	11	136,000	160,400	213,500	242,000	279,900
	12	137,100	161,900	214,900	243,500	282,000
	13	137,900	163,400	216,200	245,000	284,000
	14	138,900	165,200	217,700	246,500	286,100
	15	139,900	167,000	219,200	247,900	288,100
	16	140,900	168,800	221,000	249,300	290,200
	17	142,000	170,600	222,700	250,800	292,200
	18	143,200	172,300	224,500	252,600	294,200
	19	144,400	174,000	226,200	254,300	296,300
	20	145,600	175,700	227,800	256,100	298,300
	21	146,700	177,300	229,400	257,800	300,400
	22	147,900	178,700	230,800	259,600	302,500
	23	149,100	180,100	232,300	261,400	304,500
	24	150,300	181,500	233,800	263,100	306,600
	25	151,500	183,500	235,100	265,100	308,400
	26	153,000	185,000	236,400	267,000	310,500
	27	154,500	186,400	237,600	268,800	312,600
	28	156,000	187,800	238,700	270,700	314,600
	29	157,400	189,200	239,900	272,400	316,600
	30	158,900	190,400	241,200	274,300	318,600
	31	160,400	191,700	242,500	276,200	320,700
	32	161,900	192,800	243,700	278,000	322,800
	33	163,400	194,700	245,000	279,700	324,300
	34	165,200	196,200	246,000	281,600	326,300
	35	167,000	197,600	247,800	283,400	328,200
	36	168,800	198,800	249,600	285,300	330,300
	37	170,600	199,900	251,400	287,000	332,200
	38	172,300	200,800	253,300	288,700	334,100

	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、企業職給料表（二）の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第2条の3第1項及び第14条に規定する職員を除く。

	83	258,700	316,400	337,100	375,800	
	84	260,300	317,000	337,600	376,100	
	85	261,700	317,500	337,900	376,500	
	86	263,400	318,000	338,300	377,000	
	87	265,000	318,500	338,800	377,400	
	88	266,600	319,000	339,200	377,800	
	89	268,300	319,500	339,500	378,200	
	90	270,100	319,900	339,900	378,700	
	91	271,700	320,200	340,400	379,100	
	92	273,500	320,500	340,800	379,500	
	93	275,200	320,800	341,000	379,800	
	94	276,900	321,000	341,400		
	95	278,700	321,200	341,900		
	96	280,400	321,400	342,300		
	97	281,600	321,700	342,400		
	98	283,200	322,000	342,900		
	99	284,700		343,300		
	100	286,100		343,600		
	101	287,600		343,900		
	102	288,900		344,300		
	103	290,200		344,700		
	104	291,400		345,100		
	105	292,700		345,600		
	106	293,700		346,000		
	107	294,600		346,400		
	108	295,400		346,800		
	109	296,300		347,300		
	110	297,000		347,700		
	111	297,700		348,000		
	112	298,400		348,300		
	113	298,900		348,800		
	114	299,400				
	115	300,000				
	116	300,600				
	117	301,300				
再任用職員		192,400	203,500	214,000	254,000	273,400

	39	174,000	201,600	255,300	290,500	336,100
	40	175,700	203,000	257,200	292,300	338,000
	41	177,300	204,700	259,200	294,000	339,900
	42	178,700	206,100	261,100	295,700	341,800
	43	180,100	207,500	263,000	297,400	343,600
	44	181,500	208,900	264,900	299,000	345,500
	45	183,500	210,300	266,700	300,700	347,000
	46	185,000	211,900	268,600	302,400	348,400
	47	186,400	213,500	270,400	304,000	349,900
	48	187,800	214,900	272,000	305,700	351,400
	49	189,200	216,200	273,800	306,900	353,000
	50	190,400	217,700	275,600	308,400	353,800
	51	191,700	219,200	277,300	309,900	355,000
	52	192,800	220,500	279,000	311,500	356,000
再任用職員以外の職員	53	194,000	221,600	280,600	313,100	356,900
	54	195,100	222,400	282,300	314,700	358,000
	55	196,200	223,300	284,000	316,300	358,900
	56	197,300	224,300	285,400	317,800	360,000
	57	198,400	225,200	287,000	319,300	360,900
	58	199,500	226,700	288,600	320,500	361,600
	59	200,500	228,000	290,200	321,700	362,300
	60	201,500	229,100	291,500	322,900	363,000
	61	202,500	230,600	293,000	323,600	363,400
	62	203,600	231,900	294,200	324,500	364,000
	63	204,700	233,200	295,500	325,300	364,700
	64	205,700	234,500	296,800	326,100	365,400
	65	206,800	235,700	298,100	327,000	365,700
	66	208,100	236,900	299,500	327,400	366,400
	67	209,400	238,200	300,800	328,100	367,100
	68	210,700	239,500	302,100	328,900	367,800
	69	212,000	240,600	303,400	329,700	368,100
	70	213,300	241,900	304,600	330,400	368,700
	71	214,600	243,100	305,600	331,100	369,400
	72	215,900	244,300	306,600	331,800	370,000
	73	216,600	245,600	307,700	332,300	370,300
	74	218,000	246,800	308,600	332,900	370,900
	75	219,300	248,000	309,700	333,400	371,600
	76	220,700	249,200	310,600	334,000	372,200
	77	221,800	250,300	311,700	334,300	372,600
	78		251,500	312,800	334,800	373,100
	79		252,600	313,600	335,200	373,700
	80		253,900	314,400	335,700	374,200
	81		255,500	315,100	336,100	374,700
	82		257,100	315,800	336,600	375,300

別表第三（第二条関係）

企業職給料表（一） 級別基準職務表

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
基準となる職務	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	一 主査の職務 二 地域機関の担当課長の職務 三 主任の職務	一 困難な業務を分掌する主査の職務 二 地域機関の困難な業務を分掌する担当課長の職務	一 主幹の職務 二 地域機関の担当部長の職務	一 副課長の職務 二 地域機関の副所長の職務 三 困難な業務を分掌する主幹の職務 四 地域機関の困難な業務を分掌する担当部長の職務	一 本庁の課長の職務 二 地域機関の長の職務	一 本庁の副部長の職務 二 困難な業務を所掌する地域機関の長の職務	本庁の部局長の職務	特に重要な業務を所掌する本庁の部局長の職務

別表第四（第二条関係）

企業職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
	技能職員（一種）	技能職員（二種）
一級	主事又は技師の職務	主事の職務
二級	困難な業務に従事する主事又は技師の職務	困難な業務に従事する主事の職務
三級	特に困難な業務に従事する主事又は技師の職務	特に困難な業務に従事する主事の職務
四級	主任の職務	主任の職務
五級	一 上席主任の職務 二 困難な業務に従事する主任の職務	一 上席主任の職務 二 困難な業務に従事する主任の職務

附 則

（施行期日等）

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の見出し及び同条第二項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、第二条の三の改正規定（同条の表の改正規定を除く。）及び同条に一項を加える改正規定、第三条の改正規定、附則第六項及び第七項の改正規定、別表第七を別表第九とする改正規定、別表第六の改正規定及び同表を別表第八とし、別表第五を別表第七とする改正規定、別表第四を削る改正規定、別表第三の改正規定及び同表を別表第五とし、同表の次に一表を加える改正規定並びに別表第二の次に二表を加える改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

- この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。第四項において同じ。）による改正後の埼玉県企業職員給与規程（第四項において「改正後の規程」という。）による規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

- 平成二十七年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものと

した場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の埼玉県企業職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第五項中「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改め、同条に次の三項を加える。

9 管理者は、職員（別に定める職員及び第六条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、第二項、第三項、第五項及び前項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間ごとの期間につき第一項、第四項、第六項及び第七項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

10 前項の規定による勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮して所属長が定める。

11 前各項に定めるほか、勤務時間の割振りについては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）による勤務時間の割振りの例による。

第四条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるほか、休憩時間については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による休憩時間の例による。

第五条ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員（別に定める者に限る。次項において同じ。）を加え、「できるものとし、その週休日は、業務の実情に応じ、所属長が定める」を「できる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により設ける週休日は、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については業務の実情に応じ、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員については当該職員の申告を考慮して、所属長が定める。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員の週休日は、業務の実情に応じて定めたものに加えて当該職員の申告を考慮して、所属長が定める。

3 前二項に定めるほか、週休日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による週休日の例による。

第十一条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「（平成七年埼玉県条例第二号）」を削る。

第二十二条中「（平成四年埼玉県条例第六号）」を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四総務課の部第二項管理者決裁事項の欄2及び局長の専決事項の欄2中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同表水道企画課の部第三項水道部長の専決事項の欄1中「給水契約を締結すること」を「給水を承認すること」に改め、同欄3中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同欄3を同欄6とし、同欄2を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 規程第十九条の規定に基づき、雑用水の給水を認めること。

別表第四水道企画課の部第三項水道部長の専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 規程第五条第二項の規定に基づき、特別給水を承認すること。

3 規程第六条の規定に基づき、承認内容の変更を認めること。

別表第五専決事項の欄24中「第二十四条」を「条例第二十五条」に改め、同欄27中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同欄28中「第十条」を「第九条」に改め、同欄39中「第二十四条第三項」の下に「（条例第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄57中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「六十日」を「三月」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一主任の項の次に次のように加える。

主任専 門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
-----------	--

別表第一事務嘱託の項及び技術嘱託の項を削る。

別表第二主任の項の次に次のように加える。

主任専 門員	上司の命を受け、浄書、文書の集配、自動車の運転、機器の操作、土木作業、保全業務、えん堤作業等の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
-----------	---

別表第三に次のように加える。

専門員	上司の命を受け、庁務、炊事又は清掃の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。
-----	---

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 給水施設」の下に「等」を加え、「第五章 雑則（第十九条・二十条）」を「第五章 雑用水（第十九条・第二十条）」に改める。

第六章 雑則（第二十一条）

に改める。

第四条中第二項を削り、同条第三項中「管理者は、」の下に「前項の規定による申し込みをした者が前条の規定に該当し、かつ、工業用水道の給水能力に余裕があることを確認した後、第九条第四項に定める検査に合格し」を加え、「その旨」を「、一日あたりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）、給水開始期日及び承認条件等」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条第一項中「前条第三項の規定による通知を受けた者」を「前条第二項の規定により給水承認を受けた者（以下「使用者」という。）」に、「当該承認を受けた一日あたりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）」を「基本使用水量」に改め、同条第二項中「申し込みを受けた場合において」の下に「工業用水道の」を加える。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、変更の申出は様式第五号の基本使用水量等の変更申込書により行うものとする。

第七条中「給水施設（制水弁に接続して設けられた給水管、量水器、受水そうその他の給水設備をいう。以下同じ。）」を「既設の県工業用水道配水管から分岐し、受水しようとする事業所の受水槽に至るまでの給水設備等（以下「給水設備等」という。）」に、「別記第二の基準」を「水道部長が別に定める工業用水道給水施設構造基準」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 水道管理課長は、給水設備等の機能を確認することができるものとする。

第八条を次のように改める。

（設置及び管理等）

第八条 給水設備等の設置は、使用者が負担するものとする。

2 給水設備等のうち、道路法に基づく道路（以下「道路」という。）に設置する制

水弁から事業所に至る給水管、量水器、受水槽及びその他の給水設備（以下「給水施設」という。）の管理及び撤去に係る費用は、使用者が負担するものとする。

3 道路に設置する給水設備等の管理については、あらかじめ管理者と協議するものとする。

第九条第一項中「様式第五号」を「様式第六号」に、同条第二項中「様式第六号」を「様式第七号」に、同条第三項中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 水道管理課長は、前項の届出を受けたときは完成検査を実施し、第七条に定める基準に適合していることを確認した時は、当該申請者にその旨通知するものとする。

第十条中「これを修理する等」を削る。

第十一条第一項中「工事を行なう」を「工事を行う」に、「第二十条」を「第二十一条」に、「制限し、又は停止」を「制限又は停止」に改め、同条第二項中「第二十条」を「第二十一条」に、「制限し、又は停止」を「制限又は停止」に改める。

第十二条中「前条第一項」の下に「及び第二十一条」を加え、「制限し、若しくは」を「制限若しくは」に改める。

第十三条第一項第三号中「PH」を削る。

第十四条第二項中「受水そう」を「受水槽」に改める。

第十五条第一項中「中止し、又はやめようと」を「中止又は廃止しようと」に、「様式第八号の工業用水道使用中止（廃止）申請書」を「様式第九号の使用中止（廃止）申請書」に、同条第二項中「別紙様式第九号の工業用水道使用中止（廃止）承認書」を「様式第十号の使用中止（廃止）申請書」に改める。

第十六条の見出しを「（使用水量の確認）」に改め、同条第一項中「あらかじめ定めた日」を「別途定める日」に、「中止し、又はやめた場合」を「中止又は廃止した場合」に改め、「量水器を点検して」を削り、「様式第十号」を「様式第十一号」に、同条第二項中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 水道企画課長は、使用水量等を確認するため使用者が設置した量水器等について確認をすることができるものとする。

第十七条の見出しを「使用者情報等の変更」に改め、同条中「（法人にあつては、所在地、名称、又は代表者氏名）」を「（法人にあつては当該法人の本店又は主たる事務所の所在地、名称又は商号及び代表者の職、氏名）」に、「様式第十二号の住所等変更届」を「様式第十三号の使用情報等変更届」に改める。

第十八条第一項中「貸付し、若しくは譲渡し、又は引き受け」を「貸付け、譲渡

又は引き受け」に、第二項中「合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人」を「合併後存続する法人、合併により設立した法人」に、「様式第十二号」を「様式第十四号」に改める。

第二十条第一項中「十日を超えない範囲において期間を定めて」を「その理由の継続する間」に、同項第五号中「損傷し、又は工業用水を汚染し、若しくは」を「損傷し、工業用水を汚染し、又は」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条を削る。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 雑用水

(雑用水の給水)

第十九条 管理者は、工業用水道の供給能力に余剰が生じている場合、工業用水需要が発生するまでの暫定措置として、給水の期間を原則として一年間とする雑用水の給水を認めるものとする。ただし、給水期間が満了する日の一月前までに、管理者又は使用者から雑用水の給水終了の申出がないときは、給水期間の満了する日の翌日から一年間給水期間が延長されたものとし、以後これに準じるものとする。

2 雑用水の供給を受けることができる者は、第二条に定める給水区域内にある一給水あたりの申込使用水量が原則として一日三十立方メートル以上の事業所で、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 公共施設等であつて、地域の開発振興に資する学校、教育施設、下水処理場、し尿処理場、ごみ焼却場等
- 二 地盤沈下対策等のため、地下水から水源転換を余儀なくされる冷暖房施設の運転等施設等
- 三 産業の健全な発達に資する、操車場等の洗車用水、建設現場、植物工場等の農業用施設、商業施設等
- 四 地域環境と調和を図るため、工業用水道から給水することが適当な浄水場等に隣接する公園施設等
- 五 第一号から前号のほか、管理者が雑用水の供給を適当と認める施設等

3 第四条及び第六条から第十八条並びに第二十一条に定める規定は、雑用水の給水に係る手続き等について準用する。

(雑用水の料金)

第二十条 雑用水に係る料金は月額とし、その額は次に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に百分の百八を乗じて得た額とする。

- 一 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共、公益的団体等が運営する事業所で、

管理者が認めた事業所に供給する場合 基本料金は、基本使用水量に当該月（使用水量を確認する日（以下「検針日」という。）の翌日から次の検針日までの期間をいう。以下同じ。）の日数を乗じて得た水量に対し、埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年十二月二十日条例第六十五号）（以下「条例」という。）第三条第一項第二号に規定する特別料率を乗じて得た額とする。また、基本使用水量を超えて雑用水を使用した場合の超過料金は、条例第三条第一項第三号の規定を準用して得た額とする。

二 前号以外の事業所に供給する場合 基本料金は、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量に対し、条例第三条第一項第三号に規定する超過料率を乗じて得た額とする。また、基本使用水量を超えて雑用水を使用した場合の超過料金は、条例第三条第一項第三号の規定を準用して得た額とする。

2 検針日の翌日から次の検針日までの間に、雑用水の使用を開始、中止、又は廃止したときの料金は、日割計算によるものとする。

3 条例第四条から第七条及び条例附則（昭和四十五年十月七日条例第五十五号抄）第十四条に定める規定は、雑用水の料金徴収に係る事項について準用する。

別記第二を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号

給 水 申 込 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
[個人にあっては住所・氏名] 印

次のとおり、[工業用水道] の給水を受けたいので申し込みます。
[雑用水]

受 水 場 所		
受 水 事 業 所 名		
申 込 使 用 水 量	立方メートル/日	
時間最大予定使用水量	立方メートル/時	
用 途 別	気 かん 用	立方メートル/日
	洗 浄 用	立方メートル/日
	冷 却 用	立方メートル/日
	原 料 用	立方メートル/日
		立方メートル/日
	立方メートル/日	
	立方メートル/日	
計	立方メートル/日	
給 水 開 始 希 望 期 日	年 月 日	
構 内 配 置 図	別添のとおり	
事業所所在地案内図	別添のとおり	

- 注 1. 申込使用水量欄には、時間最大予定使用水量に24を乗じて得た水量を記入すること。
2. 時間最大予定使用水量欄には、1時間における予定使用水量のうち最大の水量を記入すること。
3. 雑用水の給水を申し込む場合は、裏面に記入不要。

1 工業用水の使用現況

製 品 名	区 分	自家用	上水道	工業用水道	循環水	計
		水量 使用水量 用水単価	水量 m ³ /日 円/m ³	水量 m ³ /日 円/m ³	水量 m ³ /日 円/m ³	

2 工業生産の現況

業 種	生産出荷年額	従 業 員 数
	千円	人

3 工業生産の伸率(今後5年間)

年度別 区分					
生産出荷年額 (千円)					
伸 率 (%)	100				

4 工業用水使用年次計画(今後5年間)

年度別 水量 (m ³ /日)						
自家用						
上水道						
工業用水道						
循環水						
計						

5 その他

参 考 事 項	

様式第一号を次のように改める。

様式第2号

給 水 承 認 通 知 書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公営企業管理者

印

年 月 日付けで申込みのあつた 工業用水道
雑用水 の給水について、
次のとおり承認したので通知します。

区 分	・工業用水 ・雑用水 (公共、公益的使用) ・雑用水 (その他)
承 認 番 号	
受 水 場 所	
受 水 事 業 所 名	
基本使用水量	立方メートル/日
給水開始期日	年 月 日
承 認 条 件	

様式第三号を次のように改める。

様式第 3 号

特 別 給 水 申 込 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
[個人にあつては住所・氏名] 印

次のとおり、工業用水の特別給水を受けたいので申し込みます。

受	水 場 所	
受	水 事 業 所 名	
承 認 済 みの 基 本 使 用 水 量		立方メートル/日
申 込 使 用 水 量	使 用 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	使 用 予 定 時 間	午前 時 分から 午後 時
	時 間 最 大 予 定 使 用 量	立方メートル/時
	汽 かん 用	立方メートル/時
	洗 浄 用	立方メートル/時
用 途 別	冷 却 用	立方メートル/時
	原 料 用	立方メートル/時
		立方メートル/時
	計	立方メートル/時
特 別 使 用		
特 別 使 用 の 理 由		

(日本工業規格 A4 判)

様式第四号を次のように改める。

様式第4号

特別給水承認通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県公営企業管理者 印

年 月 日付けで申込みのあった工業用水の特別給水について、次のとおり承認しますので通知します。

受水場所	
受水事業所名	
特別使用水量	立方メートル/時
特別使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特別使用時間	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後
承認条件	

(日本工業規格 A4判)

様式第十三号を次のように改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第 1 4 号

使用者の地位承継届

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
印
〔個人にあつては住所・氏名 〕

次のとおり、〔工業用水道〕の使用者の地位を承継したので届けます。
〔雑用水〕

受 水 場 所		
受 水 事 業 所 名		
基 本 使 用 水 量	立方メートル/日	
特 別 使 用 水 量	立方メートル/時	
承 継 の 期 日	年 月 日	
承 継 の 原 因		
被 承 継 者	所 在 地	
	名称又は商号 代表者職・氏名 (個人にあつて は住所・氏名)	

(日本工業規格 A 4 判)

様式第十二号を次のように改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第 13号

使用者情報等変更届

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
[個人にあっては住所・氏名] 印

次のとおり、工業用水道等の使用者等に関する情報を変更したので届け出ます。

受水場所		
受水事業所名		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の期日	年 月 日	
変更の理由		

注) 変更の事実を確認できる資料等を添付すること。

(日本工業規格 A4判)

様式第十一号を次のように改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第 1 2 号

使 用 水 量 認 定 通 知 書

年 月 日

(承認番号)

様

埼玉県企業局水道企画課長

貴社 (事業所名)

の 年 月分の使用水量を次のとおり認定したので通知します。

基 本 使 用 水 量	m ³ /日
特 別 使 用 水 量	m ³ /時
使 用 水 量	m ³
備 考	

(日本工業規格 A 5 判)

様式第十号を次のように改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第 1 1 号

使 用 水 量 通 知 書

年 月 日

(承認番号)

様

埼玉県企業局水道企画課長

貴社 (事業所名)
の 年 月分の使用水量を次のとおり通知します。

基本使用水量	m ³ /日					
	m ³ /時					
特別使用水量						
本 回 指 針	百	十	万	千	百	十
前 回 指 針						
使 用 水 量						

(日本工業規格 A 5 判)

様式第九号を次のように改め、同様式を様式第十号とする。

様式第10号

使用中止(廃止)承認書

第 号
年 月 日

様

埼玉県公営企業管理者

印

年 月 日付けで申請のあった、
〔工業用水道〕の使用中止(廃止)申請
〔雑用水〕
について、次のとおり承認します。

受 水 場 所	
受 水 事 業 所 名	
基 本 使 用 水 量	立方メートル/日
使 用 中 止 の 期 間 (廃 止 の 期 日)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)
承 認 条 件	

(日本工業規格 A4判)

様式第八号を次のように改め、同様式を様式第九号とする。

様式第9号

使用中止（廃止）申請書

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
印
[個人にあつては住所・氏名]

次のとおり、工業用水道
雑用水の使用を中止（廃止）したいので申請します。

受水場所	
受水事業所名	
基本使用水量	立方メートル/日
使用中止の期間 (廃止の期日)	年 月 日から 年 月 日 (年 月 日)
理由	

様式第七号を次のように改め、同様式を様式第八号とする。

様式第8号

給水施設工事完成届

年 月 日

(宛先) 埼玉県企業局水道管理課長

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名 印
〔個人にあつては住所・氏名〕

年 月 日付けで承認のあつた給水施設工事が完成したので
届け出ます。

工事施工場所	
工事完成期日	年 月 日
完成検査希望期日	年 月 日
工事施工事業者	所在地 名称又は商号

様式第六号を次のように改め、同様式を様式第七号とする。

様式第七号

給水施設工事計画承認通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県企業局水道管理課長 印

年 月 日付けで申請のあつた給水施設工事の計画について
下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 工事完成期限 年 月 日
- 2 指示事項等

(日本工業規格 A 4判)

様式第五号を次のように改め、同様式を様式第六号とする。

様式第 6 号

給 水 施 設 工 事 計 画 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県企業局水道管理課長

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
印
[個人にあつては住所・氏名]

次のとおり、給水施設工事の計画について承認を受けたいので申請します。

工事施工場所							
工事内容							
工 事	量水器					立方メートル	
	受水槽	構造					
計 画	給水管	管種	管径		メートル	管延長 メートル	
	その他						
設計図面							
工事予定期間		着工 (予定)	年 月 日				
		完成 (予定)	年 月 日				
工事施工業者		所在地 名称又は商号					

様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第5号

年 月 日

(宛先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称又は商号
代表者職・氏名
[個人にあっては住所・氏名] 印

基本使用水量等の変更申込書

下記のとおり [工業用水道] の給水承認事項の変更について申し込みます。
[雑用水] 記

受水場所	
受水事業所名	
変更する事項	
変更前の内容	
変更後の内容	
変更希望期日	
変更の理由 (経緯等)	

※) 必要に応じて説明資料等を添付すること。

(日本工業規格 A4判)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十一号

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（給料表等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第四から別表第六までに定める級別基準職務表に定めるとおりとする。

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する級別基準職務表の基準となる職務並びに当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第七から別表第九までに定める級別職務区分表に定めるとおりとする。

第二条の二中「第二条」を「前条」に改め、「採用された職員」の下に「（次項において「特定任期付職員」という。）」を加え、第二条の二の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第二条の二に次の一項を加える。

2 特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に

従事する場合 二号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給

第二条の三中「第二項」を「第二号」に改め、「採用された職員」の下に「(次項において「任期付研究員」という。)」を加え、第二条の三の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 327,000
2	363,000
3	391,000

第二条の三に次の一項を加える。

2 任期付研究員の号給を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定する。

一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立

して行う研究員の職務に従事する場合 三号給

第四条中「別表第七」を「別表第十」に、「別表第八」を「別表第十一」に改める。

第五条中「別表第九」を「別表第十二」に、「別表第九の二」を「別表第十二の二」に、「別表第九の三」を「別表第十二の三」に改める。

第十三条中「別表第十」を「別表第十三」に、「別表第十一」を「別表第十四」に改める。

附則第二項中「別表第七」を「別表第十」に改める。

附則第六項中「別表第九」を「別表第十二」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

病院企業職給料表

イ 病院企業職給料表(一)□

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	559,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	561,900
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	563,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	565,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	567,900
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	569,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	571,900
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	573,900
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	575,900
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	577,900
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	579,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	581,900
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	583,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	585,900
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	587,900

77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				

37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			

再任
用職
員以
外の
職員

ロ 病院企業職給料表(二)□

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	146,700	200,400	226,400	259,900
	2	127,300	147,900	201,300	228,000	261,900
	3	128,300	149,100	202,100	229,500	263,700
	4	129,200	150,300	203,400	231,100	265,800
	5	130,200	151,500	204,700	232,600	267,700
	6	131,200	153,000	206,100	234,300	269,600
	7	132,200	154,500	207,500	235,800	271,600
	8	133,200	156,000	208,900	237,400	273,700
	9	134,000	157,400	210,300	238,900	275,800
	10	135,000	158,900	211,900	240,400	277,800
	11	136,000	160,400	213,500	242,000	279,900
	12	137,100	161,900	214,900	243,500	282,000
	13	137,900	163,400	216,200	245,000	284,000
	14	138,900	165,200	217,700	246,500	286,100
	15	139,900	167,000	219,200	247,900	288,100
	16	140,900	168,800	221,000	249,300	290,200
	17	142,000	170,600	222,700	250,800	292,200
	18	143,200	172,300	224,500	252,600	294,200
	19	144,400	174,000	226,200	254,300	296,300
	20	145,600	175,700	227,800	256,100	298,300
	21	146,700	177,300	229,400	257,800	300,400
	22	147,900	178,700	230,800	259,600	302,500
	23	149,100	180,100	232,300	261,400	304,500
	24	150,300	181,500	233,800	263,100	306,600
	25	151,500	183,500	235,100	265,100	308,400
	26	153,000	185,000	236,400	267,000	310,500
	27	154,500	186,400	237,600	268,800	312,600
	28	156,000	187,800	238,700	270,700	314,600
	29	157,400	189,200	239,900	272,400	316,600
	30	158,900	190,400	241,200	274,300	318,600
	31	160,400	191,700	242,500	276,200	320,700
	32	161,900	192,800	243,700	278,000	322,800
	33	163,400	194,700	245,000	279,700	324,300
	34	165,200	196,200	246,000	281,600	326,300
	35	167,000	197,600	247,800	283,400	328,200
	36	168,800	198,800	249,600	285,300	330,300

	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任 用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第2条の2第1項、第2条の3第1項及び第24条に規定する職員を除く。

77	221,800	250,300	311,700	334,300	372,600	37	170,600	199,900	251,400	287,000	332,200
78		251,500	312,800	334,800	373,100	38	172,300	200,800	253,300	288,700	334,100
79		252,600	313,600	335,200	373,700	39	174,000	201,600	255,300	290,500	336,100
80		253,900	314,400	335,700	374,200	40	175,700	203,000	257,200	292,300	338,000
81		255,500	315,100	336,100	374,700	41	177,300	204,700	259,200	294,000	339,900
82		257,100	315,800	336,600	375,300	42	178,700	206,100	261,100	295,700	341,800
83		258,700	316,400	337,100	375,800	43	180,100	207,500	263,000	297,400	343,600
84		260,300	317,000	337,600	376,100	44	181,500	208,900	264,900	299,000	345,500
85		261,700	317,500	337,900	376,500	45	183,500	210,300	266,700	300,700	347,000
86		263,400	318,000	338,300	377,000	46	185,000	211,900	268,600	302,400	348,400
87		265,000	318,500	338,800	377,400	47	186,400	213,500	270,400	304,000	349,900
88		266,600	319,000	339,200	377,800	48	187,800	214,900	272,000	305,700	351,400
89		268,300	319,500	339,500	378,200	49	189,200	216,200	273,800	306,900	353,000
90		270,100	319,900	339,900	378,700	50	190,400	217,700	275,600	308,400	353,800
91		271,700	320,200	340,400	379,100	51	191,700	219,200	277,300	309,900	355,500
92		273,500	320,500	340,800	379,500	52	192,800	220,500	279,000	311,500	356,000
93		275,200	320,800	341,000	379,800	53	194,000	221,600	280,600	313,100	356,900
94		276,900	321,000	341,400		54	195,100	222,400	282,300	314,700	358,000
95		278,700	321,200	341,900		55	196,200	223,300	284,000	316,300	358,900
96		280,400	321,400	342,300		56	197,300	224,300	285,400	317,800	360,000
97		281,600	321,700	342,400		57	198,400	225,200	287,000	319,300	360,900
98		283,200	322,000	342,900		58	199,500	226,700	288,600	320,500	361,600
99		284,700		343,300		59	200,500	228,000	290,200	321,700	362,300
100		286,100		343,600		60	201,500	229,100	291,500	322,900	363,000
101		287,600		343,900		61	202,500	230,600	293,000	323,600	363,400
102		288,900		344,300		62	203,600	231,900	294,200	324,500	364,000
103		290,200		344,700		63	204,700	233,200	295,500	325,300	364,700
104		291,400		345,100		64	205,700	234,500	296,800	326,100	365,400
105		292,700		345,600		65	206,800	235,700	298,100	327,000	365,700
106		293,700		346,000		66	208,100	236,900	299,500	327,400	366,400
107		294,600		346,400		67	209,400	238,200	300,800	328,100	367,100
108		295,400		346,800		68	210,700	239,500	302,100	328,900	367,800
109		296,300		347,300		69	212,000	240,600	303,400	329,700	368,100
110		297,000		347,700		70	213,300	241,900	304,600	330,400	368,700
111		297,700		348,000		71	214,600	243,100	305,600	331,100	369,400
112		298,400		348,300		72	215,900	244,300	306,600	331,800	370,000
113		298,900		348,800		73	216,600	245,600	307,700	332,300	370,300
114		299,400				74	218,000	246,800	308,600	332,900	370,900
115		300,000				75	219,300	248,000	309,700	333,400	371,600
116		300,600				76	220,700	249,200	310,600	334,000	372,200

再任用
職員以
外の職
員

別表第二（第二条関係）

病院研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000

	117		301,300			
再任用職員		192,400	203,500	214,000	254,000	273,400

備考 この表は、技能職員に適用する。

77	264,000	320,700	389,400	440,200	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
78	265,200	321,700	390,000		38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
79	266,500	322,600	390,600		39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
80	267,700	323,500	391,200		40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
81	269,100	324,600	391,800		41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
82	270,400	325,400	392,400		42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
83	271,700	326,100	393,000		43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
84	272,900	326,900	393,600		44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
85	274,100	327,400	394,100		45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
86	275,200	327,900	394,600		46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
87	276,500	328,400	395,100		47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
88	277,700	328,900	395,800		48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
89	278,700	329,200	396,200		49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
90	279,900	329,700			50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
91	281,100	330,200			51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
92	282,300	330,700			52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
93	283,300	331,000			53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
94	284,300	331,400			54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
95	285,300	331,900			55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
96	286,300	332,400			56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
97	286,900	332,900			57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
98	287,800	333,400			58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
99	288,500	333,900			59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
100	289,400	334,400			60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
101	290,300	334,900			61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
102	291,000	335,400			62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
103	291,700	335,900			63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
104	292,400	336,400			64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
105	293,100	336,900			65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
106	293,600	337,300			66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
107	294,100	337,800			67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
108	294,600	338,200			68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
109	294,800	338,700			69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
110	295,200	339,100			70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
111	295,500	339,600			71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
112	295,800	340,000			72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
113	296,100	340,500			73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
114	296,400	340,900			74	260,200	317,400	387,400	438,700	
115	296,700	341,400			75	261,600	318,500	388,000	439,200	
116	297,000	341,800			76	262,900	319,600	388,700	439,700	

再任用職員以外の職員

別表第三（第二条関係）□

病院医療職給料表

イ 病院医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300

	117	297,300	342,300		
	118	297,700	342,700		
	119	298,000	343,100		
	120	298,400	343,500		
	121	298,700	343,900		
再任 用職員		216,300	257,500	282,300	324,700
					383,200

備考 この表は、循環器・呼吸器病センター又はがんセンターに勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。ただし、病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。

	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で、医療業務等に従事するものに適用する。

	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,500	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
再任用職員以外の職員	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	

	37	201,300	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700	
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100	
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500	
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900	
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300	
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700	
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000	
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300	
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700	
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000	
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300	
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600	
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600		
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900		
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200		
再任用職員以外の職員	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500		
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800		
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100		
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500		
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700		
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000		
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300		
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600		
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800		
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700			
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400			
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000			
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400			
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900			
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400			
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900			
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500			
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000			
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600			
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200			

ロ 病院医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300

37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		

ハ 病院医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300

117	293,500	324,600	357,800						77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800
118	293,800	324,900	358,200						78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
119	294,100	325,300	358,700						79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900
120	294,500	325,500	359,200						80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200
121	294,800	325,700	359,600						81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
122	295,200	326,000	360,100						82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
123	295,500	326,300	360,600						83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
124	295,900	326,600	361,100						84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
125	296,100	326,800	361,400						85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
126	296,300	327,100							86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
127	296,600	327,500							87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
128	297,000	327,700							88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
129	297,200	327,800							89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
130	297,500	328,100							90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
131	297,900	328,500							91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
132	298,300	328,700							92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
133	298,500	329,000							93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
134	298,800	329,400							94	280,400	313,800	347,200	365,200	
135	299,200	329,800							95	281,300	314,500	347,900	365,600	
136	299,500	330,200							96	282,300	315,100	348,500	365,900	
137	299,700	330,500							97	283,200	315,800	348,900	366,500	
138	300,000	330,900							98	284,000	316,100	349,300	367,000	
139	300,400	331,300							99	284,600	316,700	349,800	367,500	
140	300,700	331,700							100	285,500	317,400	350,200	368,000	
141	300,900	332,000							101	286,300	317,800	350,700	368,600	
142	301,300	332,400							102	287,100	318,400	351,100	369,100	
143	301,700	332,700							103	287,900	319,000	351,600	369,600	
144	302,000	333,100							104	288,700	319,600	352,000	370,000	
145	302,100	333,400							105	289,400	320,000	352,300	370,600	
146	302,400	333,800							106	289,900	320,500	352,800	371,100	
147	302,700	334,200							107	290,400	321,000	353,200	371,600	
148	303,100	334,600							108	290,900	321,500	353,500	372,100	
149	303,300	334,900							109	291,100	321,900	354,000	372,700	
150	303,500	335,300							110	291,400	322,300	354,500	373,100	
151	303,800	335,700							111	291,600	322,600	355,000	373,600	
152	304,100	336,100							112	292,000	322,900	355,500	374,100	
153	304,500	336,400							113	292,300	323,300	356,000	374,700	
154	304,700								114	292,500	323,700	356,500		
155	304,900								115	292,900	324,100	357,000		
156	305,200								116	293,200	324,400	357,400		

	157	305,500						
	158	305,800						
	159	306,100						
	160	306,400						
	161	306,800						
	162	307,100						
	163	307,400						
	164	307,700						
	165	308,100						
	166	308,400						
	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師、その他の職員で、保健指導又は看護等に従事するものに適用する。

別表第十一を別表第十四とし、別表第十を別表第十三とし、別表第九の三を別表第十二の三とし、別表第九の二の備考中「別表第四から別表第六」を「別表第七から別表第九」に改め、別表第九の二を別表第十二の二とし、別表第九の職の欄中「政策幹」を削り、別表第九を別表第十二とし、別表第八を別表第十一とし、別表第七を別表第十とし、別表第六の五級の欄中「主任」及び「主任専門員」を削り、別表第六の五級の欄中「主任」及び「主任専門員」を削り、別表第六を別表第九とし、別表第五を別表第八とし、別表第四イ(一)の四級の欄中「主任」及び「主任専門員」を削り、別表第四イ(二)を次のように改める。

									十級
								局長	九級
								局長 病院長 設部長	八級
								課長 主席工 事検査 員	七級
								副課長 副主席 工事検 査員	六級
								主任工 事検査 員	五級
								工事検 査員	四級
								工事検 査員	三級
									二級
									一級

別表第四イ備考を次のように改める。

備考 一 現に上位の級に決定されている職については、本表にかかわらず、従前の例による。

二 本表において、同一の職務が二以上の職務の級に区分されている場合の当該職務に係る職務の級は、当該職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定するものとする。

三 前二項の規定は他の給料表についても同様とする。

別表第四ロを次のように改める。

					区分
技能職員（一）	主任	主任	主任	主任	五級
技能職員（二）	主任	主任	主任	主任	四級
	主任	主任	主任	主任	三級
	主任	主任	主任	主任	二級
	主任	主任	主任	主任	一級

別表第四を別表第七に改め、別表第三の次に次の三表を加える。

別表第四（第二条関係）

イ 病院企業職給料表（一） 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	主事又は技師の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
三級	一 主査の職務 二 主任の職務
四級	困難な業務を分掌する主査の職務
五級	一 主幹の職務 二 病院の部長の職務
六級	一 副課長の職務 二 病院の副局長の職務 三 困難な業務を分掌する主幹の職務 四 病院の困難な業務を分掌する部長の職務
七級	本庁の課長の職務
八級	一 本庁の副部長の職務 二 病院の局長の職務

十級	特に重要な業務を所掌する本庁の部局長の職務
九級	本庁の部局長の職務

ロ 病院企業職給料表（二） 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
	一級	主事又は技師の職務
二級	困難な業務に従事する主事又は技師の職務	困難な業務に従事する主事の職務
三級	特に困難な業務に従事する主事又は技師の職務	特に困難な業務に従事する主事の職務
四級	主任の職務	主任の職務
五級	一 上席主任の職務 二 困難な業務に従事する主任の職務	一 上席主任の職務 二 困難な業務に従事する主任の職務

別表第五（第二条関係）

病院研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	技師の職務
二級	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
三級	高度の知識経験に基づき困難な研究を行う職務
四級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う職務
五級	困難な業務を行う職務

別表第六（第二条関係）

イ 病院医療職給料表（一）級別基準職務表

職務の級	職務
一級	医療業務を行う職務
二級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
三級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
四級	困難な業務を所掌する病院の長の職務

ロ 病院医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	職務
一級	基準となる職務
二級	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
三級	高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
四級	主任の職務
五級	副技師長の職務
六級	一 病院の部長の職務 二 病院の副部長の職務
七級	相当困難な医療業務を行う職務
八級	困難な医療業務を行う職務

ハ 病院医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	職務
一級	基準となる職務
技師の職務	

二級	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
三級	一 主任の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
四級	一 看護師長の職務 二 病院の主査の職務 三 困難な業務を処理する主任の職務
五級	一 看護部副部長の職務 二 困難な業務を行う看護師長の職務 三 困難な業務を行う病院の主査の職務
六級	一 看護部長の職務 二 困難な業務を行う看護部副部長の職務
七級	困難な業務を行う看護部長の職務

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の見出し、第二条第二項、第二条第三項、第二条の二第一項（表を除く。）、第二条の二第二項、第二条の三第一項（表を除く。）、第二条の三第二項、第四条、第五条、第十三条、附則第二項、附則第六項及び別表第四から別表第十四までの改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。第四項において同じ。）による改正後の埼玉県病院局職員給与規程（第四項において「改正後の規程」という。）による規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十七年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉

県病院局職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務部」を「県民生活部」に、「三十一条」を「三十五条」に改める。

第二条中「総務部」を「県民生活部」に改める。

第三条を削る。

第四条中第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「総務部」を「県民生活部」に改め、同条を第十二条とする。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員の職務発明等に関する規程

埼玉県病院局職員の職務発明等に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二十号）の一部を次にように改正する。

第十六条第一項中「六十日」を「三月」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表を次のように改める。

局及び	組織		職務
	局	職	
主幹	局付	参事	上司の命を受け、局の特定事項に従事する。
査員	副参事	副室長	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長及び病院建設部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
工事検査員	主席工 事検査員	主席工 事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総轄の事務に従事する。
主任工 事検査員	副主 席工 事検査員	副主 席工 事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
工事検査員	査員	査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を掌理する。
局及び	主幹	査員	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事

課		課	
副課長	幹 副技術	技術幹	課付
<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他に指定された事項について、技術幹を助け、職員の担任する事務を掌理する。</p>	<p>上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>	<p>上司の命を受け、課の特定事項に従事する。</p>
		<p>務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	

第八条第一項の表を次のように改める。

名称		組織	
循環器・呼吸器病センター		部科室及びセンター 名	担当名
		循環器内科 腎・高血圧内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア科 呼吸器外科 脳神経外科 消化器外科 リハビリテーション 科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部	

	<p>がんセンター</p>	
	<p>血液内科 乳腺腫瘍内科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 乳腺外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科</p>	<p>事務局長 管理部長 業務部長 総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当 新館等準備担当</p>
	<p>検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部 臨床工学部 看護部 地域医療連携室</p>	

	小児医療センター									
	<p>麻酔科 放射線治療科 放射線診断科 病理診断科 腫瘍診断・予防科 放射線技術部 検査技術部 臨床工学部 薬剤部 栄養部</p>	看護部	治験管理室	地域連携・相談支援センター	緩和ケアセンター	臨床腫瘍研究所	図書館	事務局	管理部	業務部
							<p>総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当</p>			

<p>事務局長 センター 地域連携・相談支援</p>	<p>事務局長 管理部長 総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当</p>	<p>治療管理室</p>	<p>看護部</p>	<p>岩槻診療所準備室</p>	<p>放射線科 外科 整形外科・リハビリテーション科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科 麻酔科 病理診断科 集中治療科 救急診療科 外傷診療科 臨床研究部 保健発達部 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 臨床工学部</p>
------------------------------------	--	--------------	------------	-----------------	--

精神医療センター			
第一精神科	第二精神科	第五精神科	第六精神科
第七精神科	依存症治療研究部	外来・地域支援科	療養援助部
検査部	薬剤部	栄養部	看護部
事務局	管理業	務部	
総務・職員担当	管財担当	医事・経営担当	会計担当
用度担当			
新病院準備担当	用度担当		

第九条第二項の表を次のように改める。

病院	組織	職	職務
医療安全管理室長	医幹	精神保健指導幹	
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任す	

部（事務局の部を除く。）及び室	小児医療センター	がんセンター	循環器・呼吸器病センター						
副部長	主席技師長	参事	通院治療部長	感染症対策部長	医員	主査	医長	主幹	副室長
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指	上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等が必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。	上司の命を受け、小児医療センター新病院の運営に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

る事務を監督し、事務を整理する。

		がんセンター							
		臨床腫瘍研究所							
主任研究員	主幹	主席主幹	副部長	部長	看護師長	副技師長	主査	技師長	
上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。	揮監督する。

		館 図書	
	主査	主幹	専門研究員
	その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。

別表第二を次のように改める。

	職	職務
主任専門員	主任専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
専門員	専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

別表第四を次のように改める。

	職	職務
主任専門員	主任専門員	上司の命を受け、電話の交換、事務の補助、動物飼育、自動車の運転、試験作業、機器の操作等の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
専門員	専門員	上司の命を受け、電話の交換、事務の補助、動物飼育、自動車の運転、試験作業、機器の操作等の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改め、同条に次の三項を加える。

9 管理者は、職員（別に定める職員、第七条、第十二条及び第十三条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、第二項、第三項、第五項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間ごとの期間につき第一項、第四項、第六項及び第七項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

10 前項の規定による勤務時間の割振りは、第二項の規定にかかわらず、職員の申告を考慮して所属長が定める。

11 前各項に定めるほか、勤務時間の割振りについては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）による勤務時間の割振りの例による。

第四条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるほか、休憩時間については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による休憩時間の例による。

第六条中「（勤務）」を「（勤務時間）」に改め、同条ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三条第九項の規定により勤務時間を割り振る職員（別に定める者に限る。次項において同じ。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、別に定めるところにより、週休日を設けることができ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により設ける週休日は、育児短時間勤務職員等については当該育児短時間勤務等の内容に従い、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については業務の実情に応じ、第三条第九項の規定により勤務時間を割り

振る職員については当該職員の申告を考慮して、所属長が定める。ただし、同項の規定により勤務時間を割り振る職員のうち、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については業務の実情に応じて定めたものに加えて当該職員の申告を考慮して、週休日設けるものとする。

3 前二項に定めるほか、週休日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による週休日の例による。

第十四条第二項及び第十六条の二中「(平成七年埼玉県条例第二号)」を削る。
第二十五条中「(平成四年埼玉県条例第六号)」を削る。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 管理者の指定する職員の勤務時間については、当分の間、第三条第二項の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「政策幹、」を削る。

別表第二の七の項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この表及び別表第三において「地公法」という。）」に改める。

別表第二の九の項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この表及び別表第三において「地公法」という。）」を「地公法」に改め、同項局長専決事項の欄中1を3とし、同欄に1及び2として次のように加える。

1 地公法第十五条の二第三項の規定に基づき、標準職務遂行能力及び標準的な職の制定について知事に協議をすること。

2 地公法第二十三条の二第三項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項について知事に協議をすること。

別表第二の十の項管理者決裁事項の欄2及び局長専決事項の欄2中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第二の十一の項局長専決事項の欄に次のように加える。

給与規程第二十三条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条の四第一項及び第二項の規定に基づき、勤勉手当の成績率を定めること。（病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）

別表第三専決事項の欄27中「第二十四条」を「条例第二十五条」に改め、同欄30中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同欄31中「第八条」を「第七条」に改め、同欄第42中「第二十四条第三項」の下に「（条例第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄60中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局公印規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県下水道局下水道管理課長印の項の次に次のように加える。

埼玉県下水道局下 水道事業課長印	回	埼玉県下水道局下 水道事業課長印	回	回
---------------------	---	---------------------	---	---

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局文書管理規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表下水道管理課の項の次に次のように加える。

下水道事業課	下 部
--------	-----

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第三十五条」とする。

第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したものを」「若しくは複写したものに」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、「第十二条」を「第十一条」する。

第十三条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「下水道管理課」の下に「及び下水道事業課」を加える。

第二条第二項第二十三号を削り、同項第二十四号中「事業」を「維持管理」に改め、「負担金」の下に「（技術的事項を除く。）」を加え、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 流域下水道建設負担金（調定及び徴収に限る。）に関する事。

第二条第二項第二十五号中「連絡調整」の下に、（第一号から第二十四号までに掲げる事務に係るものに限る。）を加え、同項第二十六号中「下水道公社」の下に「（技術的事項を除く。）」を加え、同項第二十七号中「事務」の下に「（技術的事項を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 下水道事業課においては、次の事務を所掌する。

- 一 流域下水道の計画、建設及び管理に関する事。
- 二 流域下水道維持管理負担金（技術的事項に限る。）に関する事。
- 三 流域下水道建設負担金（調定及び徴収を除く。）に関する事。
- 四 下水道事務所との連絡調整（下水道管理課において所掌する事務に係るものを除く。）に関する事。
- 五 埼玉県下水道公社（技術的事項に限る。）に関する事。
- 六 前各号に掲げるものを除くほか、流域下水道の事務（技術的事項に限る。）に関する事。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員倫理規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「下水道管理課長」の下に「、下水道事業課長」を加え、同項第三号中「下水道管理課長」を「所属する課の課長」に改める。

附 則

この規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「下水道管理課長」の下に「、下水道事業課長」を加える。

第十六条第一項中「六十日」を「三月」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第五条第一項中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第十二条中「課長が」を「下水道管理課長が」に改める。

第三十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、出納取扱金融機関に払い込んでいない現金の合計額が千円に達しない場合は、当該現金のうち最初に収納したものを収納した日の属する月の末日までの間、払込みを延期することができる。

第八十五条第一項及び第二項並びに第九十四条ただし書中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第九十六条中「所長」を「課長又は所長」に、「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第九十八条第一項及び第三項、第一百条、第一百七条並びに第一百五十五条中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第二百一十一条第二項中「課長」を「下水道管理課長」に、「所長」を「課長又は所長」に改める。

第二百二十二条中「投資及び基金」を「投資その他の資産」に改める。

第二百二十四条第一項中「課長は」を「下水道管理課長は」に改める。

第四百十五条第二項中「課長」を「下水道管理課長」に改め、同条第三項中「課長」を「下水道管理課長」に、「所長」を「課長又は所長」に改める。

第五百十条中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

第一百五十一条中第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一 権利義務の譲渡等の禁止

十二 履行の延長

十三 協議による契約の解除等

十四 契約の履行の届出

第六百六十七条第一項及び第二項、第八百八十九条第一項及び第二項、第九百九十三条

第一項、第二百七条、第二百八条、第二百九条第一項及び第二項、第二百十四条、第二百十五条、第二百十六条、第二百七条第一項並びに第二百二十条中「課長」を「下水道管理課長」に改める。

別表第一資産の部（一）固定資産の表中「土地、建物、構築物、機械、装置、車両、工具、器具、備品、建設仮勘定及びその他有形固定資産に区分して記載する。」

を「目及び節は固定資産台帳で整理するときに使用するものとする。」に改める。
別表第四に次の一号を加える。

7 局長以上が決裁するものうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。

別表第五の備考に次のように加える。

8 局長以上が決裁するものうち、下水道管理課長に合議を必要とするものは、あらかじめ下水道事業課長に合議しなければならない。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第九号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（給料表等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第二に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。

第二条に次の一項を加える。

3 前項に規定する級別基準職務表の基準となる職務並びに当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第三に定める級別職務区分表に定めるとおりとする。

第三条中「採用された職員」の下に「（次項において「特定任期付職員」という。）」を加え、同条の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第三条に次の一項を加える。

2 特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次の各号に定める号給に決定する。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給

別表第一（第二条関係）

下水道企業職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	

- 三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給
- 四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給
- 五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給
- 六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給
- 七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給
- 第五条第一項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第三項中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第五」を「別表第六」改める。
- 附則第八項及び第九項中「別表第三」を「別表第四」に改める。
- 別表第一を次のように改める。

	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、第三条第一項及び第十五条に規定する職員を除くすべての職員に適用する。

別表第五を別表第六とする。

別表第四の備考中「別表第三」を「別表第四」に改め、同表を別表第五とし、別表第三を別表第四とする。

別表第二中

主任 主任 主任 専門員	四 級
-----------------------	--------

を

	四 級
--	--------

に改め、同表を別表第三

とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

下水道企業職給料表級別基準職務表

職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
基準となる職務	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	一 主査の職務 二 地域機関の担当課長の職務 二 主任の職務	一 困難な業務を分掌する主査の職務 二 地域機関の困難な業務を分掌する担当課長の職務	一 主幹の職務 二 地域機関の担当部長の職務	一 副課長の職務 二 地域機関の副所長の職務 三 困難な業務を分掌する主幹の職務 四 地域機関の困難な業務を分掌する担当部長の職務	一 本庁の課長の職務 二 地域機関の長の職務 三 地域機関の困難な業務を分掌する副所長の職務	一 本庁の副部長の職務 二 困難な業務を所掌する地域機関の長の職務	本庁の部局長の職務	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の見出し及び同条第二項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、第三条の改正規定(同条の表の改正規定を除く。)及び同条に一項を加える改正規定、第五条の改正規定、附則第八項及び第九項の改正規定、別表第五を別表第六とする改正規定、別表第四の改正規定及び同表を別表第五とし、別表第三を別表第四とする改正規定並びに別表第二の改正規定及び同表を別表第三とし、別表第一の次に一表を加える改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。第四項において同じ。)による改正後の埼玉県下水道局職員給与規程(第四項において「改正後の規程」という。)による規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 平成二十七年四月一日(以下この項において「改定日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

告 示

埼玉県告示第三百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ステップベース
- 三 代表者の氏名
大川 秀治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市氷川町一丁目十番一・三百六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、放課後等において保育を必要とする小学生を対象にし、学童保育事業（放課後児童健全育成事業）を行うとともに、地域の子ども達の健やかな成長と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いじめが起きない環境づくり

三 代表者の氏名

小川 悟史

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市新田五十九番地十一

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちにいじめ事前防止対策を提供し、子どもの健全育成を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人埼玉県央デベロップメントサーベイランス
- 三 代表者の氏名
塚越 文男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡美里町大字古郡四百六十八番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、伊奈町の地域住民全てに対し、文化、活動、農産品、特産品等の発表及び交流の場の提供をし、地域の賑わいを創造することで豊かな生活環境の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

平成二十一年埼玉県告示第四百七十七号（埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二中「日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
災害オペレーション支援システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県危機管理防災部消防防災課災害対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年2月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪府大阪市北区堂島3丁目1番21
号
- 5 契約金額
166,748,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第三百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
映像情報提供システム等運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県危機管理防災部消防防災課災害対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年2月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
30,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第六百三十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百二十六番六の一部、三千六百二十六番九の一部、五千七百四十七番四の一部、五千七百五十三番三の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百七十二番四の一部、五千七百七十七番一の一部、五千七百七十九番の一部、五千七百八十番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十四番の一部、五千七百八十五番の一部）

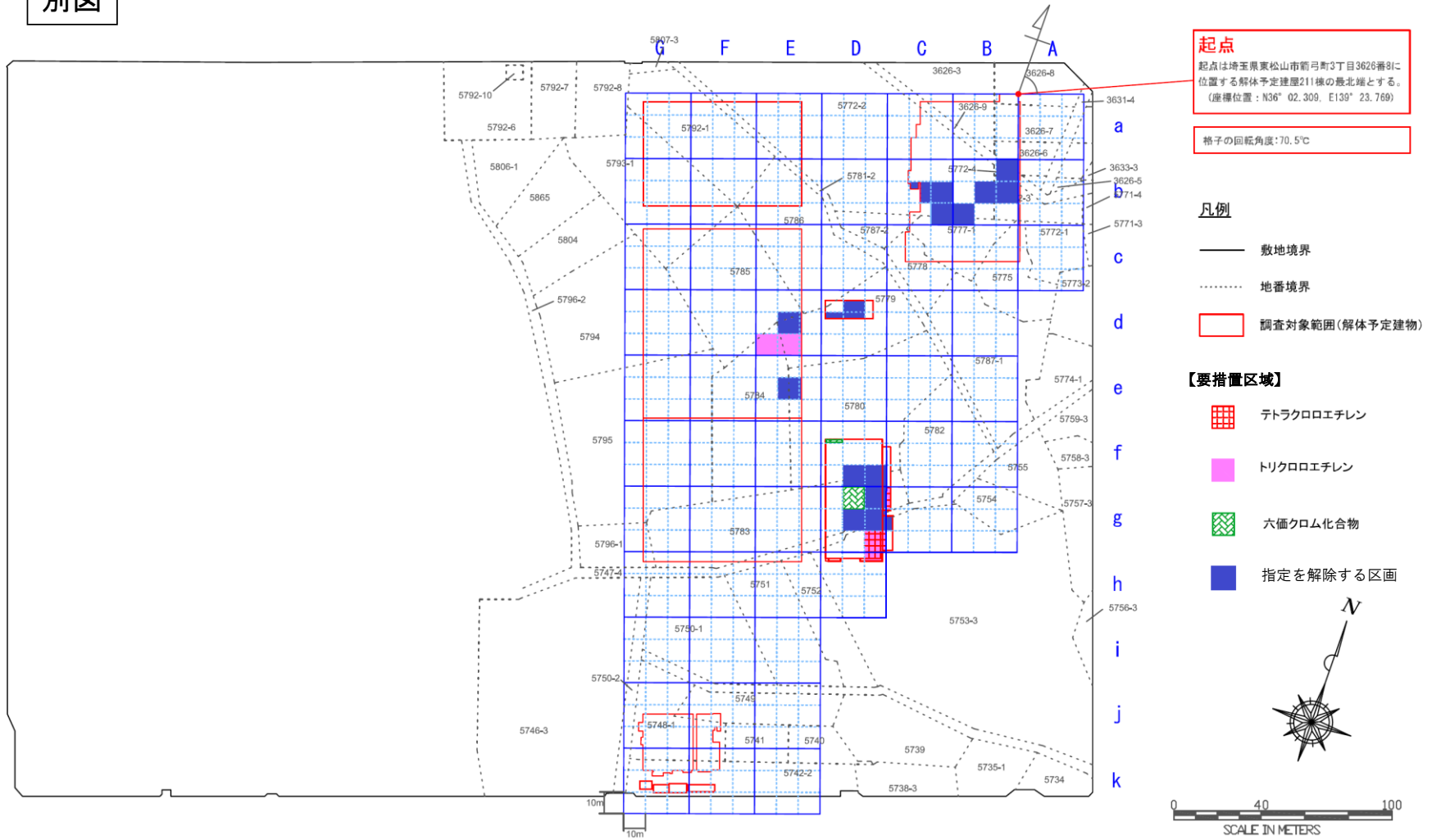
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

三 講じられた指示措置等

土壌汚染状況調査の追完

別図



告 示

埼玉県告示第三百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十九日

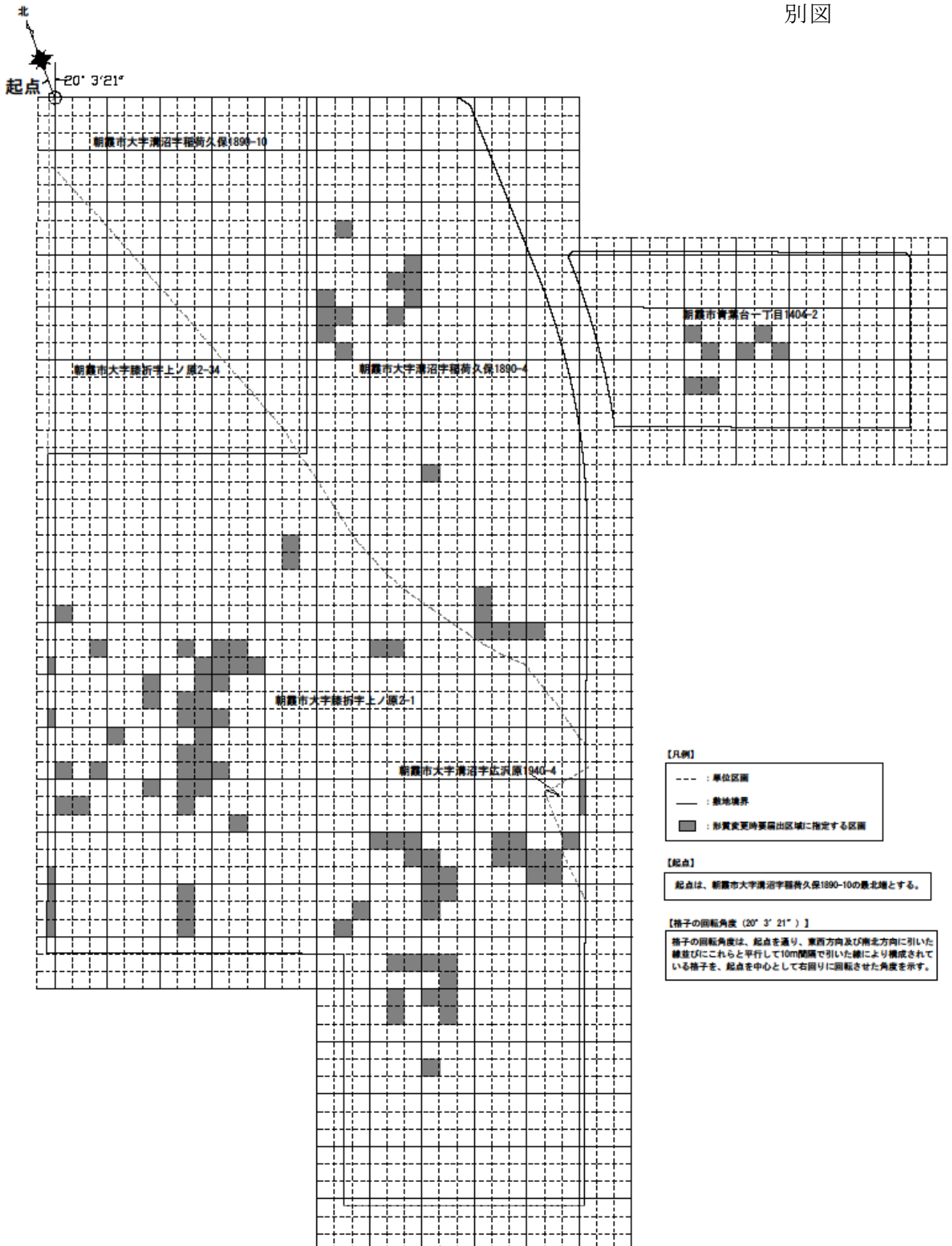
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県朝霞市大字膝折字上ノ原二番一の一部、大字溝沼字広沢原千九百四十番四の一部、大字溝沼字稻荷久保千八百九十番四の一部、青葉台一丁目千四百四番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



告 示

埼玉県告示第三百九十八号

ふじみ野市から富士見都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

杉戸清地店		なのはな薬局		かりん薬局		小規模多機能 ほほえみ		さとう介護リ フォーム				
戸町清地五 ー一六		久喜市青毛 一〇〇一 四		東松山市材 木町一 三		熊谷市弥藤 吾五〇		鴻巣市大間 三ー二ー二 二 グリ ンハイッ 〇三				
株式会社 ウイ		有限会社 ベル フアーマシ		糸部 かおり		企業組合 労協 センター事業団		さとう介護リフ フォーム合同会社				
介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	介護予防小規模多 機能型居宅介護	小規模多機能型居 宅介護	介護予防福祉用具 貸与	特定介護予防福祉 用具販売	特定福祉用具販売	福祉用具貸与	
三月一日	平成二十八年 三月一日	三月一日	平成二十八年 三月一日	三月一日	平成二十八年 三月一日	三月一日	平成二十八年 三月一日	平成二十八年 一月一日	平成二十八年 一月一日	平成二十八年 一月一日	平成二十八年 一月一日	平成二十八年 一月一日

告 示

埼玉県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類	
在宅介護支援センター かけはし		名称		石山記念病院 介護支援センター かけはし		在宅介護支援センター かけはし		居宅介護支援	
ヘルパーステーション みどり		所在地		川口市芝中田 二―三四―一七		川口市芝樋の 爪―九―一三		訪問介護	
ぴゅあケアサービス		所在地		比企郡小川町 大塚二三五―六		比企郡小川町 大塚一四六―二		訪問介護	
デイサービス プチモンド都		所在地		比企郡滑川町 都一五四―一〇		比企郡嵐山町 菅谷山王回六一八―八		通所介護	
訪問看護ステーション 小室		所在地		飯能市下畑二 九六		飯能市八幡町 二―三 小室 階 クリニック二		訪問看護	
訪問看護ステーション 飯能リハビリ館		訪問看護ステーション 小室		訪問看護ステーション 小室		訪問看護ステーション 小室		訪問看護	
介護予防訪問看護		訪問看護		介護予防訪問看護		訪問看護		介護予防訪問看護	
介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防訪問介護	訪問介護	訪問介護	サービスの種類

居宅介護支援事業所 すずらんの花		訪問介護事業所 訪問ヘルパー ステーション 小室		
所在地	名称	所在地		
久保一七 二三 西山コー ーポ一〇六号	訪問介護事業 ヘルパーステ ーション 飯 能リハビリ館	飯能市下畑二 九六		
久保一七 二三 西山コー ーポ一〇六号	訪問介護事業 所 訪問ヘル パーステーシ ョン 小室	飯能市八幡町 二一三 小室 クリニック二 階		
居宅介護支援	介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防訪問介護	訪問介護

告 示

埼玉県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		入間シヨートステ イそよ風	
所在地		入間市小谷田二 二一八	
サービスの種類	短期入所生活介護	介護予防短期入所 生活介護	
休止年月日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	

告 示

埼玉県告示第四百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
田口医院	蓮田市上二一二一 六	訪問看護	平成二十七年十 二月二十一日
ひかり苑 居宅介 護支援事業所	川口市坂下町四一 一六一二六 ほと がや病院一階	居宅介護支援	平成十九年七月 十一日
エルスリーさいたま 狭山	狭山市北入曾八七 九一	通所介護	平成二十八年三 月三十一日
居宅介護支援セン ター あたたかい 手	熊谷市拾六間九六 七一三	居宅介護支援	平成二十八年二 月二十九日
デイサービスらく楽 北本	北本市本町六一一 七五	通所介護	平成二十七年八 月三十一日
		介護予防居宅療養管 理指導	平成二十七年十 二月二十一日
		居宅療養管理指導	平成二十七年十 二月二十一日
		介護予防訪問看護	平成二十七年十 二月二十一日

告 示

埼玉県告示第四百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
田口医院	医療法人 悟明会	蓮田市上二一二一六	平成二十八年一月一日
医療法人社団 は んぷ会 まるやまんぷ会 クリニック	医療法人社団 は	和光市丸山台二一七一 一階店舗A	平成二十八年三月一日
あんず訪問診療ク リニック	鬼澤 信之	狭山市入間川一七七一 二シテイパル狭山二二 〇二	平成二十八年四月
多和目クリニック	岩永 昌敏	坂戸市多和目八三一四	平成二十八年二月一日
医療法人 あべ泌 尿器科	医療法人 あべ泌 尿器科	熊谷市太井一六四一	平成二十七年十一 月一日
木村医院	門井 隆司	所沢市北岩岡一一九六	平成二十八年二月 十二日
埼玉草加病院	医療法人 埼玉会	草加市松原一七一二	平成二十八年二月 一日
すみれ歯科医院	斉藤 慶之	羽生市藤井上組一〇一 三一八	平成二十八年一月 一日
医療法人 玄清会 第一歯科医院	医療法人 玄清会	鶴ヶ島市中新田五〇一	平成二十八年一月 一日
こどもみらいデンタ ルクリニック	山内 彰人	戸田市下戸田一七七一 八モンテボヌール一 階	平成二十八年三月 一日

上里クリニック歯岸部 科	由佳	児玉郡上里町神保原町 七四五―一 月一日	平成二十七年十二	医療法人社団 源 医療法人社団 源 会 たのうえ歯科会 医院	川口市赤山一四四〇― 一 四日	平成二十八年一月	新白岡口腔リハ歯山田 科クリニック 剛	白岡市新白岡七―一四 ―一四 新白岡ホープ 館一〇一号室 平成二十八年二月	そらいろ歯科クリニッ ク 小林 衛	上尾市柏座四―五―一 〇 平成二十八年二月 二十八日	医療法人 緑歯会 グリーン歯科 医療法人 緑歯会	鴻巣市本町二―一―七 ―二F 月一日	平成二十七年十一	青い熊歯科診療所	大須賀 薫	熊谷市上之三八二〇― 二 一日	平成二十八年三月	森田歯科クリニッ ク 森田 忍	東松山市あずま町四― 八―三 ライフガーデ ン東松山 平成二十八年二月	栗澤歯科医院	栗澤 巖	深谷市岡二八―四―二 一日	平成二十八年一月	パール薬局 川口店	株式会社 パル・オ ネスト	川口市中青木三―九― 一―一〇二 一日	平成二十八年二月	きりん薬局 上里	オクトメデイカル株 式会社	児玉郡上里町七本木二 三六三―一 一日	平成二十八年二月	アイセイ薬局 坂 戸西店	株式会社 アイセ イ薬局	坂戸市新堀二七〇―一 〇 一日	平成二十八年三月
-----------------	----	----------------------------	----------	---	-----------------------	----------	------------------------	--	----------------------	-------------------------------------	-----------------------------	--------------------------	----------	----------	-------	-----------------------	----------	--------------------	--	--------	------	------------------	----------	-----------	------------------	---------------------------	----------	----------	------------------	---------------------------	----------	-----------------	-----------------	-----------------------	----------

株式会社 武蔵野株式会社 調剤薬局 戸田公 園店	株式会社 武蔵野調 剤薬局	戸田市本町二一六一 八 フォーシーズン二十四日 二戸田公園一B	平成二十八年三月
ピース薬局	株式会社 A P	ふじみ野市駒林元町三 一 二一	平成二十八年三月 一日
ウエルシア薬局 杉戸倉松店	ウエルシア薬局株式 会社	北葛飾郡杉戸町倉松一 一三 一	平成二十八年三月 一日
富士薬局 錦町店	有限会社 サンメデ イカル	蔵市錦町二二〇一 三	平成二十八年二月 一日
薬局アポック 毛 呂山店	株式会社 日本アポ ック	入間郡毛呂山町毛呂本 郷九九二	平成二十八年三月 一日
クスリのアオキや 木薬局	株式会社 クスリの アオキ	本庄市けや木三一 一四	平成二十八年三月 一日
薬局 日本メデイ カル	日本メデイカルシス テム株式会社	桶川市若宮一五 二 パトリア桶川四F	平成二十八年三月 一日
アロン薬局 北谷 店	株式会社 B l o o ming Soul	草加市北谷一 二二	平成二十八年二月 一日
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション 草加氷川町 ま ごころ家	有限会社 匠設計開 発	草加市氷川町二二 一 一三 氷川コーポII 一 二〇二	平成二十七年十一 月十六日
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション 上尾原市	株式会社 むさしの 上尾市原市三一五 九 U t o p i a 一 二二	一 一〇二	平成二十八年二月 一日
訪問看護ステーシ ョン くつろぎの家 立支援センター	株式会社シルバー自 立支援センター	戸田市美女木一 二九 一四五	平成二十八年三月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
石川 浩士		あい整骨院	東京都足立区梅島一 一―二―八		平成二十八年二月一 日
中田 拓人		ロイテ朝霞整骨院	朝霞市本町二―二五 一―三―二		平成二十八年二月十 二日
石原 好男		南桜井接骨院	春日部市米島一〇五 四―二―八		平成二十八年三月一 日
木暮 淳		アーク鍼灸整骨院	東京都足立区一ツ家一 一―三―一―一		平成二十八年三月三 日
有馬 宏志		ヒロ鍼灸整骨院	久喜市青葉四―二五 一―二		平成二十八年三月一 日
富田 幸		しま鍼灸整骨院 東 町院 秩父市東町二八―五 一―三階			平成二十八年二月一 日
上野川 真		まこ接骨院	所沢市松葉町一〇― 五 へーベルハウス一 〇―一		平成二十八年二月二 十四日
吉田 秀夫		からだ元気治療院 所沢西店	所沢市小手指町一― 一〇―一―二〇―一		平成二十八年二月二 十三日
安富 牧子		やすとみ鍼灸整骨院	入間市新光二―一― 一		平成二十八年二月二 十六日
長澤 敏雄		養心堂鍼灸指圧治療 院	桶川市泉一―九―三 四		平成二十八年四月一 日

松本 孝	林 むつみ	川合 良治	高井 日年	八幡 博幸
一丁目治療院	からだ元気治療院 所沢西店	訪問マッサージ 元気	高井指圧	レイス治療院 いたま南
久喜市栗原一丁目 二二	所沢市小手指町一丁目 一〇一―一―二〇一	川越市砂新田三丁目 〇―八	春日部市中央八丁目 一―二	さいたま市南区白幡四丁目 一―二一―二五―四〇 五
平成二十八年三月 十五日	平成二十八年二月 二十二日	平成二十八年三月 一日	平成二十八年二月 八日	平成二十八年三月 一日

告示

埼玉県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 徳明会 訪問看護ステーション小室	名称	医療法人 徳明会 訪問看護ステーション飯能リハビリ館	医療法人 徳明会 訪問看護ステーション小室
ゆみ薬局富士見店	開設者名称	有限会社 ゆみ薬局	株式会社 ゆみ薬局

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
安部 智英	施術所所在地	三郷市中央五―二三―六一―一〇五	三郷市幸房一三七―三
久米 和弘	施術所名称	らいふマッサージ治療院 清瀬店	KEIROW川越ステーション 訪問医療マッサージ
	施術所所在地	東京都清瀬市中里四―一三五〇―七七	川越市霞ヶ関北二―六―一―一F

告 示

埼玉県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
アロン薬局	草加市北谷一―二二―一	平成二十八年一月三十一日
医療法人社団 源会 のうえ歯科医院	川口市赤山一四三五―四	平成二十八年一月三日
籠原サンライフ歯科	熊谷市籠原南一―三一―二 あかりビル一F	平成二十八年二月二十九日
グリーン歯科	鴻巣市本町二―一―七 二F	平成二十七年十月三十一日
あべ泌尿器科	熊谷市太井一六四―一五	平成二十七年十月三十一日
富士薬局 錦町店	蕨市錦町二―二〇―一三	平成二十八年一月三十一日
ホームケアクリニック東 松山	東松山市若松町二―一〇 ―四二 レジーナー一〇二	平成二十八年二月二十九日
田口医院	蓮田市上二―二―六	平成二十七年十二月三十一日
埼玉草加病院	草加市北谷一―二二―三 七	平成二十八年一月三十一日
にこにこ薬局	草加市新善町三七六―三	平成二十八年二月二十二日

二 指定施術機関

石崎 誠	藤井 貫太	氏名	
		住所	
あて 株式会社	株式会社 アさいたま市見沼区東 平成一 日	名称	施術所
て飯能市東町六一六 菊屋ビル三〇三	メニテイーサ大宮四一 二六一三 ービス 埼玉二〇一 営業所	所在地	
			廃止年月日

告 示

埼玉県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
きよなが歯科医院	川口市青木一―一〇―三― 一〇二	平成二十八年三月十六日

告 示

埼玉県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
田谷医院	行田市長野一三九六一三	平成二十八年三月四日

告 示

埼玉県告示第四百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
遠隔胎児診断支援システム導入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部保健医療政策課新都心医療拠点・医療プロジェクト推進担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 1 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川 4 丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額
70,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年12月15日

告 示

埼玉県告示第四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七六七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四七五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一九〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四二台

ハ 変更年月日

平成二十八年十一月十六日

ニ 届出年月日

平成二十八年三月十五日

二 縦覧期間

平成二十八年三月二十九日から平成二十八年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十九日から平成二十八年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後七時三十分（年間八十日午後八時）

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後八時（年間八十日午後八時三十分）

（変更後）午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十八年三月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十八年三月十一日

二 縦覧期間

平成二十八年三月二十九日から平成二十八年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十九日から平成二十八年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第四百十一号

告 示

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在 地	面積（平方メートル）
前田 史朗	埼玉県さいたま市見沼区大字南中野三百九十五番地一 グローブコートEー二百一	埼玉県さいたま市見沼区大字見山百四十八番ほか一筆	一、〇六〇
相澤 初夫	埼玉県加須市平永四百六十一番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百四十二番ほか一筆	一、三五一
青木 春夫	埼玉県加須市戸崎二百四十番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百二十九番ほか三筆	四、七五三
アグリファーム株式会社	埼玉県加須市栄三百二十番地一	埼玉県加須市栄字中野七百七十六番ほか三筆	三、八八五
阿部 信一	埼玉県加須市戸崎三百九十一番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百十一番ほか十六筆	一三、〇九三
阿部 宗治	埼玉県加須市戸崎四百九十二番地	埼玉県加須市戸崎字城附四百二十五番一ほか三筆	二、七五二
阿部 弘正	埼玉県加須市戸崎五百七十番地	埼玉県加須市戸崎字城附五百四十四番ほか六筆	四、九一四
天沼 伸治	埼玉県加須市戸崎千百四十一番地一	埼玉県加須市戸崎字鍵谷八百八十七番ほか三筆	七、一九七

今泉 隆夫	今泉 栄一	稲村 三喜	井田 潜一郎	井田 一則	五十畑 義一	和泉 朝男	石橋 清	石塚 康雄	石塚 清光	飯塚 一	飯野 恒義
埼玉県加須市戸崎 四百四十三番地	埼玉県加須市戸崎 五百二十六番地	埼玉県加須市本郷 四百七十三番地	埼玉県加須市栄二 百四十一番地一	埼玉県加須市栄二 百四十九番地一	埼玉県加須市柳生 三百七十番地	埼玉県加須市栄八 百七十六番地	埼玉県加須市栄百 二十三番地	埼玉県加須市上高 柳六百七十六番地	埼玉県加須市愛宕 一丁目二番四十三 号	埼玉県加須市栄二 千八百一番地	埼玉県加須市戸崎 三百一番地四
埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十四 番一ほか八筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十八 番一ほか三筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百八十七番 一	埼玉県加須市栄字 下居尻五百三十五 番二ほか二十筆	埼玉県加須市栄字 西田千四十四番ほ か四筆	埼玉県加須市栄字 高野千六百二十七 番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百七十四 番一ほか三筆	埼玉県加須市栄字 本田百人番ほか一 筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 四番ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千五十九 番二	埼玉県加須市栄字 高野千六百三十一 番	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百一番一 ほか十九筆
八、 七一六	四、 三二八	五六五	二八、 四二五	六、 九三三	二、 二九九	三、 三一六	一、 九九八	一、 二四九	二、 〇〇〇	九九八	一三、 七九六

加藤 喜市	小櫃 勇	小熊 光浩	小熊 克次	奥貫 光治	奥貫 清己	奥貫 章	江原 憲一	江川 博久	内田 美佐子	臼倉 恵一	今泉 光弘
埼玉県加須市栄三 百十三番地	埼玉県加須市戸崎 六十七番地	埼玉県加須市戸崎 二百八十四番地	埼玉県加須市戸崎 六十一番地	埼玉県加須市栄九 十二番地	埼玉県加須市栄三 百六十五番地	埼玉県加須市栄三 百六十五番地一	埼玉県加須市上高 柳八百七十五番地	埼玉県加須市栄千 九百四番地	埼玉県加須市栄千 三百四十三番地	埼玉県加須市戸崎 二百四十五番地	埼玉県加須市戸崎 四百五十七番地
埼玉県加須市栄字 西田千二十六番ほ か一筆	埼玉県加須市戸崎 字広島九百四十五 番一	埼玉県加須市戸崎 字城附五百七十一 番一ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷九百五番ほ か二十二筆	埼玉県加須市栄字 本田二十九番一ほ か一筆	埼玉県加須市栄字 中新田二百二十七 番一ほか十二筆	埼玉県加須市栄字 中新田二百三十六 番ほか二十四筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千四十五 番ほか四筆	埼玉県加須市栄字 上居尻千二百十番 一ほか二筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百七十七 番ほか七筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百五十四 番	埼玉県加須市戸崎 字城附四百六十一 番ほか八筆
三、三八五	一四〇	一、七九六	二五、〇二九	一、二八四	一九、九四八	二七、九六四	六、三四六	五、二一五	一二、五四三	二、七一四	九、七二九

小林 正夫	小林 史男	小林 つや子	小林 恒夫	小林 榮	小林 栄	小林 憲司	川島 孝之	亀田 美知雄	鎌田 武	鎌田 明	加藤 繁雄
埼玉県加須市栄五十八番地	埼玉県加須市栄百三十四番地	埼玉県加須市栄三百九番地	埼玉県加須市栄百二十六番地	埼玉県加須市栄千四百二十二番地	埼玉県加須市栄三十一番地	埼玉県加須市栄千四百四十四番地	埼玉県加須市戸崎三十番地	埼玉県加須市栄二千三百五番地一	埼玉県加須市戸崎四百八十二番地	埼玉県加須市戸崎四百九十三番地	埼玉県加須市栄百九十八番地
埼玉県加須市栄字樋堀南二百二番二ほか四筆	埼玉県加須市栄字西田千二十八番ほか三筆	埼玉県加須市栄字西田千百二十四番一ほか一筆	埼玉県加須市栄字西田千四十一番ほか一筆	埼玉県加須市栄字高野千七百十二番ほか三筆	埼玉県加須市栄字西田千二十五番ほか九筆	埼玉県加須市栄字上居尻千二百五番一ほか十三筆	埼玉県加須市上高柳字柳下九百九十八番一ほか六筆	埼玉県加須市栄字高野千七百十四番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎字城附四百二十九番一ほか六筆	埼玉県加須市戸崎字城附四百二十三番一ほか九筆	埼玉県加須市栄字西田千百三十番ほか四筆
九、二八五	五、〇一〇	二、七二三	四、八六三	六、四九四	一四、四八四	一二、五二一	四、六五〇	二、五五〇	五、二五四	一一、三四二	一一、〇三三

菅沼 基量	正能 芳友	正能 輝夫	清水 明	渋谷 一弘	塩崎 博	齊藤 政雄	近藤 一則	小谷野 洋一	小林 ヨシ子	小林 彌市	小林 正之
埼玉県加須市栄千 二百番地	埼玉県加須市戸崎 二百四番地イ号	埼玉県加須市戸崎 二百三番地	埼玉県加須市戸崎 六百十八番地一	埼玉県加須市鴻荃 二千二百三十六番 地九	埼玉県加須市鴻荃 千九百八十一番地	埼玉県加須市上高 柳千七十五番地	埼玉県加須市栄八 百二十一番地	埼玉県加須市正能 九百五十番地	埼玉県加須市栄十 七番地一	埼玉県加須市栄百 三十五番地	埼玉県加須市栄千 四百六十番地
埼玉県加須市栄字 高野千六百三十八 番ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百六十九 番ほか九筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百三番二 ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百二十五 番ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百六十七 番一ほか七筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千五十六 番一ほか四筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 五番一ほか二筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百三十五 番一ほか八筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百七十六 番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 中野七百八十六番	埼玉県加須市栄字 西田千四十二番	埼玉県加須市栄字 高野千七百四番ほ か九筆
二、 八六八	八、 二〇六	三、 八一七	五、 六三七	六、 〇七九	一〇、 四二九	三、 五二六	六、 五九二	一、 七八九	六 三四	八〇一	一八、 六七〇

田沼直	多田よし子	多田光利	竹田喜市	田口久	田口治樹	高橋雅一	高橋久次	高橋栄吉	関根忠志	鈴木吉明	鈴木豊茂
号 埼玉県加須市土手 二丁目九番四十五	埼玉県加須市栄五 百五十四番地一	埼玉県加須市栄八 百四十九番地	埼玉県加須市栄百 九十番地二	埼玉県加須市栄五 百六十六番地	埼玉県加須市栄八 百九十番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地三	埼玉県加須市栄二 百二十一番地	埼玉県加須市本郷 五百七十五番地一	埼玉県加須市戸崎 百八十二番地	埼玉県加須市栄五 百五十七番地一	埼玉県加須市駒場 百九十番地
柳字山王千百九十 四番	埼玉県加須市栄字 下居尻五百四十九 番一ほか十二筆	埼玉県加須市栄字 鷹匠七百十二番一 ほか十二筆	埼玉県加須市栄字 西田千七十七番三 ほか四筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百三十七 番一ほか六筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百七十六 番ほか十一筆	埼玉県加須市栄字 西田千十九番二ほ か二筆	埼玉県加須市栄字 西田千三十六番	埼玉県加須市栄字 本田百六番	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百五番ほ か八筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百五十番 ほか五筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百四十七番 一ほか一筆
四四二	一四、二二六	一七、五四五	四、一九八	一一、五一五	一六、七二八	五、二四七	一、四九八	一、九九七	一〇、一一四	七、四三六	三、九三六

野澤 保雄	長浜 清茂	中村 伊代	鳥海 正喜	鳥海 昇	鳥海 敏二	鳥海 時昭	鳥海 恒典	鳥海 菊男	鳥海 一男	綱川 みつ江	筑洋一
埼玉県加須市本郷 千二百七十五番地	埼玉県加須市戸崎 三百八十四番地	埼玉県加須市戸崎 十七番地	埼玉県加須市本郷 五百四番地	埼玉県加須市本郷 千二百七十七番地	埼玉県加須市本郷 五百二十五番地	埼玉県加須市本郷 九百九十番地	埼玉県加須市本郷 千二百七十八番地	埼玉県加須市本郷 千十番地	埼玉県加須市本郷 千十一番地	埼玉県加須市日出 安八百三十八番地	埼玉県加須市戸崎 二百七十二番地
埼玉県加須市栄字 樋堀南百五十一番 一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百八十五 番二ほか五筆	埼玉県加須市上高 柳字山王千百八十 一番一ほか十筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百四十六番 一	埼玉県加須市栄字 樋堀南百九十七番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 本田百二十二番ほ か一筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百四十九番 一	埼玉県加須市栄字 樋堀南百五十五番 ほか一筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百八十七番 二	埼玉県加須市栄字 樋堀南百六十九番 ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百十九 番一ほか四筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百二番一 ほか四筆
九六九	五、 二七三	一一、 二九三	八二八	一、 八三三	一、 六九九	八六七	三、 二四五	五四八	二、 九九六	四、 五〇六	三、 〇九六

水野 清	間中 健一郎	松本 昇	町田 良一	藤間 牧雄	福島 一雄	蛭間 榮重	羽鳥 勝明	蓮見 計司	橋本 光男	橋本 早苗	萩原 浩
埼玉県加須市日出 安千三百九十三番 地二	埼玉県加須市向古 河九十九番地四	埼玉県加須市礼羽 二百五十二番地三	埼玉県加須市上高 柳八百三十八番地	埼玉県加須市戸崎 三百七十七番地	埼玉県加須市戸崎 千二百四十五番地 二	埼玉県加須市上高 柳八百四十五番地	埼玉県加須市上高 柳五百二十一番地 イ号	埼玉県加須市戸崎 二百二番地	埼玉県加須市栄二 百八十八番地	埼玉県加須市戸室 千二百四十九番地	埼玉県加須市栄二 千四百八十八番地
埼玉県加須市上高 柳字柳下九百八十 二番ほか四筆	埼玉県加須市栄字 高野千七百十番	埼玉県加須市上高 柳字広島千三十一 番ほか二筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百十七 番一ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百八十三 番一ほか十一筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百八十四 番ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百三十 四番二ほか七筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下九百七十 四番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百六十二 番ほか四筆	埼玉県加須市栄字 高野千六百二十八 番ほか十筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百三十番 一ほか二筆	埼玉県加須市栄字 高野千七百三十三 番ほか十六筆
四、六二七	七六九	九、一〇二	三、九一〇	一一、〇九九	一、九八二	八、九〇四	一、九九六	五、二〇五	二一、九五八	二、〇三二	一九、九二三

水野 良夫	宮崎 晴夫	宮地 日出夫	茂木 壮一	茂木 親司	森戸 政己	安河 誠一	柳田 岩男	柳田 英孝	山崎 繁雄	山崎 基一	有限会社早川農場
埼玉県加須市上高柳九百十七番地二一	埼玉県加須市礼羽七百十九番地	埼玉県加須市戸崎二百一番地	埼玉県加須市上高柳八百二十五番地	埼玉県加須市上高柳八百十五番地	埼玉県加須市飯積千七百七十九番地	埼玉県加須市上高柳八百五十四番地	埼玉県加須市栄九百八十九番地一	埼玉県加須市栄九百八十八番地	埼玉県加須市駒場四百六十四番地	埼玉県加須市駒場四十八番地	埼玉県加須市平永八百二十三番地一
埼玉県加須市上高柳字柳下九百八十一番ほか七筆	埼玉県加須市上高柳字広島千四十九番	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百六十七番ほか八筆	埼玉県加須市上高柳字広島千三十四番ほか九筆	埼玉県加須市上高柳字柳下七百三十番ほか三筆	埼玉県加須市栄字中新田二百八十二番五ほか七筆	埼玉県加須市上高柳字柳下八百四番ほか五筆	埼玉県加須市栄字鷹匠七百十二番二ほか三筆	埼玉県加須市栄字上居尻千二百三番一ほか三十四筆	埼玉県加須市栄字西田千百四十二番一	埼玉県加須市栄字西田千百二十一番一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百三番ほか九筆
七、八二四	二、九五八	八、一三一	一二、四〇五	三、九九九	一〇、六八三	四、五五四	六、四八四	四八、五一五	一、三三七	二、六九四	一〇、四六六

有限会社神扇農業機械化センター	吉田 正行	小林 容彰	イオンアグリ創造株式会社	渡邊 司	渡辺 健司	渡邊 克行	吉野 信雄	吉澤 典子	吉澤 進	吉澤 清	吉澤 明雄
埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	埼玉県久喜市菖蒲町小林千二百五十五番地	埼玉県羽生市大字稻子千二百二十八番地一	千葉県美浜区中瀬一丁目五番一	埼玉県加須市戸崎百十番地	埼玉県加須市戸崎百七番地四	埼玉県加須市戸崎百二十一番地	埼玉県加須市栄二百三十番地	埼玉県加須市上高柳八百四十四番地	埼玉県加須市上高柳九百十五番地一	埼玉県加須市上高柳九百四十九番地	埼玉県加須市上高柳九百三十七番地
埼玉県幸手市大字神扇字平須賀前五百七十九番二ほか八筆	埼玉県久喜市菖蒲町小林字小田八千五百四十二番一ほか五筆	埼玉県羽生市大字本川俣字宮地千七百九十八番ほか一筆	埼玉県羽生市大字三田ヶ谷字中新田千五百番ほか十八筆	埼玉県加須市戸崎字鍵谷八百八十六番ほか七筆	埼玉県加須市戸崎字鍵谷九百番一ほか三筆	埼玉県加須市上高柳字山王千百十一番一ほか百四十五筆	埼玉県加須市栄字中新田二百八十一番六	埼玉県加須市上高柳字柳下七百十九番二ほか二筆	埼玉県加須市上高柳字柳下八百七番ほか三筆	埼玉県加須市上高柳字柳下九百八十七番ほか二筆	埼玉県加須市上高柳字広島千五十八番ほか八筆
二〇、六一八	一二、四六六	四、八七二	二〇、九三三	六、七九八	三、八六五	一八七、六二八	八九三	二、〇九五	三、六一〇	三、〇四三	九、六七三

岩崎 文雄	岩崎 秀男	岩崎 富夫	岩崎 千秋	岩崎 猛	伊東 康夫	石川 清	石川 宇一	安齋 尚志	赤沼 義弘	赤沼 裕
埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千二 百九番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千百 三十一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千三 百三十二番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千七 百七十八番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千百 九十五番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千二 百七十三番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二千七 百四十六番地五	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二千七 百四十九番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田五百九 十七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千三百 八十七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千三百 八十八番地
埼玉県比企郡滑川 町大字福田字稲荷 前四千三百二十番 ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字天神 前四千三百三十七 番	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字天神 前四千三百三十六 番ほか三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字榎四 千四百五十番ほか 十二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字中在 前四千三百五番	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字中在 家裡四千四百一 番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字稲荷 前四千三百三番ほ か十八筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字稲荷 前四千三百十九番 ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字清水 二百六十七番ほか 六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千六百六十四番 ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字稲荷 前五千七百五十番 ほか三筆
七、 一三〇	三、 五九五	一〇、 九〇〇	一八、 七七九	三、 八三二	六、 八九二	三六、 七五六	三、 二三一	三、 一一七	七、 七〇八	六、 七八五

神山 家立	金子 修治	加藤 義雄	小高 孝彦	大林 二郎	大谷 博	江森 逸郎	内田 敏雄	内田 孝義	上野 孝志	上野 建司
埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千二百 百八十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千二百 八十三番地	埼玉県東松山市大 字大谷千五十八番 地二	埼玉県比企郡滑川 町大字山田五百九 十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千三百 九十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千二百 四十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田三百八 十番地二	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千四百 七十六番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千七百 十番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾四百十 六番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千四百 番地
埼玉県比企郡滑川 町大字福田字天神 前四千三百三十九 番ほか七筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字稻荷 前五千七百五十七 番ほか十三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字壺町 田二千六百二十五 番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字本納 地五百十二番三ほ か九筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千七百七番ほか 三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字谷ノ 前五千五百三十五 番ほか三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字宮田 八百二十九番ほか 三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千七百十八番	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字久保 田千三百八十三番 ほか七筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千六百七十七番 ほか十筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字谷ノ 前五千五百十五番
一三、 八八五	二〇、 一九七	四、 〇九八	五、 八八五	二、 七二八	六、 九六四	二、 九二二	四、 九一九	八、 五七八	一七、 〇四二	二、 〇七〇

贄田 静男	贄田 勝正	田口 光明	鈴木 和市	鈴木 義友	鈴木 實春	島田 郁生	小宮 國治	小久保 二三男	小久保 光治	神山 昌美
埼玉県比企郡滑川 町大字山田千四百 六十七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千四百 十一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千三 百四十九番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千二 百七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千二 百九十七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千二 百七十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千八百 一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千四百 四十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千四百 三十二番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千七 百四十五番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千三 百二十四番地
埼玉県比企郡滑川 町大字山田字久保 田千四百番ほか十 二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字新井 千二百四十番一ほ か六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字山王 二千二百三十四番 一ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字小江 戸五千三十二番三 ほか二百三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字山王 二千二百七十六番 一ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字山王 二千二百二十二番 ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字稻荷 前五千七百五十一 番ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千六百五十一番 ほか四筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千六百七十九番	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字榎四 千四百五十三番ほ か二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千七百二十三番 ほか六十四筆
七、 六一〇	四、 一四六	六、 〇五七	一五四、 九三七	三、 三〇六	二四三	一一、 四七二	四、 九一四	二、 八六七	五、 九九三	六八、 〇四九

福田 茂男	野澤 正芳	野澤 文夫	野澤 利夫	西田 晴夫	贄田 基司	贄田 美津江	贄田 決	贄田 秀樹	贄田 忠雄	贄田 仁一
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾四百五十三番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千三百九十一番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千五百九十六番地一	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千三百三十四番地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千五十一番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田千四百二十八番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田千二百九十九番地一	埼玉県比企郡滑川町大字山田九百二十六番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田千三百番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田九百四十四番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田九百三十七番地
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字表前五千六百六十五番ほか四筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字久保田千四百一十一番ほか四筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字壺町田二千六百十二番一ほか五筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字仲区千七百四十四番ほか八筆	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字谷ノ前五千五百三十二番	埼玉県比企郡滑川町大字山田字久保田千三百八十五番ほか十二筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字久保田千三百九十五番一ほか七筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字三本木千百五十八番一ほか十筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字矢崎前千三百五十六番一ほか二筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字三本木千百九十五番一ほか六筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字三本木千二百八番一ほか六筆
八、六三七	六、三三七	四、四〇一	五、三七四	三、一四七	一二、一九〇	六、六四五	九、二〇六	六、〇八七	二、三六八	四、五七二

木口 和久	ひびきの農産株 会社	根岸 秀典	田村 勝	吉田 洋一	吉田 政彦	吉田 政史	吉田 昇	松本 知義	堀口 近三	堀口 和夫
埼玉県児玉郡神川 町大字新里千六百 八十九番地	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡美里 町大字猪俣二千七 百五十六番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木百五十 七番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二千八 百十二番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二千七 百六十七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千三 百四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千二 百二十八番地七	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千二 百九十二番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二千七 百二十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千七 百三十四番地
埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 六十八番ほか六十 筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字市場 一番ほか五筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字池下 七百四十一番一ほ か四十九筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字市場 一番ほか五筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字小川 谷東四千二百八番 ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字小川 谷四千二百二十二 番ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字天神 前四千三百四十三 番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字中在 家裡四千四百三番 ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字榎四 千四百四十六番ほ か三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字小川 谷四千二百三十一 番ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字榎四 千四百五十四番ほ か三筆
八三、 四一二	七、 九二三	八三、 三八四	七、 九二三	六、 六四三	八、 四二七	七、 〇九五	一〇、 〇八七	八、 六〇七	三、 三九八	五、 七六五

入 文 隆	安藤 利一	山田 浩	ひびきの農産株 式会社	萩原 康広	主山 義雄	中井 健一	高橋 文彦	清水 茂則	柴崎 剛	木村 豊
埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百六 十八番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明五百二 十七番地	埼玉県児玉郡神川 町大字新里百六十 三番地四	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡神川 町大字新里千八百 二十三番地一	埼玉県児玉郡神川 町大字新里千八百 十二番地	埼玉県児玉郡神川 町大字新里二千七 百九十八番地二一	埼玉県児玉郡神川 町大字新里千六百 八十番地	埼玉県本庄市児玉 町宮内千三百五十 五番地	埼玉県児玉郡神川 町大字新里千七百 七十四番地二一	埼玉県児玉郡神川 町大字新里六百二 十四番地一
埼玉県児玉郡上里 町大字五明字北房 谷戸七百五十五番 二ほか十筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字北房 谷戸七百五十二番 三	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 三十七番一ほか十 三筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 三十七番一番ほか 三十五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字上宿 千八百四十七番一 ほか十四筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字北塚 原三百二十番ほか 十四筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字上前 田二千四百三十番 ほか三十五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字上前 田二千四百四十六 番ほか四十九筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 五十番ほか十二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字上宿 千七百七十番一ほ か五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字上羽 根倉千九百九十六 番一ほか三筆
八、 〇七六	二、 二七七	一六、 六四三	五〇、 二一九	一〇、 一八二	一六、 七九〇	四四、 二六七	六五、 八九五	一三、 七五七	二、 七二八	六、 七六九

木本 孝司	株式会社ヤオコ	大澤 守男	大木 龍二	梅澤 功	吉田 昭一	吉田 昭	矢島 正和	ひびきの農産株式会社	塚越 康弘	金井 武司
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜二千二百九十五番地	埼玉県川越市脇田本町一番地五	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜千六百七十八番地一	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜二千六百二十一番地八	埼玉県大里郡寄居町大字今市七百十番地	埼玉県児玉郡上里町大字五明五百五十九番地一	埼玉県児玉郡上里町大字五明七百七十九番地一	埼玉県児玉郡上里町大字帯刀四百二十番地	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号	埼玉県児玉郡上里町大字帯刀四百四十番地	埼玉県児玉郡上里町大字五明七百三十二番地一
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字沼下二千二百五十九番	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字金井原千五百五番一ほか十一筆	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字金井原千五百一番	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字普光寺東千七百八十九番ほか一筆	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後塚田千九百五十四番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里町大字五明字天神林九百九十七番二	埼玉県児玉郡上里町大字五明字天神林九百七十一番三ほか一筆	埼玉県児玉郡上里町大字五明字北房谷戸六百八十四番三ほか二筆	埼玉県児玉郡上里町大字五明字北房谷戸六百九十四番四ほか十六筆	埼玉県児玉郡上里町大字五明字北房谷戸六百八十五番一	埼玉県児玉郡上里町大字五明字北房谷戸六百九十四番四ほか十二筆
二、一七七	一五、六二〇	二、二一八	三、五二〇	二、五五三	四、二二五	二、二六〇	一、九五二	三〇、四九二	一、一八一	二二、三二一

八木 大輔	株式会社藤江農 園	戸屋 政春	シユレスタ 勝
埼玉県北葛飾郡松 伏町大字田中一丁 目十番地八	埼玉県北葛飾郡松 伏町大字大川戸七 百八十三番地	埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜千六百 三十四番地	埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜二千六 百十六番地六
埼玉県北葛飾郡松 伏町大字大川戸字 砂田千七番ほか八 筆	埼玉県北葛飾郡松 伏町大字大川戸字 曾根田千三百八十 九番一ほか二筆	埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字金井 原千四百九十九番 ほか二筆	埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字古形 二千七百七十六番一 ほか一筆
七、 二五五	二、 二五一	五、 〇八八	六二六

二 認可年月日

平成二十八年三月二十三日

告示

埼玉県告示第四百十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
有限会社早川農場	埼玉県加須市平永八百二十三番地一	埼玉県加須市阿良川字流千八十九番ほか九筆	二一、七五〇
江原 浩昭	埼玉県鴻巣市前砂三百五十九番地	埼玉県鴻巣市三町免字老ノ耕地七十四番一ほか四筆	二、八八〇
吉田 和好	埼玉県鴻巣市小谷六百五十二番地一	埼玉県鴻巣市三町免字式ノ耕地二百八十五番	三、五四五
株式会社川島農園	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽八百十二番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚百八十六番ほか一筆	五、〇二六
株式会社農業舎	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽千二百八十八番地一	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽千二百六十二番ほか三筆	七、一三九
株式会社ヤマザキライズ	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽百八十五番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽二百十二番ほか十三筆	二六、六六八

二 申請年月日

平成二十八年三月九日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年三月二十九日から平成二十八年四月十二日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第四百十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県本庄市児玉町小平字柿木沢二三八一、二三八九、二三九二、二三九三の

一、二三九三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定により、兼用工作物の管理の方法について、河川管理者国土交通省関東地方整備局長と協議して次のとおり定めたので告示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

路線名	一般国道 四十四号
位置	秩父市大滝三千九百二十五番一丁目 先から同市大滝三千八百七十六番十 一 地 先 ま で
種類	道路
他の工作物の名称	一級河川 荒川 水系 水瀬川 川二瀬 ダム ダム 理用 路
管理区分	河川管理者 河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理
	道路管理者 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕及び道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理

告示

埼玉県告示第四百十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	百二十五号	行田市行田二四一番一地先から 行田市大字持田字油免二二二一番一三地先まで
県道	越谷流山線	越谷市瓦曾根二丁目二二四番一地先から 越谷市大成町六丁目五九番三地先まで
県道	さいたま幸 手線	白岡市岡泉字丸山一二六〇番二地先から 白岡市下野田字宿七一六番五地先まで
県道	春日部菖蒲 線	春日部市梅田三丁目四三三地先から 白岡市岡泉字丸山一二六〇番二地先まで
県道	平方東京線	八潮市大字大曾根五二八番一地先から 八潮市大字大曾根一五四一番一地先まで
県道	越谷八潮線	八潮市八潮八丁目三番六地先から 八潮市大字大曾根六四六番一地先まで

二 指定する期日

平成二十八年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告示

埼玉県告示第四百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十六年埼玉県告示第九十八号及び平成二十七年埼玉県告示第二百八十九号）のうち、次の区域の指定を解除する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鶴馬1丁目	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備えて置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
上ノ原団地	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。
鶴馬1丁目	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。

告示

埼玉県告示第四百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南中丸―2	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新右エ門新田―2	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
稲荷下	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大門―1	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大門―2	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
鶴馬1丁目	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上殿北	平面図等を埼玉県飯能	地すべり

下モ	空堀	大野	長谷―3―2	長谷―3―1	山根―1	小山	梅ノ久保	上殿南	
平面図等を埼玉県東松 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所及び東 松山県土整備事務所に 備え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
地すべり	地すべり	地すべり	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	地すべり	地すべり	地すべり	

駒沢 1 3	駒沢 1 2	中郷 1	駒沢 1	駒沢 2	井森 ― 2	井森 ― 1	中郷 1	中郷 2	田村 2	田村 1	
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	

神ノ原1―1	神ノ原1―1	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桧河原―3	桧河原―3	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桧河原―2	桧河原―2	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桧河原―1	桧河原―1	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
聖天1	聖天1	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
腰沢	腰沢	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
高田沢	高田沢	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
柿ノ久保2	柿ノ久保2	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
峠の沢	峠の沢	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
柿ノ久保1	柿ノ久保1	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
神ノ原沢2	神ノ原沢2	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流

馬場 3	馬場 1―2	馬場 1―1	淵平 1	洗馬草沢	伊豆沢	大久保沢	乳子沢	桐久保沢	釜ノ沢 2	柿ノ久保 4	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

伊豆沢和田2―2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
沢浦7	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
ハシノ沢	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
吉井1―1	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
吉井1―2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
吉井1―3	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
吉井1―4	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
吉井1―5	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
吉井1―6	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
吉井2―1	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
吉井2―2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

宿―2	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
金尾	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり
末野	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり
風布	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地すべり

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新右エ門新田―2	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。
稲荷下	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。
大門―1	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。
大門―2	平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県

	<p>さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上ノ原団地</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>鶴馬1丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び富士見市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>山根1</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>長谷3-1</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>長谷3-2</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>石神沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

上蒔田 7	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に供する。
上蒔田 5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
上蒔田 1 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
上蒔田 1 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
上蒔田 1 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中蒔田 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
上蒔田 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>駒沢 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中郷 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>駒沢 1 2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>駒沢 1 3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中郷 8</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中郷 9</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

井森3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
駒沢3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
駒沢8	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中郷3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中郷4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中郷5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中郷6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

神の原沢2	所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
峠の沢	所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
柿ノ久保2	所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
高田沢	所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
聖天1	所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
桧河原―1	所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
桧河原―2	所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>神ノ原1―1</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>神ノ原1―2</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>神ノ原1―3</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>仲居向―1</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>仲居向―2</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>聖天1―1</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>

馬場3	馬場1―2	馬場1―1	淵平1	洗馬草沢	伊豆沢	大久保沢	
平面図等を埼玉県 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
伊豆沢西平2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
伊豆沢西平1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
沢浦1―1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
沢浦1―2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
中海戸	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
馬場5	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

吉井2―3	平面図等を埼玉県 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県
吉井2―2	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
吉井2―1	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
吉井1―6	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
吉井1―5	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
吉井1―4	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
吉井1―3	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
風殿 1	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
綾平 1	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
馬場 4―1	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
馬場 4―2	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
馬場 2	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
風殿 3―1	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>

風殿3―2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
風殿2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
風殿6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
風殿7	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
馬場8	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
綾平2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
綾平3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦

宿	風布―2	後山沢2	風殿4	風殿5	吉井4	吉井3	
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。

	<p>所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>元宿―3</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>金尾―1</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>金尾―2</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>宿―1</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>宿―2</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

告 示

埼玉県告示第四百十八号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 河川の名称
第二大場川
- 二 指定に係る河川区域の存する区間
上口調節池
右岸 三郷市泉三丁目四番地先
- 三 指定に係る河川区域
関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

告 示

埼玉県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和六十

年埼玉県告示第六十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十二年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三百四十号、平成二年埼玉県告示第七百七十五号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第九百三十三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第千七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千七百八十四号、平成八年埼玉県告示第五百七号、平成九年埼玉県告示第四百十五号、平成十年埼玉県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第千三百一十一号の事業地に、旧岩槻市の昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十二年埼玉県告示第千五百一十一号、平成二十四年埼玉県告示第四百九十一号、平成二十五年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示四百二十七号、平成二十五年埼玉県告示四百二十一号、平成二十六年埼玉県告示四百二十二号の事業地に埼玉県さいたま市浦和区大原二丁目、三丁目及び五丁目並びに大宮区天沼町一丁目及び二丁目並びに寿能町二丁目並びに堀の内町二丁目及び三丁目並びに三橋二丁目及び四丁目並びに北区大字今羽町並びに大字奈良町並びに大字別所町並びに大字本郷町並びに吉野町一丁目及び二丁目並びに桜区大字在家字稲荷、字大角、字志加田、字武低、字道免及び字堀合並びに大字宿字神子田、字久保堀、字拾耆堀、字深町、字二重川及び字宮前並びに大字塚本字神子田並びに西区大字飯田字裏並びに大字内野本郷字西原、字上野原及び字新田並びに大字指扇字戸並びに大字清河寺字北原、字須場、字天山、字中原、字西原及び字東谷並びに大字高木字稲荷前、字根

貝戸及び字東浦並びに大字中野林字中郷並びに大字西遊馬字氷川下並びに大字西新井字大山及び字本村前並びに大字二ツ宮字後谷、字江川及び字七島並びに大字宝来字八反田及び字葭野並びに大字水判土字堀の内並びに三橋五丁目及び四丁目並びに大字宮前町並びに緑区大字大間木字悪水東、字八町及び字附島並びに大字大牧字附島並びに大字下山口新田字八丁下並びに見沼区大字大谷字八石、字向大谷西及び字向大谷東並びに加田屋一丁目及び二丁目並びに大字加田屋新田字内田並びに大字片柳字原山並びに大字上山口新田字悪水向並びに大字小深作字小山及び字小深作前並びに大字笹丸字荒神及び字元荒神並びに大字染谷字後丁、字中通北、字中通南及び字氷川並びに染谷一丁目、二丁目及び三丁目並びに大字西山新田並びに大字西山村新田字築越並びに大字東新井字天神越並びに大字東宮下字諏訪、字西及び字子ノ神並びに東宮下一丁目並びに大字膝子字辻並びに大字御蔵字木野下、字小ヶ谷戸、字小松台、字砂久保及び字高見並びに大字宮ヶ谷塔字前並びに大字山字北原及び字高野原並びに岩槻区大字飯塚字乾谷、字原地、字溜及び字本田並びに大字岩槻字西原一及び字西原二並びに大字上野字八番並びに大字裏慈恩寺字新房並びに大字表慈恩寺字西及び字南並びに加倉五丁目並びに大字加倉字谷ツ合、字坂下及び字川通並びに大字柏崎字上組及び字勘五郎並びに大字古ヶ場字白水並びに大字慈恩寺字西向山及び字前並びに城南一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目並びに大字真福寺字新田、字中道、字新堤、字原及び字谷頭並びに大字徳力字西並びに大字長宮字前田並びに南平野四丁目及び五丁目並びに大字原町並びに府内三丁目及び四丁目並びに大字本宿字西並びに大字箕輪字東並びに大字村国字江入穴、字屋敷、字上立、字中島、字道下、字里及び字鋳物屋敷並びに大字谷下字鎮守裏地内において事業地を変更する。

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第十回）をしたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 土地区画整理事業の名称

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

二 施行者

埼玉県

三 事業期間

変更前 昭和六十二年三月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで

変更後 昭和六十二年三月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで

四 変更の年月日

平成二十八年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から

平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東、字高井、及び字西の各一部、泉一丁目の一部、
鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更認可の年月日

平成二十八年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

三島開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十七年九月八日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十一番六号

六 設立認可の年月日

平成二十七年九月八日

七 変更認可の年月日

平成二十八年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「処分」を「随意契約による処分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「施行規程第七条の規定による随意契約の方法による保留地の買受けを希望する者」を「買受希望者（随意契約による処分の相手方となることを希望する者をいう。ただし、前項の規定により知事が必要な資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。）」に、「保留地買受け申込書を」を「保留地買受け申込書に知事が必要と認める書類を添付して、」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、必要があると認めるときは、施行規程第七条の規定による随意契約の方法による保留地の処分（次項及び第三項において「随意契約による処分」という。）の相手方となるために必要な資格を定めることができる。

第十六条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二十条中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

第二十二条第二項中「現状」を「原状」に改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」及び「第15条第1項」を「第15条第2項」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第17条関係)

保 留 地 売 買 契 約 書

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行者埼玉県(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、保留地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、次に掲げる保留地(以下「本件保留地」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 保留地番号 | |
| (2) 街区番号 | 街区 |
| (3) 画地番号 | 画地 |
| (4) 地積 | m ² |

(契約代金)

第2条 本件保留地の契約代金は、金 円
(1平方メートル当たり 円)とする。

(契約代金等の支払)

第3条 乙は、金 円を 年 月 日までに甲が指定する方法で納付しなければならない。

2 乙が予約金として納付した金 円は、前条の契約代金に充当する。

(違約金の徴収)

第4条 乙は、前条第1項に定める期限までに、同項に規定する額を納入しなかったときは、遅延日数に応じ、第2条の契約代金に年2.8パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(保留地の使用)

第5条 甲は、売買代金を受領したときは、遅滞なく本件保留地を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により本件保留地の引渡しを受けたときは、本件保留地を使用し、又は収益することができる。

(契約書の更正)

第6条 本件保留地について出来形確認測量により地積の増減があったときは、その地積の増減に応じ第2条の単価により算出した金額をもって清算し、本契約書の更正(地積及び契約代金に係る部分に限る。)をするものとする。ただし、その地積の増減が1平方メートル以下である場合は、清算は行わない。

(瑕疵担保責任)

第7条 本件保留地に隠れた瑕疵がある場合には、民法(明治29年法律第89号)第570条の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する本件保留地の引渡しの日から2年間に限り甲がその責めを負うものとする。

(所有権移転の時期)

第8条 保留地の所有権移転の時期は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項に規定する換地処分の日(以下この条において「換地処分の公告の日」という。)以前に契約代金が完納されたものについては、換地処分の公告の日の翌日とする。ただし、契約代金が完納されていないものについては、契約代金が完納された日の翌日とする。

(所有権移転の登記)

第9条 本件保留地の所有権移転の登記は、契約代金が完納され、かつ、土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、甲が所轄法務局に囑託して行うものとする。

2 前項の場合において、登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除できるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成18年埼玉県告示第803号)の規定又はこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙から契約を解除したい旨の申出があったとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（契約解除に伴う原状の回復）

第11条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、速やかに自己の費用で本件保留地を原状に回復して返還しなければならない。

2 乙が原状回復を行わない場合には、甲は乙に代わり、本件保留地を原状に回復することができるものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 乙の責に帰すべき事由以外の事由により契約を解除する場合においては、前2項の規定は適用しない。

（契約代金の還付）

第12条 甲は、第10条の規定により契約の解除があり、前条第1項の規定による本件保留地の返還があったときは、乙に対し契約代金から予約金を差し引いた額を還付するものとする。

2 甲は前項の規定により還付するに当たり、前条第2項の規定により乙が負担する費用があるときは、その費用の金額を控除して還付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、乙から契約を解除したい旨の申出があった場合で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約代金が完納されるまでの間に限り、乙が既に納付した金額の全額を還付することができる。

(1) 当該保留地が災害により使用できなくなったとき。

(2) 乙が死亡したとき。

(3) 契約後に、甲と保留地担保協定を締結している金融機関の審査等により融資が得られず、資金確保が困難となったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、乙の責めに帰すべき事由以外の事由によるとき。

4 前3項の規定により還付する金額には、利子を付さない。

（契約の費用）


第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（定めのない事項）

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
甲 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業
施行者 埼玉県
代表者 埼玉県知事 

住 所

乙 氏 名 

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

埼玉県景観計画を変更したので、景観法（平成十六年法律第一百十号）第九条第八項の規定において準用する同条第六項の規定により、その計画図及び計画書の写しを埼玉県都市整備部田園都市づくり課及び各県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号口に次のように加える。

- (37) 一般県道児玉新町線のうち上里町道三千三百十八号線及び上里町道四千二百三十三号線との交点から上里町道二千四百八十号線及び上里町道四千七十六号線との交点までの区間並びに当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域並びに上里町道二千四百八十号線との交点から上里町道三千八十一号線との交点までの区間及び当該区間の路端から西側五十メートル以内の区域、上里町道二千四百八十号線のうち上里町道藤木戸・勝場線との交点から一般県道児玉新町線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域並びに上里町道藤木戸・勝場線のうち上里町道二千四百八十号線との交点から上里町道二千四百二二号線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域

告示

埼玉県告示第四百二十八号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

しらこぼと公園

二 位置

さいたま市岩槻区末田地内

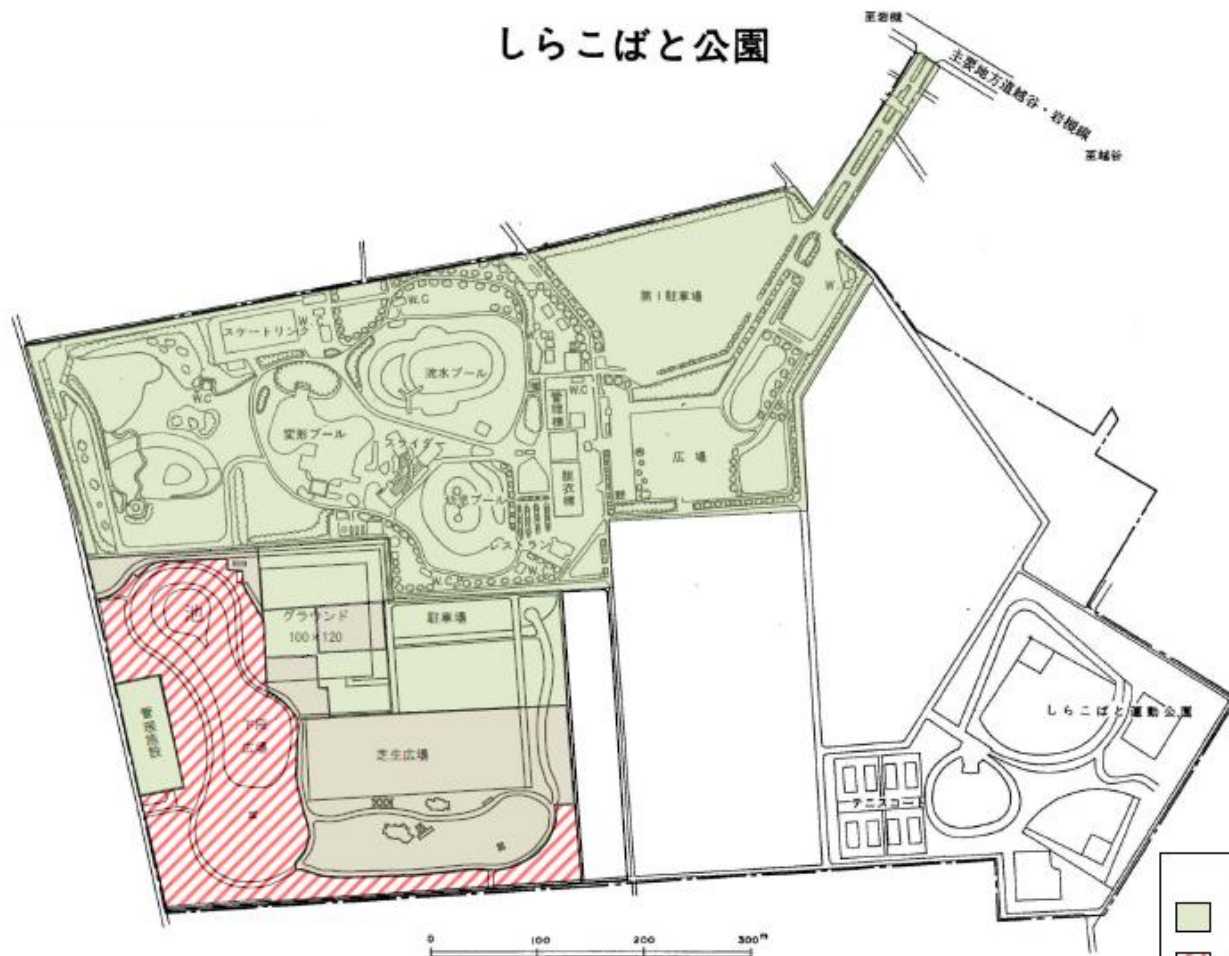
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十八年四月一日

しらこぼと公園



供用開始する区域の面積 4.21ha

凡例

- 開設済の区域
- 今回供用開始する区域

告示

埼玉県告示第四百二十九号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

まつぶし緑の丘公園

二 位置

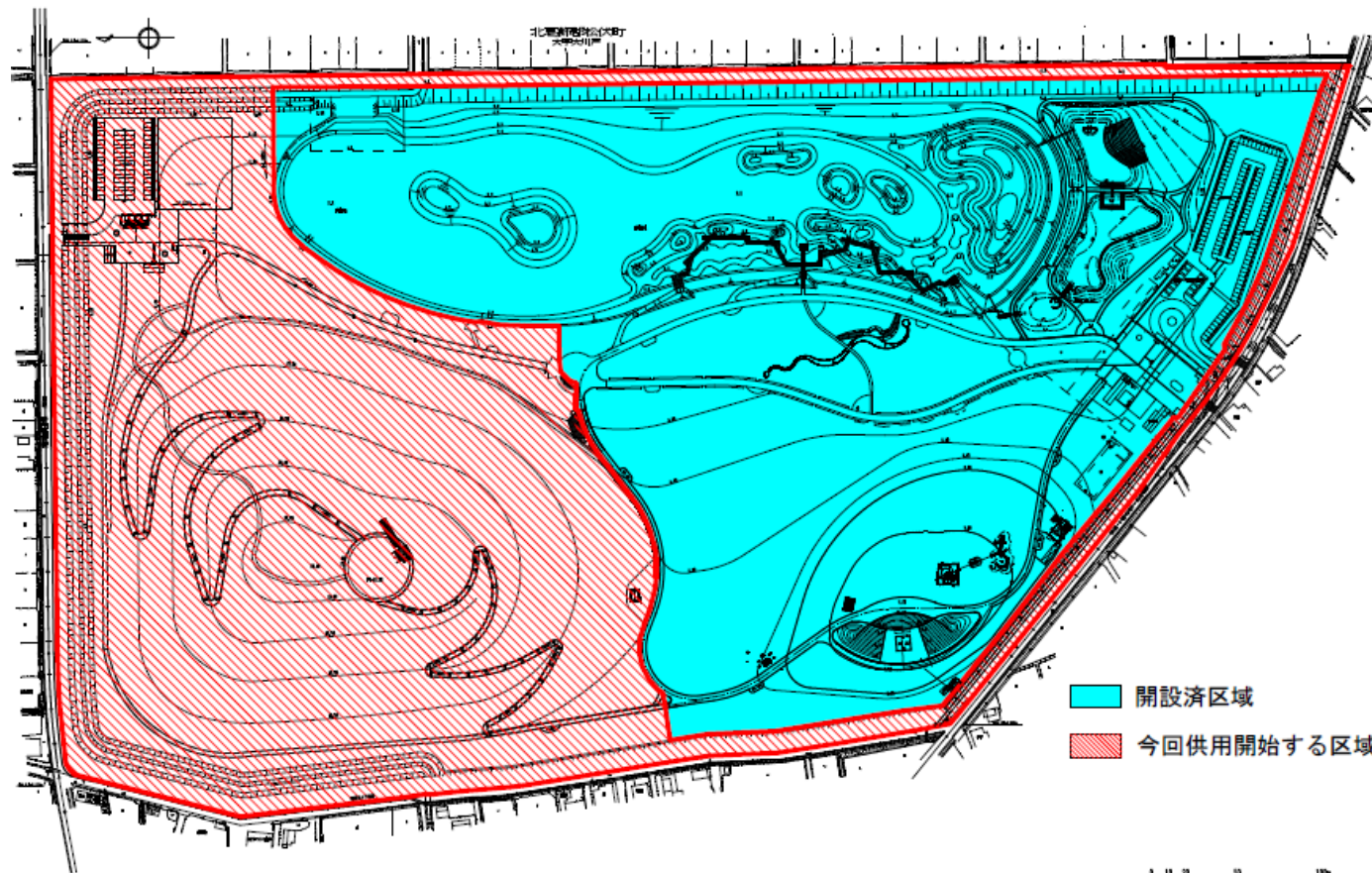
北葛飾郡松伏町大字大川戸地内

三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十八年四月一日



供用開始する区域の面積 11.2ha

- 開設済区域
- 今回供用開始する区域

告示

埼玉県告示第四百三十号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

加須はなさき公園

二 位置

埼玉県加須市船越地内

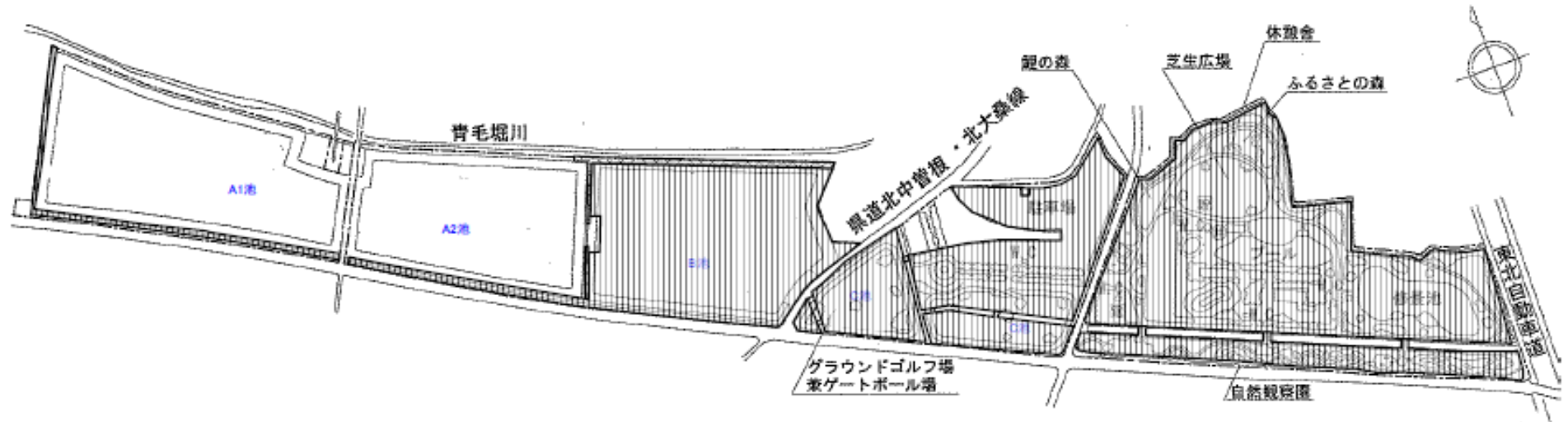
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日



平成二十八年四月一日

加須はなさき公園



供用開始する区域の面積 0.23ha

—凡例—

-  供用済の区域
-  今回供用開始する区域

告示

埼玉県告示第四百三十一号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、収納代理金融機関の表株式会社りそな銀行の項の次に次のように加える改正規定及び同表楽天銀行株式会社の項の改正規定は、平成二十八年四月十二日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

収納代理金融機関の表株式会社りそな銀行の項の次に次のように加える。

株式会社ジャパ ンネット銀行	東京都新宿区西 新宿二丁目一番 一号	同右	マルチペイメン トネットワーク 収納サービス を利用した埼玉 県の公金の収納 事務
-------------------	--------------------------	----	--

収納代理金融機関の表楽天銀行株式会社の項中「マルチペイメントネットワーク
収納サービスを利用した埼玉県の公金の収納事務」を「同右」に改め、同表株式会
社みちのく銀行の項を削り、同表株式会社群馬銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同
右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改め、同表株式会社商工組合中央金庫の項事
務取扱店舗の範囲の欄中「同右」を「国内に所在する店舗」に改め、同表あすか信
用組合の項事務取扱店舗の範囲の欄中「同右」を「埼玉県内に所在する店舗」に改
め、同表戸田市農業協同組合の項からあだち野農業協同組合の項までを削る。

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県上尾市本町三丁目一番一号

特定非営利活動法人上尾ふれあいの店

二 指定年月日

平成二十八年三月二十二日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>県道行田東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市大字松山字聖天久保二 四四九番一地从から 同市大字松山字加平土腐二五五 〇番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年十二月十六日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第三十七号に で告示した道路予定区域の 供用開始である。延長三〇 九・八三メートル。</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

<p>県道熊谷児玉線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市長在家字北台二八一三番一地先から 同市折之口字中廓三九七番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十八年四月二十五日付け埼玉県 熊谷県土整備事務所長告示第二十二 号で告示した道路予定区域の一部供 用開始である。 延長 一、四六八・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 原郷熊谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
熊谷市玉井一丁目二七番地先まで	深谷市東方字籠原三二九三番一地先から	区間
<p style="text-align: center;">一一・〇〇〃 一一・二二</p>	<p style="text-align: center;">六・九六〃 一一・〇三</p>	敷地の幅員 (メートル)
四八〇・一三		延長 (メートル)
		備考 熊谷市土地区画整理事業

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新堀尾島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>同市新堀字籠原裏九三三番地先 ま で</p>	<p>熊谷市新堀字籠原裏八八〇番四 地 先 から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇 〇 二一・二一</p>	<p>六・八〇 〇 一三・〇三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇三・〇九</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考 熊谷市土地区画整理事業</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

<p>さいたま栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市東大輪字浅間下二〇九七番二地 先から同市東大輪字浅間下二〇九九番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十四年五月七日付け埼玉県告示第九 〇九号で告示した道路予定区域の供用開 始である。 延長 三三・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市東大輪字浅間下二一〇四番一 地先から同市八甫字天王川一三九一 番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一九・八〇〃 二〇・〇〇</p>	<p>一六・八〇〃 一七・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四七・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事である。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
丁目八六三番一地先まで 地先から北葛飾郡杉戸町清地三	丁目五五五番四地先まで	南埼玉郡宮代町字中島三九番一 地先から北葛飾郡杉戸町清地二	区 間
一六・〇〇〇 四九・九七	六・一三〇 一七・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
八八六・五九	一一二四・八〇	延 長 (メートル)	
			備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年三月十六日

指令川建セ第二七〇〇六二一号

二 検査済証番号

平成二十八年三月二十三日

川建セ第二七〇一〇〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字南精進場四百六十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目九番三号

清水 剛

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会情報公開実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県議会議長 宮 崎 栄治郎

埼玉県議会情報公開実施要綱の一部を改正する告示

埼玉県議会情報公開実施要綱（平成十一年埼玉県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県公営企業告示第十六号

平成十三年埼玉県公営企業告示第四号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により公営企業管理者が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

告示文中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院スマートホンシステム整備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

3 落札者を決定した日

平成 28 年 3 月 10 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日本電気 関東甲信越支社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番 17 号

5 落札金額

59,400,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 28 年 1 月 29 日

告示

埼玉県病院事業告示第九号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表診療及び検査の項第五号の項中

埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター及び埼玉県立小児医療センターのセカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金	三十分につき一〇、九〇〇円 （三十分を超える部分について、三十分までごとに五、四五〇円を加算した額）
--	---

を

セカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金	三十分につき一〇、九〇〇円 （三十分を超える部分について、三十分までごとに五、四五〇円を加算した額）
--	---

に改める。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

平成二十二年埼玉県流域下水道告示第四号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により埼玉県下水道事業管理者が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

告示文中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

告 示

埼玉県教委告示第十五号

平成十三年埼玉県教委告示第十八号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により埼玉県教育委員会が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

告示文中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二十三号中「第四十二條」を「第四十二條第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示
埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年地方労働委員
会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とする。

「第五条」を「第四条」とし、「第六条」を「第五条」とする。

第七条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とする。

第十二条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県労働委員会告示第三号

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程（平成六年地方労働委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「（昭和三十七年法律第六十号）」を「（平成二十六年法律第六十八号）」に、「第六条又は第七条」を「第二条又は第三条」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「同法第四十八条において準用する」を削り、「第二十一条」を「第二十三条」に改め、同条第七号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第八号中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十七条」を「第四十五条、第四十六条又は第四十九条」に、「決定」を「裁決」に改める。
第五条第六号及び同条第七号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県労働委員会告示第四号

埼玉県労働委員会の公文書開示事務の処理に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会の公文書開示事務の処理に関する規程の一部を改正する告示

会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に、「第六条」を「第二条」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「第七条」を「第三条」に、「不服申立て(以下これらを「異議申立て等」という。)」を「審査請求(以下これらを「審査請求」という。)」に、「第四十七条又は第五十条」を「第四十五条、第四十六条又は第四十九条」に改める。

第六条第一号中「異議申立て等」を「審査請求」に、「行服法第四十八条及び第五十二条において準用する同法第二十一条」を「行服法第二十三条」に、同条第二号中「異議申立て等」を「審査請求」に、第四号中「異議申立て等」を「審査請求」に、「行服法第四十七条又は第五十条」を「行服法第四十五条、第四十六条又は第四十九条」に改める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県収用委員会会長 白 鳥 敏 男

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したもの」を「若しくは複写したもの」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「以下」を「第三項において」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県収用委員会会長 白 鳥 敏 男

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二十三号中「第四十二條」を「第四十二條第三項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する目的で行う場合であって埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程（平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この規則の施行の前に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。